

Shinkin Central Bank Monthly Review

信金中金月報

第21巻 第9号(通巻599号) 2022.9

信用金庫のガバナンスの特性を活かした
地域活性化への取組み

改めて考える「女性活躍の推進」とは何か
ー過去・現在から未来へー

ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて②
ー信用金庫として知っておきたい「脱炭素」のキーワードー

生の声から読み解く中小企業の実態
ー全国中小企業景気動向調査(2022年4-6月期)よりー

地域銀行の食品ロス削減支援への取組みについて

健康管理アプリ導入による健康経営の推進強化策について

地域・中小企業関連経済金融日誌(7月)

統計



信金中央金庫

SCB

「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

- 対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域」「中小企業」「協同組織」に関連する金融・経済分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。
- かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、①懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取組みを目指していること、②要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。
- 信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ (<https://www.scbri.jp/>) に掲載されている募集要項等をご参照ください。

編集委員会 (敬称略、順不同)

- | | | |
|------|-------|------------------------|
| 委員長 | 地主 敏樹 | 関西大学 総合情報学部教授 |
| 副委員長 | 藤野 次雄 | 横浜市立大学名誉教授 |
| 委員 | 打田委千弘 | 愛知大学 経済学部教授 |
| 委員 | 永田 邦和 | 長野県立大学 グローバルマネジメント学部教授 |
| 委員 | 村上 恵子 | 県立広島大学 地域創生学部教授 |

問い合わせ先

信金中央金庫 地域・中小企業研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局 (担当：奥津、品田)

Tel : 03(5202)7671 / Fax : 03(3278)7048

| | | | |
|---------|--|-------------------------|----|
| | 信用金庫のガバナンスの特性を活かした 地域活性化への取組み | 信金中央金庫 地域・中小企業研究所長 大野英明 | 2 |
| 調 査 | 改めて考える「女性活躍の推進」とは何か ー過去・現在から未来へー | 平岡芳博 | 4 |
| | ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて② ー信用金庫として知っておきたい「脱炭素」のキーワードー | 藁品和寿 | 17 |
| | 生の声から読み解く中小企業の実態 ー全国中小企業景気動向調査(2022年4-6月期)よりー | 品田雄志 | 29 |
| | 地域銀行の食品ロス削減支援への取組みについて | 刀禰和之 | 39 |
| | 健康管理アプリ導入による健康経営の推進強化策について | 刀禰和之 | 47 |
| 経済金融日誌 | 地域・中小企業関連経済金融日誌(7月) | | 55 |
| 信金中金だより | 信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(7月) | | 58 |
| 統 計 | 信用金庫統計、金融機関業態別統計 | | 60 |

信用金庫のガバナンスの特性を活かした 地域活性化への取組み

信金中央金庫 地域・中小企業研究所長
大野 英明

今般、複数の上場地銀の2021年度定時株主総会において、海外の投資ファンドから特別配当を求める株主提案がなされた。同ファンドの要求は、保有している株式から受け取る年間配当の100%に相当する額と、コアの銀行業務における純利益の50%を還元することであった。これを受けて各行は、健全性の確保や地域経済発展への取組み、総還元性向の向上などを理由として総会で反対を表明し、いずれも株主提案は否決されている。同ファンドがこのような提案に至った背景としては、各行ともPBR（株価純資産倍率）が1を大幅に下回り、ROE（株主資本利益率）も他行に比して低迷していたことがあげられ、特に保有株式から得ている多額の配当が、低迷するコアの銀行業務へ流用され、事業の成長に有効活用されていないと同ファンドは判断しているようであった。

地域金融機関には、地域活性化に向けた中長期的な取組みに加えて、経営環境の変化や災害などへの備えも求められており、安定的に事業を継続するためには、リスクバッファーとなる自己資本の蓄積が不可欠である。しかしながら、株式会社に対する株主の主たる関心事は、配当と株価上昇による収益の極大化であり、内部留保が多額であるがゆえにPBRやROEが低迷していると、資本が過剰で有効に活用されていないと判断され、株主への還元圧力が高まるおそれがある。また、地域に縁もゆかりもないグローバルな投資家に対しては、地域活性化への取組みが事業の成長につながることを、合理的に説明して理解を得る必要があり、コミュニケーションが不十分であった場合は、衰退している地域から店舗等を撤退し、経営資源を都市部や収益性の高い事業領域へ集中することが求められる可能性がある。

一方、協同組織の地域金融機関である信用金庫は、出資者との関係性において、株式会社である銀行とは異なる特性を有している。①株主は会社の所有者であり、必ずしも利用者ではないが、信用金庫の出資者である会員は、融資の利用を主たる目的としている。②会員相互が平等に金融サービスを利用するという観点から、意思決定機関である総会での議決権は、出資額に関わらず1人1票とされており、経営の監督や支配が出資の動機とはならない。③出資に対する配当は、信用金庫の定款で上限が定められていることに加え、出資・譲渡・脱退は額面を

上限として実施されるため、収益獲得が出資の動機とはなりにくい。④信用金庫は地域内の資金循環を目的として営業エリアが制限され、地域内に居住する・事業を営む・勤労に従事する等の要件を充たすことが会員資格となっているため、地域に縁もゆかりもない者が会員になることはなく、会員相互にも地区を介した人的結合がある。これらの特性を勘案すると、信用金庫と会員の間において、上記の地銀と投資ファンドのように利害が対立することは、限定的と思われる。しかしながら、人口減少局面での地域活性化に向けた取組みは、短期的に収益を確保することが困難なケースが多いことから、地域経済循環と経済波及効果に留意して取り組む必要がある。

例えば、公共施設等の老朽化や人口減少・高齢化に伴う施設の統廃合、市町村合併に伴う公共施設の再編に際しては、PPP・PFIの活用が推奨されているが、プロジェクトを安易に大手（地域外）のコンサルタントやゼネコン等に丸投げすると、投資された資金は地域外に流出することとなり、大きな経済波及効果は期待できない。資金を地域内で循環させ、経済波及効果を高めるには、地域の企業が連携して整備・維持管理・運営・資金調達の役割を、できる範囲で担うようにプロジェクトを組成する必要がある。また、地域における再生可能エネルギーの導入は、脱炭素・省資源の実現に加え、地域雇用の創出、エネルギー代金として流出していた資金の地域内での循環、災害時のエネルギー確保によるレジリエンスの強化といった経済・社会的な効用が期待できる。

なお、PPP・PFIは、主に人口20万人以上の地方公共団体で活用されているが、近時、規模の小さな地方公共団体においても活用が広がっており、小規模なプロジェクトが増加している。また、再生可能エネルギーの導入においても、中山間部の小水力発電など、小規模なプロジェクトが計画されている。しかしながら、このような規模の小さい案件は、計画の蓋然性が確保されていたとしても、収益性の観点から株式会社の銀行では優先順位が劣後し、融資対象となりえないケースがある。一方、信用金庫は、会員と地域を介してつながっており、地域の持続的な発展という価値を共有していることから、銀行とは異なるスタンスで地域活性化へ取り組むことができる。例えば、プロジェクト単体の収益だけではなく、地域経済循環によってもたらされる経済波及効果も融資の判断材料とすれば、銀行では対応が困難な小規模プロジェクトも検討対象とすることが可能となる。このようなスタンスで地域活性化に取り組むことが可能な組織であることを、各ステークホルダーへ丁寧に説明することによって、銀行との差別化が図られ、信用金庫に対する地域からの期待も高まるものと思われる。

改めて考える「女性活躍の推進」とは何か

－ 過去・現在から未来へ －

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主席研究員

平岡 芳博

(キーワード) 女性活躍、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会、女性活躍推進法、ジェンダーエクイティ、男女の賃金の差異、ジェンダーギャップ指数

(視 点)

女性活躍推進法の全面施行（2016年4月）から6年余りが経過したが、女性活躍推進の場面では、ここに来て“停滞感”のようなものが観察されている。

本稿では、女性活躍推進の「目指す姿」が十分に共有されて来なかったこともその要因との推定の下、わが国の女性活躍推進を形づくってきた主な法律を振り返り、「目指す姿」を俯瞰的にイメージする。また、労働関連のマクロデータから、わが国の女性活躍推進の進行状況等を確認した上で、女性活躍の推進に向けた課題等に論及する。

なお、本稿では、新聞記事やレポート等で「わが国の女性活躍推進の遅れを象徴するランキング」として言及されることも多い「ジェンダーギャップ指数」を採り上げ、その算定プロセスを明らかにするとともに、指数としての性向や適切性等も考察している。

(要 旨)

- わが国の女性活躍推進の土台をなす3つの法律（男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法）は、30年をかけて間欠的に制定されてきたこともあって個別性が高い。構成や射程において明らかな連続性があるわけでもないが、それぞれに込められたビジョンが積み重なることで、わが国の女性活躍推進の形が作り上げられてきた。
- 女性活躍推進法は、職員数が一定規模を超える事業者に対し、自社の女性活躍に関する状況把握や課題分析に加え、それらを踏まえた行動計画の策定・届出、および女性活躍推進に関する情報の公表を義務付けている。
- わが国の女性活躍の推進状況は、女性の労働参加（就業者数、就業率）はかなり進展したが、管理職への登用状況や賃金水準などには、押しなべて現在も男女差が存在している。
- 状況の打開に向けては、個々の事業者がそれぞれの実態を踏まえて課題を拾い上げ、どうすれば改善できるのかを精緻に検討することが、実効性ある対策につながると考えられる。

はじめに

女性活躍推進法（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」）の全面施行（2016年4月）から6年余りが経過した。

同法には、“女性の職業生活における活躍の推進”の基本原則のほか、推進に向けた国・地方公共団体・事業主の責務等が定められているが、「一般事業主行動計画」の策定・届出義務を負う一般事業主（国や地方公共団体以外の事業主）の範囲が本年4月1日をもって拡大し、それまで努力義務者にとどまってきた小規模の事業主（常時雇用する労働者数101人以上300人以下）も行動計画の策定・届出義務を負うところとなっている。

女性活躍推進の一翼を担う事業主サイドが増強される一方で、活躍の体現主体となるべき従業員サイドにおいて「一般事業主行動計画」に対する認知が十分に得られていないことを示唆する調査結果も出ている。企業の従業員を対象に（公財）21世紀職業財団が行った総合アンケート『ダイバーシティ推進状況調査』^(注1)の調査・分析報告は、企業の行動計画に対する自社従業員（＝回答者）からの認知度が低い傾向にあり、また、その2年前の同種アンケート^(注2)の回答と比べて認知度が高まっていなかったことに触れている。ここに来て女性活躍推進の場面で観察されはじ

めた“停滞感”のようなものについては、新聞報道でも採り上げられている^(注3)。

では、それらをもたらしている要因は何か。

ひとつには、わが国の“女性活躍推進”を40年近くにわたって形づくってきた主要法制^(注4)の射程や内容が、それぞれ制定時の時代背景等も反映して個別性が高く、俯瞰的な理解が簡単ではないことが挙げられる。また、実際の運営ルール（法に基づく基本計画、基本方針や省令等に下ろされ具体化・細分化されていることが多い）が一般からは見えづらくなっていることも要因といえよう。

つまるところ、“停滞感”の要因としては、女性活躍推進に取り組む必然性と「目指す姿」が共有されて来なかったことが大きいのではないか。

本稿では、まず女性活躍の推進にかかる主な法律を振り返り、「目指す姿」を俯瞰的にイメージする。次に、労働関連のマクロデータを概観し、わが国の女性活躍推進の進行状況等を確認する。その上で、「目指す姿」の実現に向けた課題等に論及する。

なお、本稿では、新聞記事やレポート等で「わが国の女性活躍推進の“停滞”を象徴するランキング」として枕詞的に言及されることも多い「ジェンダーギャップ指数」を採り上げ、その算定プロセス（適用指標や算出式等）を明らかにするとともに、指数としての性向や適切性等についても考察する。

(注)1. 10業種、従業員100人以上の企業に勤務する20～59歳の男女正社員（管理職以外の一般社員）を対象に、2020年1月に実施。有効回答数4,500（男女各2,250名）。結果公表2020年7月

2. 女性を対象として2018年3月に実施

3. 日本経済新聞2022年1月20日（朝刊）『女性活躍、模範企業も停滞 計画達成4割強』（大手“えるぼし企業”156社から直近行動計画の達成度を聞き取った結果を基にした記事）

4. 男女雇用機会均等法（1986年4月施行）、男女共同参画社会基本法（1999年6月施行）、女性活躍推進法（2016年4月全面施行）など。

1. “女性活躍推進”を巡るこれまでの流れ—土台をなす3法令を中心に

図表1は、“女性活躍推進”に関連した主な法令の施行状況を、時系列で示したものである。

以下、わが国の“女性活躍推進”の土台をなす3つの法律（“男女雇用機会均等法”、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」）の内容を概観するとともに、制定の背景等も確認し、それぞれのビジョンといったものも見ていきたい。

(1) 男女雇用機会均等法

①男女雇用機会均等法制定以前の女性雇用法制

女性の雇用管理については、勤労婦人福祉法（1972年成立）によって育休や母性健康管理の努力義務が定められたものの、女性の時間外労働が労働基準法で制限されるなど、男性とは異なる法規制があった。

一方、国連による女子差別撤廃条約の採

択（1979年）など、男女の機会平等の達成に向けた動きの国際的な活発化もあり、わが国においても、職場における男女平等の実現を求める動きが強まっていた。

②男女雇用機会均等法の制定と改正

女子差別撤廃条約は、あらゆる女性差別を禁止するための立法措置等を義務付けており、同条約の批准に向け1985年に男女雇用機会均等法が成立、翌1986年に施行された。

なお、男女雇用機会均等法は、勤労婦人福祉法の改正という形をとり、その時点の正式名称は『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律』であった。女性労働者の“福祉”のための立法という性格を残しており、募集・採用、配置・昇進に関しては、性別を理由とした差別的扱いを禁止するのではなく、「(事業主は) 女子労働者に対して男子労働者と均等な取扱いをす

図表1 “女性活躍推進” 関連の主な法令の施行状況

| 1986 - 1999 | 2000 - 2009 | 2010 - 2021 | 2022 |
|--|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■“男女雇用機会均等法” 施行(1986年4月) | <ul style="list-style-type: none"> ■改正 “男女雇用機会均等法” 施行(1999年4月) ■改正 “男女雇用機会均等法” 施行(2007年4月) | <ul style="list-style-type: none"> ■改正 育児休業法(1995年10月)(※その後も数次にわたり改正) □「男女共同参画社会基本法」施行(1999年6月) | <ul style="list-style-type: none"> ■“女性活躍推進法” 全面施行(2016年4月) ▶「一般事業主行動計画」の策定・届出義務を負う一般事業主の範囲が拡大(2022.4.1) ▶「男女の賃金差異」情報の公開を必須化(常用労働者301人以上の企業)等(2022.7.8) |

るよう努めなければならない」として努力義務規定にとどめられるなど、不十分な内容にとどまった^(注5)。

男女雇用機会均等法は、1990年代初頭のバブル経済崩壊とその後の“就職氷河期”の到来で見直しの機運が高まったことを受けて1997年に改正され、法律名も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」と改められた（施行は1999年4月）。改正に伴い、募集・採用、配置・昇進に関する努力義務規定は、いずれも差別禁止規定（「労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない」）へと強化された。なお、逆に女性を優遇することについては、原則として許されない旨の有権解釈が示されたが、その上で、例外的にいわゆる「ポジティブ・アクション」^(注6)を許容する規定が新設された^(注7)。

女性に対する差別の禁止については、2006年の法改正（施行は2007年4月）で男女を問わない「性別」を理由とする差別の禁止に改められた。なお、「ポジティブ・アクション」については、差別の現状に照

らし、女性労働者にかかる事情を改善するための措置のみが認められる旨の条文が維持された。

以上のとおり、男女雇用機会均等法は、労働者が性別による差別を受けることなく職業生活を営むという、いわば基本的な勤労権の追求にかかる法的環境の確保（雇用管理における男女の「均等推進」）において一定の成果を上げたが、実践面での環境確保については様々な課題も残った。

その一つである仕事と家庭の「両立支援」については、少子化への危機意識も高まる中、育児休業等において法制面での整備が進められた。具体的には、育児を行う労働者の雇用継続による福祉増進、経済社会の発展を目的として新規立法された「育児休業等に関する法律」が1992年に施行され、1歳に達するまでの子を養育する男女労働者に向け、申出により連続した1回の育児休業を付与される権利が与えられるなどした。

育児休業法は、後に改正により育児・介護休業法となり、その後も数次にわたり改正された。

(注)5. 当時、労働省婦人少年局に設置された「男女平等法法制化準備室」で法案作りに携わった伊崎典子氏（現（公財）21世紀職業財団会長）は、後に「労働政策研究・研修機構」のレポート「女性労働政策の展開—『正義』『活用』『福祉』の観点から」（2011年10月）で、当時の状況につき次のように述べている。

「企業経営においては、長期勤続を期待する男性労働者を基幹的労働力に位置づけジョブローテーションで育成する一方、女性労働者については、その勤続年数等の就業実態等から短期勤続を前提として補助的な労働者と位置付けていた、いわゆる日本的な雇用管理が大企業中心に定着しており、その手法そのものが男女雇用機会均等法によって見直しを迫られるのではないかと危惧が広がりました。そのため『強い均等法には反対』という意見といわばセットの形で『保護が必要な状態のままで平等な取り扱いはできない』との主張となり、大いに議論がなされました。」

「結局、実際に成立したのは、募集、採用や配置、昇進については努力義務となった男女雇用機会均等法と女子保護規定を多く残存させた改正労働基準法で、『保護』視点から『平等』視点への即時の全面的な転換は実現しませんでした。これは女性労働者の意識や就業の実態そして日本企業の雇用管理の実態を反映した結果であったともいえます。」

6. 「ポジティブ・アクション」とは、一般的に「社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置」をいうとされる。（内閣府男女共同参画局ウェブサイトより）

7. 新9条「第5条から前条までの規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。」

(2) 男女共同参画社会基本法

1995年9月の「第4回世界女性会議」において、男女平等の確認や女性のエンパワーメント加速へのコミットメント等を謳った「北京宣言および行動綱領」(Beijing Declaration and Platform for Action) が採択され、各国政府は可能な限り1996年末までに自国の行動計画を策定し終えるよう求められた。

これを受けてわが国では、男女共同参画審議会(内閣総理大臣の諮問機関)での議論等を通じ、1996年末に行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定。その流れが1999年の「男女共同参画社会基本法」制定・施行へとつながるのである。

「男女共同参画社会基本法」は、“男女共同参画社会”^(注8)の「形成を総合的かつ計画的に推進することを目的」(第1条)として制定され、国・地方公共団体・国民それぞれの責務等を定めている。

国の責務としては、男女共同参画社会形成の促進に関する施策を策定し実施することとされ、当該施策は「積極的改善措置」を含む。「積極的改善措置」とは、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において(社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を)男女のいずれか一方に対し積極的に提供すること(第2条2項)とされる。いわゆる“ポジティブ・アクション”であるが、定義規定にあるとおり、ここでは女性だけでなく男性も対象とされている。

施策の総合的・計画的な推進を図るため、政府は「男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画を定めなければならない」とされている(第13条)。

この「男女共同参画基本計画」は、最新の「第5次」計画(2020年12月)まで数次にわたり発出されているが、盛り込まれている施策は発出の各時点における課題認識・基本方針を踏まえて多岐多様にわたっている。「第2次男女共同参画基本計画」(2005年12月)に盛り込まれた「社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が2020年までに少なくとも30%程度になることを期待」するとの目標は、その後の実績の動きも踏まえ「第5次」では「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める」とされた。

(3) 女性活躍推進法(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」)

第2次安倍政権の冒頭、成長戦略「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」(2013年6月)において「女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻す」ことが掲げられ、「『女性の力』を最大限発揮できるようにすることは、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、新たな成長分野を支えていく人材を確保していくためにも不可欠」とされる中、2014年秋に法案が提出された女性活躍

(注)8. 「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(法2条1項)

推進法は、審議・修正等を経て2015年8月に成立、2016年4月に全面施行された。

同法では“女性の職業生活における活躍の推進”に向けた国・地方公共団体・事業主の責務等が定められ、常時雇用する労働者数が300人を超える一般事業主（国や地方公共団体以外の事業主）については、自社の女性の活躍に関する状況把握及び課題分析を行い、それらを踏まえた数値目標や期間を含む行動計画の策定・公表、女性の活躍に関する自社の情報の公表（見える化）を行うことなどが義務付けられた（当該義務の対象は、2022年4月1日より常時雇用者数100人超の一般事業主に拡大）。

(4) 3法令の対比と連続性

ここまで見てきたように、わが国の“女性活躍推進”の土台をなす3つの法律は、30年をかけて間欠的に制定されてきたこともあって個別性が高く、構成やビジョンにおいても明らかな連続性があるわけではない。しかし、改めて全体を眺めると、各法令に定められた以下のようなビジョンが積み重なることで、わが国の“女性活躍推進”のカタチを作り上げてきたと言えよう。

- 男女雇用機会均等法：労働者が性別による差別を受けることなく職業生活を営むという、基本的な勤労権の追求にかかる法的環境（「均等推進」）を実現。実践に向け不可欠な「（仕事と家庭の）両立支援」については、育児休業法等で順次整備が図られた。

- 男女共同参画社会基本法：“男女共同参画社会”の概念を明示し、国・地方公共団体・国民それぞれの責務を定めたほか、「男女共同参画基本計画」の策定など、その実現に向けた制度設計を明らかにした。いわゆる“ポジティブ・アクション”についても明示された。

- 女性活躍推進法：「女性の職業生活における活躍」の推進に向けた国・地方公共団体・事業主の責務等を定めたほか、実現に向けた具体策（一般事業主による「行動計画」の策定・届出や、取組実績等にかかる定期的な公表など）についても規定された。

<参考> 「ジェンダー」「ジェンダーイクオリティ」「ジェンダーエクイティ」について 「男女雇用機会均等法」ならびに「男女共同参画社会基本法」は、その目指すところにつき、それぞれ「労働者が性別により差別されることなく（中略）充実した職業生活を営むことができるようにすること」、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」としている。

他方、「女性活躍推進法」においては、その第1条（目的）で「・・・、もって男女の人権が尊重され（中略）豊かで活力ある社会を実現することを目的とする」（傍点筆者）というゴールが示されているものの、全体を

通じた主題は、より近いターゲットであり表題にもなっている“女性の活躍”である。

このような状況もあって、男女雇用機会均等法と男女共同参画社会基本法が目指す、いわば“崇高な”ゴールの示し方と、女性活躍推進法が目指す、より身近な形との間に温度差がある中で、前2法が目指すゴールを示す場合にも、“符丁”的に「女性活躍の推進」と狭く表現されることが多い。そのため、意味と表現との間に多少の“ねじれ”が存在している。

目指すところを齟齬なく伝えとすれば、「ジェンダー」と言った方が適切であろう。ちなみに、この「ジェンダー」という術語は、“女性活躍推進”を巡る議論の場では何度か登場している。

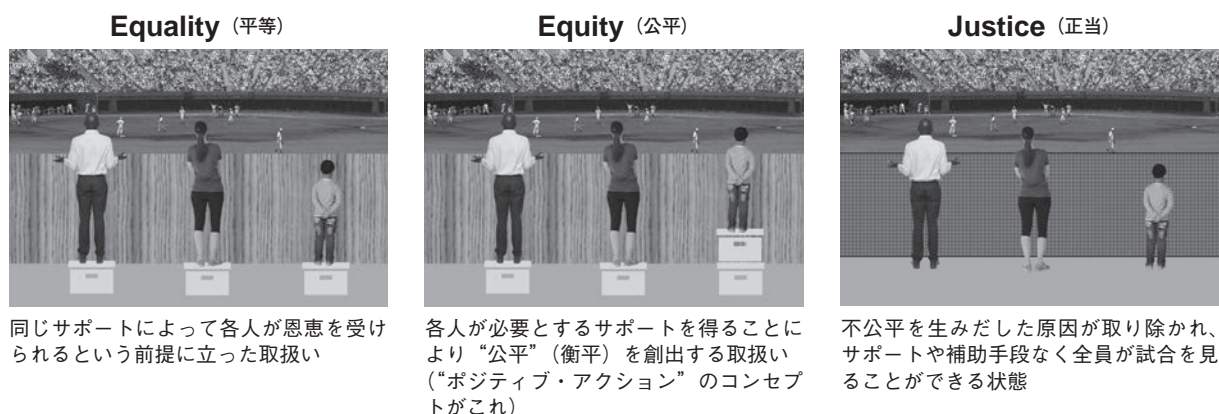
まず、「男女共同参画社会基本法」の審議過程で“基本理念”の1つとして「ジェンダー」を盛り込むことも検討されたが、そのときは「一般的に十分理解されていない」として最

終的に見送られた。

また、「第2次男女共同参画基本計画」(2005年12月)の作成過程で検討の俎上に上り、2005年10月の「男女共同参画基本計画に関する専門調査会」の場で、「『社会的・文化的に形成された性別』(ジェンダー)の表現等についての整理」として審議がなされたが、「第2次男女共同参画基本計画」には「具体的施策『わかりやすい広報・啓発活動の推進』」として、「男女共同参画の理念や『社会的性別』(ジェンダー)の視点の定義について誤解の解消に努め」との文脈で掲載されたのみであった。

さて、欧米にあっては男女機会均等の概念を説明する際にこの「ジェンダー」という術語^(注9)がしばしば使われる^(注10)。この分野の教科書的文書における説明内容や概念図も参考に図表2を作成したので、この機会に参考の用に供したい。

図表2 「ジェンダーイクオリティ」「ジェンダーエクイティ」等の概念



(備考) 各種資料を参考に作成

(注)9. 講学上、「ジェンダー (gender) とは、生物学的な性別 (sex) に対して、社会的・文化的に作られる性別のことを指す」といった説明がされることが多いが、実際には、「男」「女」「オス」「メス」といった概念に(時に二項対立的に)紐づけられる印象のある“sex”との対照で、“性(差)”を示すニュートラルな用語として使用されるのが“gender”であると言える。
10. “男女機会均等”領域の教科書的な文書や用語集等には、「ジェンダー」「ジェンダーイクオリティ」「ジェンダーエクイティ」という術語がしばしば登場している。

2. 労働関連マクロデータの確認— わが国における女性活躍の推進状況

ここで、いくつかの労働関連マクロデータから、わが国の女性活躍の進行状況を把握しておきたい。

女性の就業者数は、2012年から2021年までの9年間で約320万人増加した。なお、2020年の減少は新型コロナウイルス感染症の影響によるものである（図表3）。

その結果、女性の就業率は上昇傾向にあり（図表4）、グローバルに見ても、他の主要先進国に比肩する水準となっている（図表5）。

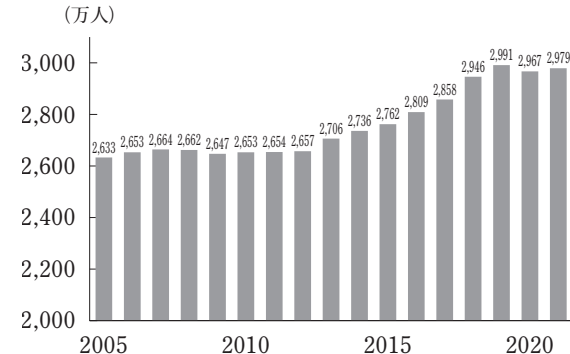
共働き世帯の数は増加し、専業主婦世帯の

減少で、両者の位置関係はかつての1980年ごろと逆になった。（図表6）

一方、役員を除く雇用者（employee）の数を雇用形態（正規・非正規）ならびに男女の別に4つの“群”に分けて推移を見てみると、増加が大きかったのは「非正規雇用（女性）」と「正規雇用（女性）」であることが分かる。他方で、「正規雇用（男性）」は大きな増減なく推移している。（図表7）

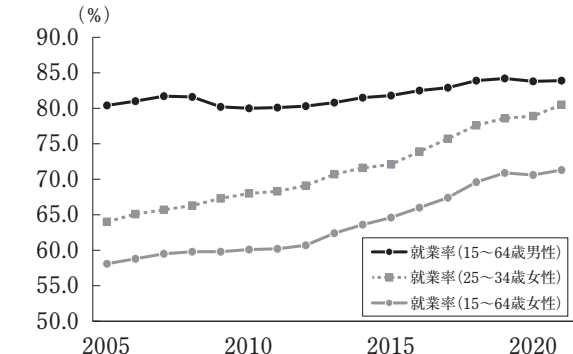
就業者数や就業率において女性の数値の増加、上昇が著しく、男性との差もかなり縮まっているのに対し、管理職への登用状況は、改善しつつあるとはいえ男性との格差は大きく、グローバル比較でも見劣りする水準

図表3 女性就業者数の推移



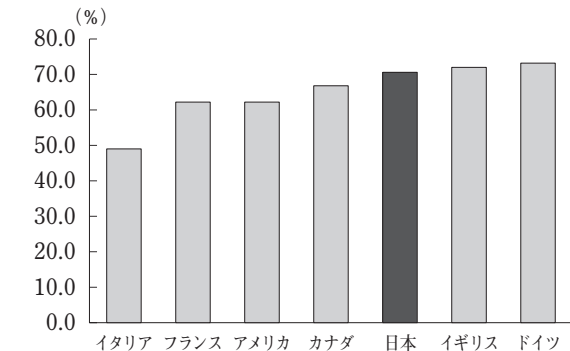
（備考）総務省「労働力調査」より作成

図表4 男女別 就業率の推移



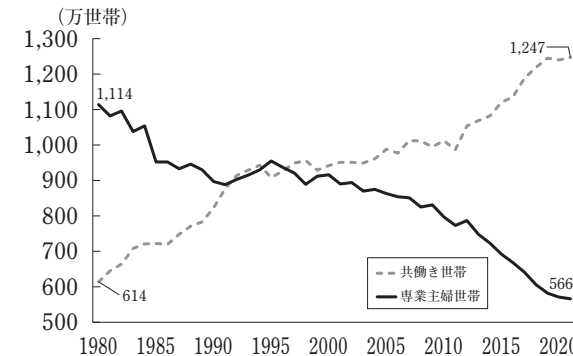
（備考）総務省「労働力調査」より作成

図表5 就業率（15～64歳 女性）2020年



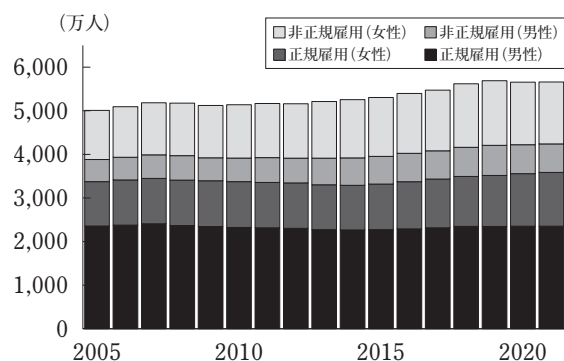
（備考）労働政策研究・研修機構「データブック 国際労働比較2022」より作成

図表6 専業主婦世帯と共働き世帯



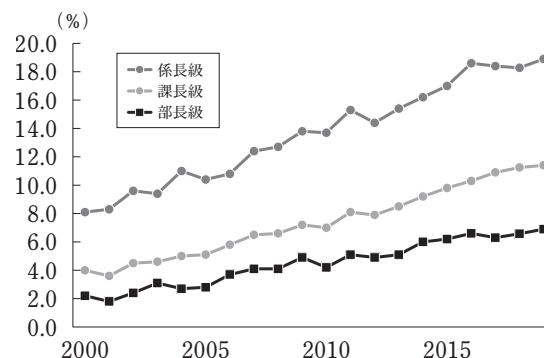
（備考）労働政策研究・研修機構「早わかり グラフで見る長期労働統計」より作成

図表7 正規雇用・非正規雇用労働者の推移



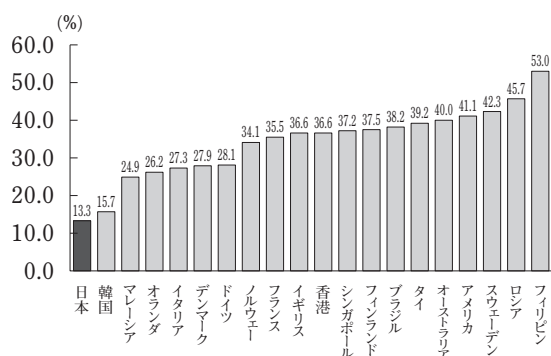
(備考) 総務省「労働力調査」より作成

図表8 管理職に占める女性の割合の推移 (企業規模100人以上)



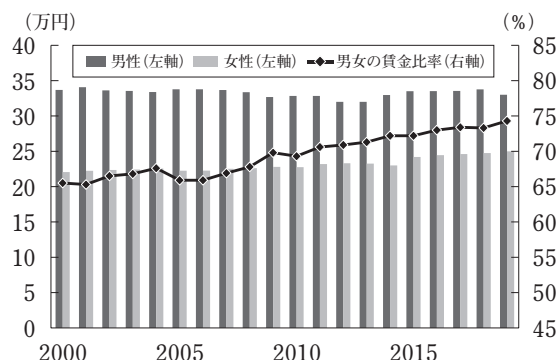
(備考) 厚生労働省 雇用環境・均等局 作成資料より作成

図表9 管理職に占める女性の割合 (2020年)



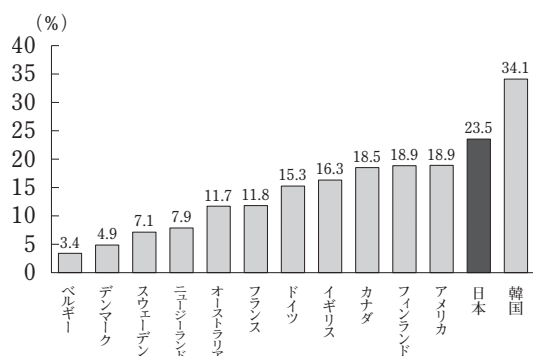
(備考) 労働政策研究・研修機構「データブック 国際労働比較2022」より作成

図表10 男女別賃金・賃金格差の推移



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

図表11 フルタイム労働者の男女間賃金格差 (2018年)



(備考) 労働政策研究・研修機構「データブック 国際労働比較2022」より作成

にある。(図表8、9)

男女の賃金格差は縮小しつつある(2019年で約25%)ものの、グローバルには格差の大きい方に位置している。(図表10、11)

<参考> 「ジェンダーギャップ指数」の指数としての性向等について

“女性活躍”や“男女平等”を扱った新聞記事や論評において、世界経済フォーラム(World Economic Forum: WEF)が公表している「ジェンダーギャップ指数」(Gender Gap Index: GGI)における日本の順位状況(2021年版では156カ国中120位)が、「日本の女性活躍推進の遅れを象徴するもの」等として枕詞的に言及されることが多い。

男女平等や女性活躍の進捗を測る尺度として、果たしてGGIは親和的なのだろうか。そのスコアはどのように算出されているのだろうか。

以下、算定プロセスや各国のスコア・順位が細かく記載されている「グローバル・ジェンダーギャップ・レポート」(Global Gender Gap Report) の2021年版^(注11) からGGIの算出プロセス(適用指標や算出式等)を明らかにするとともに、指数としての傾向や適切性等についても考察する。

(1) 基本的な算出の流れ

図表12は、GGIの算出プロセスを一覧的にまとめたものである。

全体的な手順としては、図表12の右側に示したとおり、14の「個別指標」ごとに算出した指標を4つのカテゴリー(“Subindex”)とされ^(注12)、値が「1.00」であれば男女平等

ごとに平均化し(その際、偏差を勘案した調整を加える)、最後に4つの“Subindex”を単純平均してGGIを算出するという、比較的シンプルで標準的な手法となっている。

(2) 「個別指標」ごとの指数の算出方法とその影響

一方、「個別指標」ごとの指数の算出方法には次のような特徴がある。

- 「個別指標」ごとの指数は、当該指標にかかる「女性の値」を「男性の値」で除することを基本として求められる。
- 算出値の下限は「0.000」、上限は「1.000」とされ^(注12)、値が「1.00」であれば男女平等

図表12 ジェンダーギャップ指数の算出プロセス

| | <参考>2021年版 実績 | | | <参考>2011年版 実績 | | | |
|--|--|-------|-----|---------------|-------|-----|-------|
| | 指数 | 順位 | 平均値 | 指数 | 順位 | 平均値 | |
| (指標) | ■労働参加率 | 0.840 | 68 | 0.655 | 0.73 | 80 | 0.68 |
| | ■同一労働における賃金 | 0.651 | 83 | 0.628 | 0.60 | 93 | 0.65 |
| | ■推定収入比 | 0.563 | 101 | 0.494 | 0.51 | 87 | 0.52 |
| | ■議員・官僚・企業等のトップ・役員・管理職の割合 | 0.173 | 139 | 0.349 | 0.10 | 112 | 0.26 |
| | ■科学・技術系専門職の割合 | 0.699 | 105 | 0.755 | 0.87 | 73 | 0.64 |
| | ▶Subindex: Economic Participation and Opportunity ①経済活動への参画と機会の状況 | 0.604 | 117 | 0.583 | 0.567 | 100 | 0.588 |
| (指標) | ■識字率 | 1.000 | 1 | 0.897 | 1.00 | 1 | 0.86 |
| | ■就学率(初等教育) | 1.000 | 1 | 0.755 | 1.00 | 1 | 0.98 |
| | ■就学率(中等教育) | 0.953 | 129 | 0.950 | 1.00 | 1 | 0.90 |
| | ■就学率(高等教育) | 0.952 | 110 | 0.927 | 0.89 | 96 | 0.86 |
| | ▶Subindex: Educational Attainment ②就学機会の普及状況 | 0.983 | 92 | 0.950 | 0.986 | 80 | 0.928 |
| (指標) | ■出生児の性別 | 0.944 | 1 | 0.925 | 0.94 | 1 | 0.92 |
| | ■健康寿命 | 1.040 | 72 | 1.029 | 1.06 | 1 | 1.04 |
| | ▶Subindex: Health and Survival ③健康と生命 | 0.973 | 65 | 0.957 | 0.980 | 1 | 0.956 |
| (指標) | ■議員数 | 0.110 | 140 | 0.312 | 0.13 | 97 | 0.22 |
| | ■閣僚数 | 0.111 | 126 | 0.235 | 0.13 | 79 | 0.18 |
| | ■政府トップの在任期間(過去50年間) | 0.000 | 76 | 0.144 | 0.00 | 52 | 0.16 |
| | ▶Subindex: Political Empowerment ④政治への参画状況 | 0.061 | 147 | 0.218 | 0.072 | 101 | 0.185 |
| Gender Gap Index ジェンダーギャップ指数 | | 0.656 | 120 | 0.677 | 0.651 | 98 | - |

個別指標ごとの指数を算出

- 「女性の値 ÷ 男性の値」により計算
- 算出値の下限は「0.000」、上限は「1.000」(「1.00」=当該指標についての男女平等)
- (*)ただし、男女数値の実態的な差異を踏まえ、「出生児の性別」に関しては「0.944」を、「健康寿命」に関しては「1.06」を上限とする
- なお、「男女平等状態」まで乖離がある場合、女性についてのみ反映(*)すなわち、女性指標の充足率が男性を上回っている場合(「女性の値 > 男性の値」)でも、算出値は「1.000」とする一方、「男女平等状態」までの乖離を男性側に反映することはしない(“one-sided scale”)

4つの“Subindex”ごとに指数を算出

- 個別の指数に基づいて“Subindex”の括りごとに平均化し、各“Subindex”の指数を算出
- (*)平均化に際しては、個別指標ごとに「0.01 ÷ 標準偏差」(いわば標準偏差の逆数)を算出し、バラつき小さい項目ほどウェイトを重くする方向でウェイト調整を行う

「ジェンダーギャップ指数」を算出

- 各“Subindex”の指数を単純平均し、「ジェンダーギャップ指数」を算出する

| | | | |
|---------|-------------------|-------------------|---|
| カバー対象国数 | (2021年版) 156カ国 | (2011年版) 135カ国 | 2011~2021年版にかけて対象に加わった国。 (カッコ内は2021年版における順位。下線は日本(120位)より上位の国) ■アフガニスタン(156)、■ベラルーシ(33)、■ブータン(130)、 ■ボスニア・ヘルツェゴビナ(76)、■カーボベルデ(68)、■コンゴ(151)、 ■エストニア(52)、■ギニア(118)、■イラク(154)、■ラオス(36)、 ■リベリア(53)、■モンテネグロ(37)、■ニジェール(78)、 ■ニジェール(78)、■パプアニューギニア(135)、■ルワンダ(7)、 ■セルビア(19)、■シエラレオネ(121)、■東ティモール(64)、 ■上ノゴ(105)、■バヌアツ(141) |
|---------|-------------------|-------------------|---|

(備考) WEF “Global Gender Gap Report 2021” を基に作成

(注) 11. https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2021.pdf

12. ただし、男女数値の実態的な差異を踏まえ、「出生児の性別」に関しては「0.944」が、「健康寿命」に関しては「1.06」が上限とされる。

であり、逆に値が「0.000」に近いほど不平等が大きいとされる。

- 「女性の値」が「男性の値」と同一でない限り何かしらの“不平等”は存在するが、ここでは、女性側から見た不平等のみが反映される。

(すなわち、「女性の値>男性の値」の場合、算出値は「1.000」の満点。「女性の値<男性の値」の場合には、割り算の“商”そのものが採用される。)

図表12から具体例を見ていく。

2021年版の実績のうち、例えば「出生児の性別」において日本のスコアは「0.944」で1位となっているが、「健康寿命」は「1.040」と、順位は途端に下がって72位である。

これらの項目が採用された趣旨は、それぞれ、「男女の一方が重用される等により出生児の性別に偏りが出ていることはないか」「生活環境等の違いがある等により健康寿命に偏りが出ていることはないか」といった視点からと思われるが、基本的に自然の摂理をベースにした項目なので、男女でさほど差が出るものではなく、全体に高めのスコアに張り付くこととなる^(注13)。

ちなみに、「健康寿命」については、男女とも健康寿命が70歳を超えている日本のスコア(1.040)は、健康寿命が50歳台のナミビアのスコア(1.060)を下回る。GGIが「レベルを測るものではなく、ギャップを測るも

の」とされているためであり、このような指標にあっては、逆にわずかな男女ギャップの遷移が順位に大きく影響することがある(もともと、スコアそのものはそれほど影響を受けない)。

「健康寿命」と同様、「就学率(中等教育)」「就学率(高等教育)」の日本の順位が低いのは、日本の就学率は極めて高いものの、「女性の値<男性の値」であることによるものと考えられる。その一方で、「女性の値>男性の値」である国が多いことを反映して、Subindex「②就学機会の普及状況」のスコアは実に37カ国が「1.000」であり、全体的にも高い水準に張り付いている。

(3) 指標の選定という問題

GGIのカバー対象国の多くは発展途上国である。そのため、入手可能性等も考慮すれば、採用できる指標の選択肢は少なくなる。そのような事情もあってか、指標の中には“ジェンダーギャップ”を検出するための感度が必ずしも十分でないものも見受けられる(特にSubindex「③健康と生命」)。

(4) その他

上述のとおり、GGIは特にSubindex「②就学機会の普及状況」ならびに「③健康と生命」において、相対的に発展途上国にスコアの付きやすい仕組みとなっているが、GGIは2021年版までの10年間で対象国を21増やし

(注)13. 「③健康と生命」のSubindexのみの順位では、トップ31か国のスコアが「0.980」であり、最下位の「0.935」まで差は僅かである。なお、「一人っ子政策」も影響して男児の出生率が女児を大きく上回る中国の「出生児の性別」スコアは「0.888」で、順位は最下位(156位)となっている。

ており、このことも日本の順位低下にある程度影響したと考えられる。

なお、本章の冒頭で触れた新聞記事や論評では、日本のGGI順位の状況から、「経済・政治分野での改善を」と結ばれることも多い。日本の女性活躍推進において両分野での改善が必要なことは事実である。

ただ、実際にGGIスコアの改善が得られるかという観点から、以下の点には留意が必要と思われる。

- 指標「同一労働における賃金」は、他の指標のように国際機関等が公表しているものではなく、WEFが毎年各国の経営者に送付しているアンケート（「全くそう思わない」から「全くそのとおりである」までの7項目からチェック式で選ぶもの）のスコアを採用しており、精度の点で問題なしとしないこと
- 指標「政治トップの在任期間（過去50年間）」に関しては、測定期間が過去50年とされており、仮に政府トップが女性になった場合でも、スコアの改善には相当な期間を要すること

3. 「男女の賃金の差異」の開示

厚生労働省は2022年7月8日、女性の活躍に関する情報公表項目として「男女の賃金の差異」を追加することなどを内容とする、女

性活躍推進法の省令・告示の改正を行い、同日施行した。これにより、常時雇用労働者301人以上の事業主には、「男女の賃金の差異」の開示が義務付けられることになった。対象となる事業者は、「正社員」「パート・有期社員」「全労働者」ごとに男女の賃金差の割合について、事業年度終了後、おおむね3カ月以内に公表することが求められる。

「男女の賃金の差異」項目が加わったことにより、常時雇用労働者301人以上の事業主は、**図表13 (1)**の①～⑧から選択した1項目と⑨、**(2)**の①～⑦から選択した1項目について公表することになった^(注14)。

女性活躍推進法は、常時雇用労働者数100人超の一般事業主に対し、自社の女性の活躍に関する状況把握及び課題分析を行い、それらを踏まえた数値目標や期間を含む行動計画の策定・届出、女性の活躍に関する自社の情報の公表（見える化）を行うことなどを義務付けている^(注15)。

すなわち、女性活躍推進法は事業主に対して、「自社の女性活躍の推進に関する状況の把握」「課題分析」「それらを踏まえた行動計画の策定・届出」「女性の活躍に関する自社の情報の公表」というP-D-C-Aの遂行を求め、情報の公表等が実効性を担保する建付けとなっている。そして、状況を公表すべき項目が**図表13**の各項目というわけである。

「男女の賃金の差異」は、**図表13**の「(1)

(注) 14. 常時雇用労働者101人以上300人以下の事業主は、表中の16項目から任意の1項目以上の情報を公表する。なお、賃金差異の計算方法や公表に当たっての留意点などの詳細については、厚生労働省作成のリーフレット参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000961793.pdf>

15. 行動計画や自社の女性活躍に関する情報は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/> を通じて公表することとされている。

図表13 公表の区分と対象項目

| (1) 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供 | (2) 職業生活と家庭生活との両立 |
|----------------------------|--|
| ①採用した労働者に占める女性労働者の割合 | ①男女の平均継続勤務年数の差異 |
| ②男女別の採用における競争倍率 | ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 |
| ③労働者に占める女性労働者の割合 | |
| ④係長級にある者に占める女性労働者の割合 | ③男女別の育児休業取得率 |
| ⑤管理職に占める女性労働者の割合 | ④労働者の一月当たりの平均残業時間 |
| ⑥役員に占める女性の割合 | ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 |
| ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績 | |
| ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績 | ⑥有給休暇取得率 |
| ⑨男女の賃金の差異（※新設項目） | ⑦雇用管理区分ごとの有休休暇取得率 |

(備考)「男女の賃金の差異」公表義務化についての厚生労働省発表資料を基に作成

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」カテゴリーに属する項目の中でも、相対的に差異（不平等）が大きいとされる項目である。差異の縮小に向け優先的に取り組むべき項目として今回新たに加わったとも考えられるが、この項目の新設を機に、各企業の実情に応じた“女性活躍推進策”が活性化されることが期待される。

おわりに

「2. 労働関連マクロデータの確認—わが国における女性活躍の推進状況」で見たとおり、マクロで見る女性の労働参加（就業者数、就業率）はかなり進展したが、管理職への登用状況や賃金水準などには、押しなべて現在も男女差が存在している。

わが国の“女性活躍推進”を振り返ると、「労働者が性別による差別を受けることなく職業を営む」という、いわば基本的な勤労権の追求にかかる法的環境を正面から整えた「男女雇用機会均等法」を嚆矢に、“ジェンダーエクイティ”の実現に向け様々な環境が整えられてきたというのが、この40年近くの歴史だったと整理できる。

その意味で、現在の進捗は、女性の労働参加など量的な進展はみられるものの、質の面では課題が残るなど、「道半ば」の状況にあると言えよう。

状況の打開に向けては、個々の事業者がそれぞれの実態を踏まえて課題を拾い上げ、どうすれば改善できるのかを精緻に検討することが、実効性ある対策につながると考えられる。

ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて②

－信用金庫として知っておきたい「脱炭素」のキーワード－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

藁品 和寿

(キーワード) SDGs、ESG、PRI、PRB、TCFD、NGFS、グリーンファイナンス、サステナブルファイナンス、トランジションファイナンス、インパクトファイナンス、脱炭素経営、カーボンフットプリント

(視 点)

本誌2022年8月号では、菅総理大臣（当時）による「2050年カーボンニュートラル宣言」をきっかけに、「脱炭素」への注目度が高まってきた背景について、平易にまとめてみた。

「脱炭素」は、「古くて新しい問題」でありながら、直近のコロナ禍での社会経済の混乱も相まって、ここ数年間で「降って湧いた」ように受け止められている風潮がある。こうした中、「脱炭素」を巡る新たな用語が次々に出てきており、錯綜している感がある。

そこで、第2弾となる本稿では、信用金庫が「脱炭素」に取り組んでいくにあたり、重要となりそうなキーワードを抽出し、それぞれについて、平易に解説を試みた。

なお、解説にあたっては、制度や仕組み等に関わる「枠組み」、金融に関わる「ファイナンス」、自金庫の脱炭素への取り組みや取引先への脱炭素支援等に関わる「企業経営」の3つの視点に分けた。

(要 旨)

- 巽（2021）が「錯綜する枠組み」と表現しているとおり、「脱炭素」を巡る国際的な制度や仕組み等は錯綜している。本稿では、枠組みに関するキーワードとして、「SDGs」、「ESG」、「PRI」、「PRB」、「TCFD」、「NGFS」の6つを紹介した。
- ファイナンスに関するキーワードについても、「脱炭素」の取り組みが黎明期にあると思われることから、新たな考え方等が加わるたびに生まれ、略語やカタカナ用語等が乱立、錯綜している。本稿では、ファイナンスに関するキーワードとして、「サステナブルファイナンス」、「トランジションファイナンス」、「インパクトファイナンス」の3つを紹介した。
- 企業経営に関するキーワードでは、大企業だけでなく中小企業経営においても関連のある「脱炭素経営」、「カーボンフットプリント」の2つを紹介した。

はじめに

本誌2022年8月号では、「脱炭素」への注目度が高まってきた背景について、平易にまとめた。しかし、「脱炭素」分野の専門用語は、略語あるいはカタカナ用語等が多く、分かりにくい部分がある。

そこで本稿では、信用金庫が「脱炭素」に取り組んでいくにあたり、重要となりそうなキーワードを抽出し、それぞれの用語について、平易に解説をしてみた。

なお、解説にあたっては、制度や仕組み等に関わる「枠組み」、金融に関わる「ファイナンス」、自金庫の脱炭素への取り組みや取引先への脱炭素支援等に関わる「企業経営」の3つの視点に分けることとした。

1. 枠組みに関するキーワード

(1) SDGs

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、「持続可能な開発目標」と日本語訳されている。2015年9月の国連総会で、193か国すべての加盟国が合意し、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」として採択された。17の国際目標と、それぞれの目標に付随する169の達成基準から構成され（図表1）、2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などの諸目標を達成するために国際連合が主導する活動である。採択される2015年までは、SDGsの前身として、MDGs^(注1) (Millennium Development Goals、ミレニアム開発目標) という枠組みが存在した。

国際連合主導あるいは国際目標というと、信用金庫や中小企業には関係性が薄いように感じられる。しかし、環境省では、「企業が行う事業そのものはもちろん、普段から取り

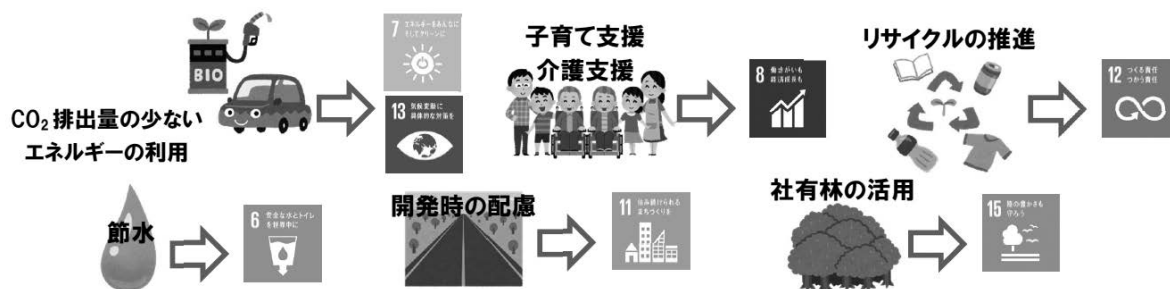
図表1 SDGsにおける17の国際目標



(出所) 外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 (2022.4) 「持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けて日本が果たす役割」

(注) 1. 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標（貧困・飢餓、初等教育、女性、乳幼児、妊産婦、疾病、環境、連帯）が設定されていた。

図表2 企業活動とSDGsとのつながり



(出所) 環境省 (2020.3) 「すべての企業が持続的に発展するために～SDGs活用ガイド～」

組んでいる節電や節水、社員の福利厚生など、企業が行う行動すべてがSDGsとつながります」と説明している(図表2)。すなわち、SDGsは、「企業経営の道しるべ」として、「経営リスクを回避するとともに、新たなビジネスチャンスを獲得して持続可能性を追求するためのツール」と表現し、身近なも

のとして位置付けている。

また、2016年に設置されたSDGs推進本部^(注2)から、2021年12月に公表された「SDGsアクションプラン2022^(注3)」では、グリーン分野あるいは「脱炭素」について、以下のとおり、重点事項が挙げられている。

なお、本誌2020年9月号「ゼロから考える

- 2050年カーボンニュートラル及び2030年度の2013年度比で46%排出削減の実現、さらに50%の高みに向けた挑戦を続けるべく、再エネ最大限導入のための規制の見直し、及び、クリーンエネルギー分野への大胆な投資を進める。目標実現には、社会のあらゆる分野を電化させることが必要となる、送配電網のバージョンアップ、蓄電池の導入拡大などの投資を進める。
- 火力発電のゼロエミッション化に向け、アンモニアや水素への燃料転換を進める。そして、その技術やインフラを活用し、アジアの国々の脱炭素化に貢献していく。
- エネルギー供給のみならず、需要側のイノベーションや設備投資など需給両面を一体的に捉えて、クリーンエネルギー戦略を作成する。
- 食料・農林水産業における生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」に基づき、農林水産業のグリーン化を促進していく。
- 世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、食料の多くを輸入に依存している日本において、食品ロスは大きな課題であり、その解決に向けては事業者・消費者双方の取組が重要である。食品ロス量を2030年までに2000年度比で半減となる489万トンまで低減することを目標に、2020年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく施策の推進なども通じ、持続可能な生産・消費を促進していく。

(注)2. 設置根拠によると、本部長(内閣総理大臣)以下、内閣官房長官と外務大臣を副本部長、その他すべての国務大臣を本部長として構成されている。なお、2016年12月に、持続可能な開発目標(SDGs)実施指針が決定されている。

3. 首相官邸ホームページ(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/index.html>)を参照

『信用金庫のSDGs』^(注4)でも、Q&A形式で様々に解説しているので、そちらも参照されたい。

(2) ESG

異(2021)から引用すると、ESGとは、企業経営において、持続的な成長を遂げるために重視すべきとされる「環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)」という3つの要素の、それぞれの英語の頭文字を取った略称である。また、この3要素には明確な定義はないが、それぞれの具体的内容として、環境は「気候変動、原子力発電、持続可能性」、社会は「多様性、人権、消費者保護、動物福祉」、企業統治は「経営構造、従業員問題、役員報酬」等が挙げられる。

ESGが注目されるようになったきっかけは、2006年4月に、コフィー・アナン国連事務総長(当時)が提唱したPRI(Principles for Responsible Investment; 責任投資原則)である。このPRIについては、以下(3)で解説する。

ESGは、企業経営において取り組む課題であり、その活動主体は、民間企業となる。一方、上記(1)のSDGsは、国際連合で採択された目標であり、その活動主体は、国際連合および各国政府となる。すなわち、SDGsとESGとの大きな違いは、それぞれの活動主体が異なることといえる。

なお、環境省「ESG地域金融実践ガイド」

では、ESG地域金融を「地域金融機関に期待される、地域の特性に応じたESG要素に考慮した金融機関としての適切な知見の提供やファイナンス等の必要な支援」としている。

(3) PRI・PRB

PRIは、「Principles for Responsible Investment」の略で、「責任投資原則」と日本語訳されている。

2006年4月、コフィー・アナン国連事務総長(当時)の提唱を受けて、国連環境計画・金融イニシアティブ^(注5)と国連グローバル・コンパクト^(注6)によって公表された。PRIでは、機関投資家等が企業分析・評価を行う上で、長期的な視点を重視し、ESG情報を考慮した投資行動をとることを求めている。その6つの投資原則は、**図表3**のとおりである。

図表3 6つの投資原則

| | |
|-----|--|
| 原則1 | 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます。 |
| 原則2 | 私たちは、活動的な所有者となり、所有方針と所有慣習にESGの課題を組み入れます。 |
| 原則3 | 私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます。 |
| 原則4 | 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います。 |
| 原則5 | 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。 |
| 原則6 | 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。 |

(備考) 国際連合(2019年)「責任投資原則 国際環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)と国連グローバル・コンパクトと連携した投資家イニシアティブ」から引用

(注)4. 信金中央金庫 地域・中小企業研究所ホームページ (<https://www.scbri.jp/geppo20.htm>) を参照

5. 1972年のストックホルム国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」および「環境国際行動計画」の実行機関として、同年の国連総会決議に基づき設立された国連の補助機関のこと。

6. コフィー・アナン国連事務総長(当時)の提唱で2000年に発足した、持続可能な社会を実現するための国際的な機関のこと。

なお、2022年2月17日現在、世界では4,787社、わが国では106社の機関投資家等が署名している^(注7)。

また、PRBは、「**P**rin**R**inciples for **R**esponsible **B**anking」の略で、「責任銀行原則」と日本語訳されている。

2019年9月、国連環境計画・金融イニシアティブが、PRIの銀行版として公表した。PRBでは、「社会の持続可能な繁栄が銀行業の発展につながる」との認識のもと、銀行がSDGsやパリ協定等の社会的目標に沿った事業戦略を定め、金融仲介機関として主導的な役割と責任を果たしていくことが求められている。

なお、2021年11月26日現在、世界では265社、わが国では8社^(注8)の銀行等が署名している^(注9)。

(4) TCFD

TCFDは、「**T**ask Force on **C**limate-Related **F**inancial **D**isclosures」の略で、「気候関連財務情報開示タスクフォース」と日本語訳されている。2015年12月、金融安定理事会^(注10) (FSB: Financial Stability Board) が、マイケル・ブルームバーグ元ニューヨーク市長を委員長として設置した作業部会である。

2017年6月には「TCFDの提言（最終報告書）」^(注11) が公表され、気候変動のリスクと

機会を経営レベルで把握し、事業戦略やリスク管理に反映させつつ、それらの財務的影響を開示することを提言している。

なお、2022年4月25日現在、世界で3,278企業・機関、わが国では821企業・機関が賛同を表明している^(注11)。

(5) NGFS

NGFSは、「**N**etwork for **G**reening the **F**inancial **S**ystem」の略で、「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク」と日本語訳されている。上記(4)のTCFDとは別に、2017年12月、気候変動リスクへの金融監督上の対応を検討する中央銀行、金融監督当局の国際的なネットワークとして設立された^(注12)。なお、金融庁は2018年6月に、日本銀行は2019年11月にメンバーとして参加している。

NGFSでは、金融機関の監督指針等に気候変動をどのように取り入れていくべきか、気候変動が金融システム全体に与える影響をどう評価するか、低炭素経済と統合的な金融を拡充していくうえでの課題はあるか等を議論している。

以上、「脱炭素」の枠組みに関する略語を解説した。このうち、企業経営を巡る上記(2)

(注)7. サステナ株式会社ホームページ (<https://www.sustaina.org/ja/links/pri/>) を参照

8. 新生銀行、九州フィナンシャルグループ、野村ホールディングス株式会社、株式会社滋賀銀行、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社。

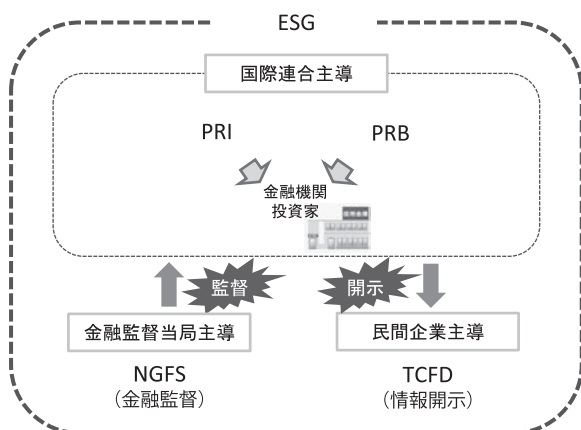
9. サステナ株式会社ホームページ (<https://www.sustaina.org/ja/links/prb/>) を参照

10. 金融安定理事会には、主要25か国・地域の中央銀行、金融監督当局、財務省、主要な基準策定主体、IMF (国際通貨基金)、世界銀行、BIS (国際決済銀行)、OECD (経済協力開発機構) 等の代表が参加しており、事務局はBISに設置されている。詳細は、日本銀行ホームページ (<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/intl/g06.htm/>) を参照

11. TCFDコンソーシアムホームページ (<https://tcfid-consortium.jp/about>) を参照

12. 日本銀行 (2020) によると、2020年7月24日時点で、69のメンバーと13のオブザーバーが参加している。

図表4 枠組みに関するキーワードの鳥観図



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

から (5) の専門用語について、図表4のとおり、鳥観図を示したので参考にして欲しい。

2. ファイナンスに関するキーワード

以下で解説する専門用語が注目される前からあったキーワードとして、「グリーンファイナンス」がある。2015年9月の国連総会で採択された「SDGs」をきっかけにクローズアップされた用語である。大和総研 (2017) の解説によると、グリーンファイナンスとは、「環境的に持続可能な開発に向けて、環境に良い効果を与える投資へのファイナンスのこと」であり、その対象は、環境問題の解決に資する幅広い分野に及ぶ。

なお、グリーンファイナンスについては、環境省が、「グリーンファイナンスポータル^(注13)」で情報提供をしているので、参照されたい。

(1) サステナブルファイナンス

サステナブルファイナンスは、一言でいうと、「持続可能な社会を実現するための資金供給」と解釈されよう。

国際標準化機構は、サステナブルファイナンスを「ESG等のサステナビリティに係る要素を経済活動への資金提供手段に統合したもの」と定義している。これを、全国銀行協会 (2022) を参考に平易に表現すると、「企業などの利益のみに注目して投融資をするのではなく、ESGの視点を考慮して投融資を行うことで、社会課題の解決を促すような新しい金融の考え方や取組み」と言い換えられよう。金融庁 (2021) は、「サステナブルファイナンスは、持続可能な経済社会システムの実現に向けた広範な課題に対する意思決定や行動への反映を通じて、経済・産業・社会が望ましいあり方に向けて発展していくことを支える金融メカニズム、すなわち、持続可能な経済社会システムの構築という将来を見据えた息の長い取組みである。」と記している。要するに、サステナブルファイナンスは、ESGに焦点をあてた幅広い金融商品・サービスを含む概念といえよう。

日本総研 (2022) は、一般的にサステナブルファイナンスと位置付けられるものとして、「グリーンボンド」、「グリーンローン」、「グリーンABS (資産担保証券)^(注14)」、「ソーシャルボンド^(注15)」、「サステナビリティボン

(注) 13. 環境省ホームページ (<http://greenfinanceportal.env.go.jp/>) を参照

14. 「グリーンボンド」、「グリーンローン」、「グリーンABS」は、ESGのうちE (環境) に関連する事業を資金用途とする債券・ローン等のこと。

15. 資金用途が、福祉、医療、貧困、教育等の社会問題の解決に資する事業に限定されている債券のこと。

ド^(注16)、「サステナビリティ・リンク・ローン^(注17)」等を挙げている。また、これらの残高合計（2021年末時点）を、約1兆6,000億米ドル（前年比+112%）としている^(注18)。

なお、2021年10月13日に米国・ワシントンで開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議の後に、共同声明^(注19)の中で、サステナブルファイナンスに関する内容が盛り込まれるとともに、サステナブルファイナンスの実現に向けて必要な行動計画をまとめた「G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ^(注20)」が公表されている。

(2) トランジションファイナンス

トランジションファイナンスは、一言でいうと、「脱炭素化を実現する移行（トランジション）に資する取組みへの資金供給」と解釈されよう。

経済産業省は、トランジションファイナンスを、「脱炭素社会の実現に向けて長期的な戦略に則り、着実なGHG（温室効果ガス）削減の取組を行う企業に対し、その取組を支援することを目的とした新しいファイナンス手法」と定義している。また、日本総研（2022）は、「『企業による長期的なトランジ

ション戦略』に則ったGHG排出削減の取組みを評価して支援する新しい金融手法」と定義している。これら定義に「長期的な」という表現が共通しているとおり、上記（1）のサステナブルファイナンスと比較すると、長期的な視点から捉えた概念といえる。異（2021）は、「パリ協定に沿って、長期的なトランジション（移行）戦略を描く企業やプロジェクトへの資金供給を目的とするファイナンス」と分かりやすく定義づけしている。

経済産業省は、環境省、金融庁とともに、国際資本市場協会が2020年12月に公表した国際原則「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」を踏まえ、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定した。この中で、トランジションファイナンスの位置づけは、**図表5**のとおり示されている^(注21)。また、同省は、トランジションファイナンス市場の形成に向けて、基本指針に適合する事例を支援するため、「トランジション・ファイナンスモデル事業^(注22)」に取り組んでおり、金融機関や企業等でのノウハウの蓄積を期待しながら、具体的な事例の積上げに努めている。

(注) 16. ESGのうちE（環境）とS（社会）の双方に関連する事業を資金用途とする債券のこと。

17. 借り手が社会の持続可能性に関する重要業績評価指標（KPI）とその目標を定めて当該目標を達成すれば、低い利率が適用されるローンのこと。

18. サステナブルファイナンスの市場規模を示す公的な統計は存在しない。

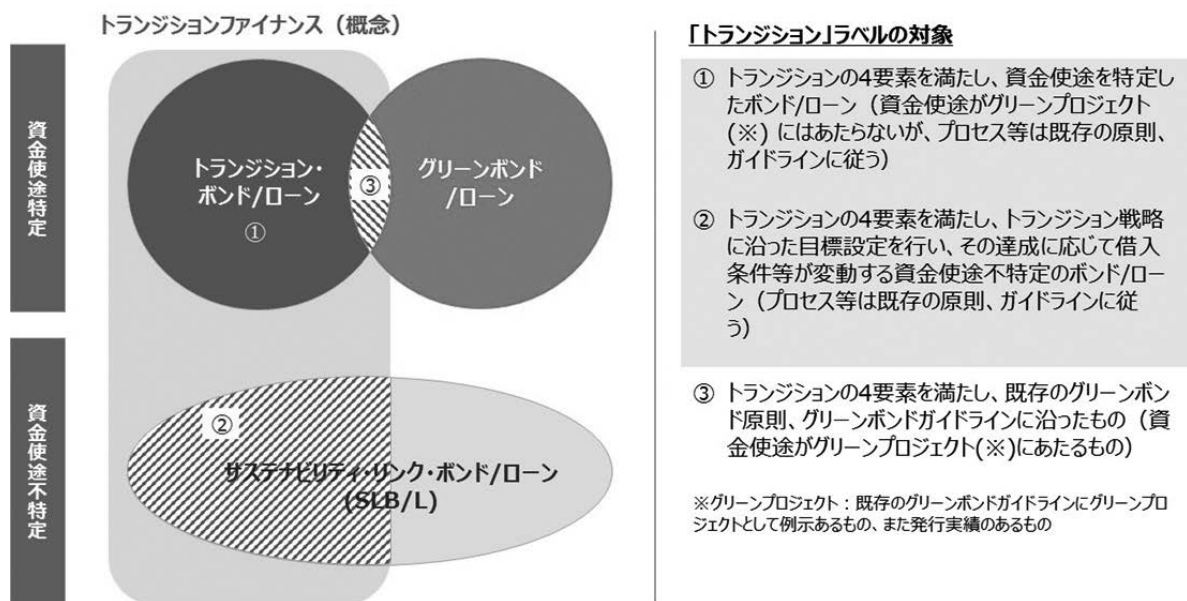
19. 財務省ホームページ（https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g20/index.htm）を参照

20. 5つの重点領域として、「重点領域1：持続可能性の目標達成に向けた市場開拓と投資アプローチ」、「重点領域2：持続可能性に関するリスク、機会および影響に関する一貫した、比較可能で意思決定に役立つ情報」、「重点領域3：気候変動・サステナビリティリスクの評価と管理」、「重点領域4：国際金融機関の役割、公的資金、政策的インセンティブ」、「重点領域5：横断的な課題」が挙げられている。

21. 基本方針では、四要素として、「要素1 資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス」、「要素2 ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ」、「要素3 科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略（目標と経路）」、「要素4 実施の透明性」が掲げられている。

22. 経済産業省ホームページ（<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220214001/20220214001.html>）を参照

図表5 トランジションファイナンスの概念



（出所）経済産業省ホームページ（トランジション・ファイナンス）

（3）インパクトファイナンス

環境省（2020）は、インパクトファイナンスについて、「投融資において環境・社会・経済へのインパクトを追求する多様な動きのうち、ESG金融の発展形として適切なリスク・リターンを追求するもの」と位置付けている。また、「インパクト」は、「組織によって引き起こされるポジティブ又はネガティブな環境、社会又は経済に対する変化のことをいい、直接的な成果物や結果（アウトプット）ではなく、それにより環境、社会又は経済面にどのような違いを生み出したかという効果」と定義されている。いわゆる、経済活動の尺度ともいえよう。

また、インパクトファイナンスは、以下の4つの要素をすべて満たすものと定義づけられている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリングを行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関／投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

要約すると、インパクトファイナンスは、ESG金融の発展形ということで上記（1）のサステナブルファイナンスより資金使途の対象範囲は広く、かつインパクトを測定すると

いうことと言えば、長期的な視点の取組みといえよう。

上記の専門用語を、脱炭素に取り組むにあたっての「期間（視野）」の長さ（広さ）、投融资にあたっての資金使途の範囲の広さ、環境的・社会的影響の大きさの3軸から鳥観図を示したので参考にして欲しい（図表6）。

そのほか、2020年9月に、経済産業省から公表された「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略2020」では、上述した「グリーンファイナンス」や上記（2）の「トランジションファイナンス」を包含する「クライメート・イノベーション・ファイナンス」の必要性が強調されている。

このように、「脱炭素」を巡るファイナン

スに関連した用語は、新たな考え方等が加わるたびに生まれ、略語やカタカナ用語等が乱立、錯綜している。こうしたことから、金融機関等による「脱炭素」に向けた取組みは、まだ黎明期にあるといえよう。

3. 企業経営に関するキーワード

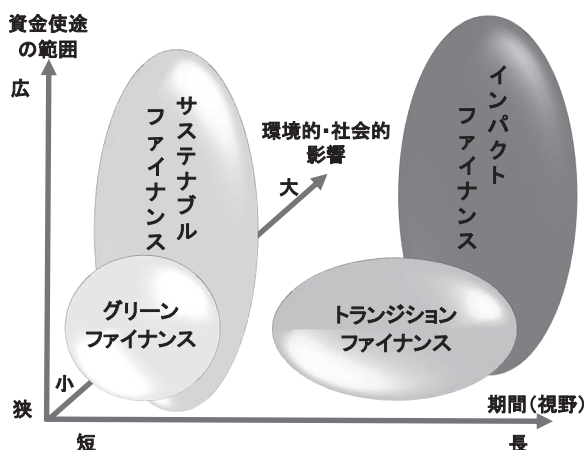
(1) 脱炭素経営

「脱炭素経営」については、環境省から、「TCFD^(注23)を活用した経営戦略立案のススメ～気候変動関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイドver3.0～」、^(注24)「SBT^(注24)等の達成に向けたGHG排出削減計画策定ガイドブック」が公表されている。また、中小企業向けに「中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック」も公表されている^(注25)。

環境省（2022）は、世界的なESG金融の動きと併せて、産業競争力確保のため、大企業にはサプライチェーン全体での脱炭素化が求められており、中小企業にも脱炭素化の取組みが必要であるとしている。このことから、脱炭素経営は、企業の事業活動全体における温室効果ガス排出削減の取組みと定義づけられよう。

脱炭素経営では、企業自らの排出削減だけではなく、サプライチェーン^(注26)全体での排出削減が目標となる（図表7）。なお、サプライチェーン全体の排出量算定については、環境省が公表する「サプライチェーン排出量

図表6 ファイナンスに関するキーワードの鳥観図



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注) 23. 本稿の1 (4) を参照

24. 「Science Based Targets」の略で、「科学と整合した目標設定」や「科学的根拠に基づいた目標設定」と日本語訳される。企業が環境問題に取り組んでいることを示す目標設定の一つである。

25. 環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/press/109464.html>) を参照

26. 原料調達・製造・物流・販売・廃棄等、一連の流れ全体のこと。

図表7 サプライチェーン排出量



(注1) Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出 (燃料の燃焼、工業プロセス)
 (注2) Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
 (注3) Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出 (事業者の活動に関連する他社の排出)
 (出所) 環境省ホームページ

図表8 中小企業が脱炭素経営に取り組む5つのメリット

| | |
|--|--|
| <p>メリット① 優位性の構築</p> <p>取引先からの脱炭素化の要請に対応することができ、<u>売上や受注機会を維持または拡大</u></p> | <p>メリット④ 社員のモチベーション向上や人材獲得力の強化</p> <p>気候変動問題に取り組む姿勢を示すことで、社員の共感・信頼を獲得し、社員のモチベーション向上に。また、「この会社で働きたい」という意欲を持った人材を集める効果が期待 (若い世代は環境・社会課題への取組を会社選びの新基準に)。</p> |
| <p>メリット② 光熱費・燃料費の低減</p> <p>エネルギー消費の効率化や再生エネ活用等により、電気料金をはじめとする光熱費・燃料費を削減</p> | <p>メリット⑤ 好条件での資金調達</p> <p>融資先の気候変動対策への取組状況を融資時の評価基準の一つとする金融機関が増える中で、<u>低金利融資の獲得や、再生エネ導入等に対象を限定した融資メニューの活用が可能に</u></p> |
| <p>メリット③ 知名度や認知度の向上</p> <p>いち早く脱炭素経営に取り組むことで、先進的企業としてメディアへの掲載や国・自治体からの表彰を受け、<u>知名度や認知度が向上</u></p> | |

(出所) 環境省 (2022年2月) 「カーボンニュートラルに向けた地域での脱炭素経営」

算定の考え方^(注27)」に詳しい。

また、環境省 (2022) は、中小企業が脱炭素経営に取り組むメリットを5つ挙げている (図表8)。このうち、特に重要なメリットは、脱炭素化への率先した取組みによってサプライチェーンに留まり受注機会を確保もしくは拡大できること、金融機関から好条件での資金調達が期待できること等であろう。

(2) カーボンフットプリント

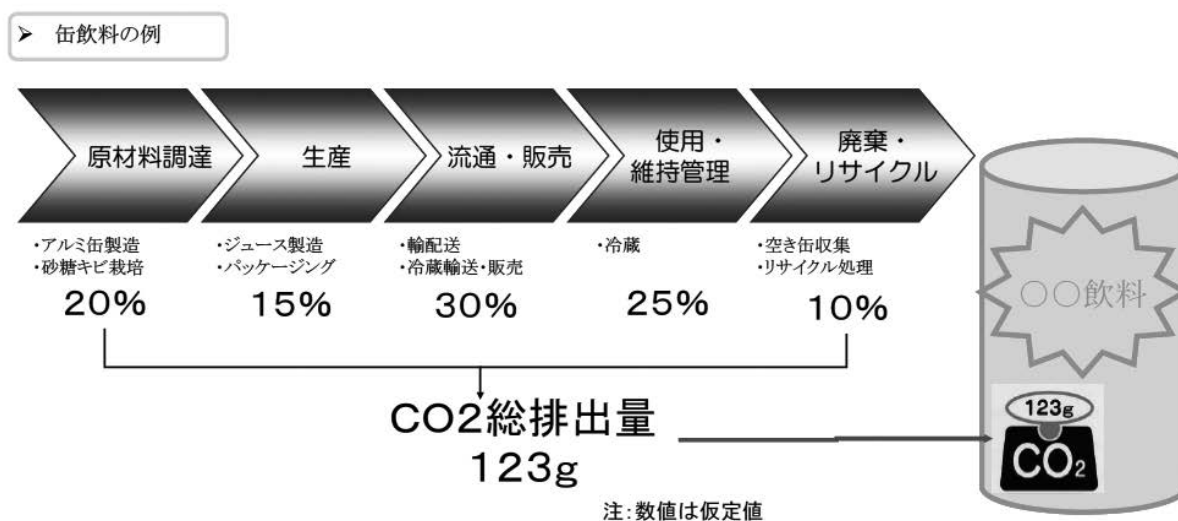
環境省^(注28)によると、「カーボンフットプリント (CFP: Carbon Footprint of Products)」は、すべての商品・サービスがつくられてから捨てられるまでのライフサイクルの各過程で排出された温室効果ガスの量を追跡した結果、その追跡から得られた全体の量を二酸化炭素量に換算して表示したものである (図表9)。

事業者と消費者の間で二酸化炭素排出量の削減への行動に関する「気づき」を共有する

(注) 27. 環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/tools/supply_chain_201711_all.pdf) を参照

28. 環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/a05.html>) を参照

図表9 カーボンフットプリントの例



(出所) 環境省ホームページ

とともに、数値で「見える化」された情報を用いて、事業者がサプライチェーンを構成する企業間で協力し、さらなる二酸化炭素排出量の削減を推進する目的がある。「見える化」という観点から、カーボンフットプリントは、上記(1)の脱炭素経営への取り組みを側面支援するものといえよう。

なお、巽(2021)によると、世界的には、PCAF^(注29)(Partnership for Carbon Accounting Financials)が、2020年11月に、「Global GHG Accounting and Reporting Standard for the Financial Industry」という算出基準を策定している。また、国内では、2012年4月から、一般社団法人産業環境管理協会により、CFPプログラム(カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム)^(注30)の運用が開始されている。

おわりに

以上、「脱炭素」をテーマとした調査レポートをシリーズとして掲載していくにあたって、今後のキーワードとなりそうな専門用語を解説した。

次回以降では、それぞれのキーワードに関する具体的な事例等を交えながら、信用金庫および中小企業の視点から「脱炭素」を読み解いていくことにしたい。

(注)29. 投融資におけるすべての資産クラスへのカーボンフットプリント算出の基準を策定している機関。なお、2021年7月に、みずほフィナンシャルグループが、わが国初の金融機関としてPCAFに加盟している (https://www.mizuho-fg.co.jp/release/20210702release_jp.html)。

30. 経済産業省が主導して2011年度まで実施していた「カーボンフットプリント制度試行事業」を引き継いだ事業。詳細は、一般社団法人産業環境管理協会ホームページ (<https://www.cfp-japan.jp/>) を参照

〈参考文献〉

- ・SDGs推進本部（2021年12月）「SDGsアクションプラン2022～すべての人が生きがいを感ぜられる、新しい社会へ～」
- ・外務省 国際協力局 地球規模課題総括課（2022年4月）「持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けて日本が果たす役割」
- ・環境省（2017年11月）「サプライチェーン排出量算定の考え方」
- ・環境省（2020年3月）「すべての企業が持続的に発展するために～持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド～」
- ・環境省 関東地方環境事務所 脱炭素チーム 地域循環共生圏構想推進官 飯野祐平（2022年2月）「カーボンニュートラルに向けた地域での脱炭素経営」
- ・金融庁（2021年6月18日）「サステナブルファイナンス有識者会議 報告書 持続可能な社会を支える金融システムの構築」
- ・経済産業省 産業技術環境局（2020年9月16日）「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略2020 環境イノベーション・ファイナンス研究会 中間取りまとめ」
- ・経済産業省（2020年12月）「気候変動関連のファイナンスについて」
- ・経済産業省 産業技術環境局 環境経済室（2022年4月）「トランジションファイナンスについて ～基本指針とロードマップの全体像～」
- ・国際連合（2019年）「責任投資原則 国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）と国連グローバル・コンパクトと連携した投資家イニシアティブ」
- ・一般社団法人全国銀行協会（2022年3月）「はじめてのサステナブルファイナンス 金融の力で地球のピンチを救おう！」
- ・信金中央金庫 地域・中小企業研究所 信金中金月報2020年9月号「ゼロから考える「信用金庫のSDGs」―Q&AでみるSDGsの有用性―」
- ・巽直樹（2021年）『カーボンニュートラル もうひとつの“新しい日常”への挑戦』
- ・大和総研（2017年3月3日）「グリーンファイナンスを考える 第1回 グリーンファイナンスとは―増大する資金需要と多様化する資金調達手段―」
- ・大和総研（2022年1月12日）「地域金融機関によるグリーンファイナンスの現状と展望 ―現状のグリーンファイナンスは知見蓄積の「過程」―」
- ・大和総研調査季報 2020年 新春号 Vol.37（2020年1月）「金融当局が懸念する気候変動リスク」
- ・日本銀行 金融機構局 金融高度化センター（2020年8月31日、9月7日）「SDGs/ESG金融に関する金融機関の取り組み～SDGs/ESG金融に関するワークショップ（2019年6月開催）の模様～」
- ・日本総研（2022年1月27日）「多様化するサステナブルファイナンスにおける課題」
- ・日本総研（2022年1月31日）「脱炭素に向けたトランジション・ファイナンスの現状と課題」
- ・サステナ株式会社ホームページ

生の声から読み解く中小企業の実態

－ 全国中小企業景気動向調査（2022年4－6月期）より －

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

品田 雄志

(キーワード) 全国中小企業景気動向調査、中小企業経営者、原材料価格上昇、中国ロックダウン、ロシア・ウクライナ情勢、人手不足、SNS、ネット販売、SDGs

(視 点)

本稿では、信金中央金庫が全国の信用金庫の協力を得て取りまとめている全国中小企業景気動向調査（調査期間：6月1日～7日）において、信用金庫調査員が全国の中小企業から聴取したコメントをもとに、中小企業の経営の状況についてまとめる。

仕入価格の上昇や仕入の困難を訴える声が前回に引き続いて多くみられる。また、新型コロナウイルス感染拡大による需要低下や人手不足を訴えるコメントもみられた。一方で、新商品開発やSDGsなど、新しい取組みを実施している企業のコメントもみられた。

(要 旨)

- 2022年6月の業況は、コロナ禍がやや落ち着いたのを受け、前期比で改善した。過去最悪水準となった2020年6月と比較すれば相対的に良い水準にあるものの、新型コロナウイルス感染拡大前と比較すると依然として低水準にとどまっている。また、2022年9月見通しはわずかな改善を見込んでいる。
- 半導体不足、ウッドショック、その他原材料不足や資源価格高騰といった、いわゆる仕入の「困難」や「価格上昇」に関連するコメントが前回に引き続き多くみられた。また、中国ロックダウンやロシア・ウクライナ情勢が仕入困難に拍車をかけている様相もみられる。
- 新型コロナウイルス感染拡大による需要低迷を訴えるコメントは、一時期よりは減少したものの、引き続き多い。コロナ禍に加えて、前述の原材料不足、資源価格高騰が追い打ちをかけているとのコメントも多くみられた。
- 人手不足が事業を進めるうえでの障害になっているとするコメントも多くみられた。一方で、賃上げや福利厚生などの待遇改善を通じて、従業員の定着を図る動きもみられる。
- 新商品・サービスの開発など、新しい取組みを行っていたり、ネット販売やSNSによって需要を獲得しているとのコメントが数多くみられた。また、環境への取組みなどSDGsに関連する取組みを行っていたとのコメントもみられた。

はじめに

信金中央金庫では、全国の信用金庫の協力を得て、四半期ごとに「全国中小企業景気動向調査」を取りまとめている。

本調査の特徴の1つに、実際に中小企業から聞き取りをしている信用金庫職員の視点からその企業を分析した「調査員のコメント」欄の存在がある（図表1）。コメント欄には、その企業の状況について、定型的な質問への解答だけではわからない実態が細かく記述されており、中小企業の現状についてわかりやすく伝えてくれている。

そこで本稿では、2022年6月調査の結果を振り返るとともに、「調査員のコメント」欄をまとめることで、中小企業の経営環境を概観する。

なお、第188回調査の調査期間は6月1日～7日である。この時期は、前回（187回）とは対照的に、重症者が大幅に減少していた時期にあたる（図表2）。

1. 2022年6月調査における業況の概観

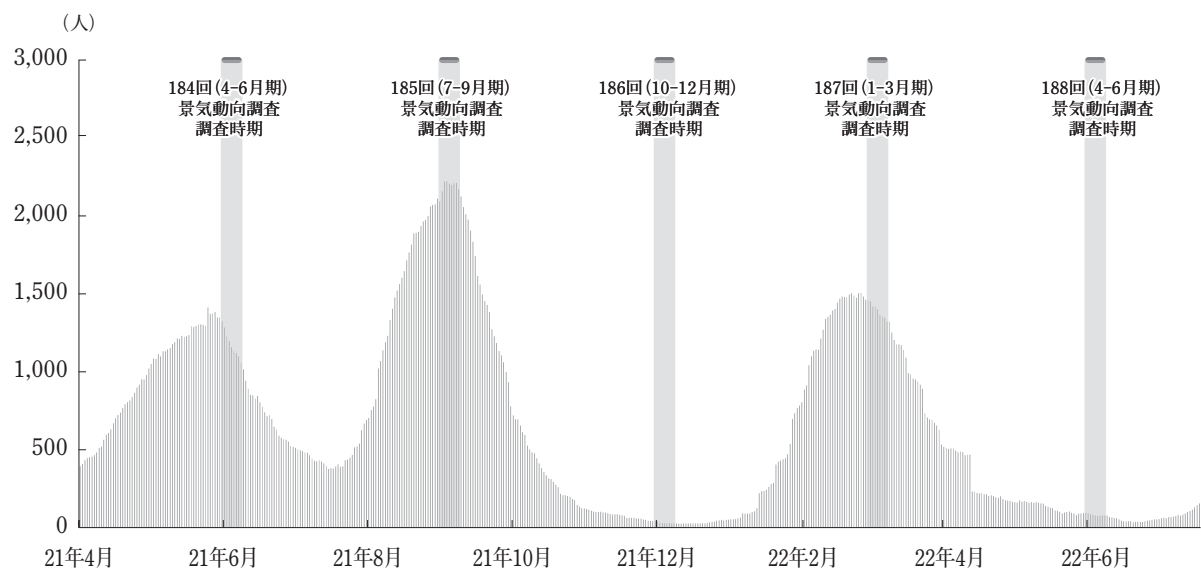
2022年6月の業況判断D.I.は、前期比で7.7ポイント改善し、△19.9となった（図表3左上）。コロナ禍を受けて過去最悪水準となった

図表1 全国中小企業景気動向調査の調査表（左下、破線の円部分が「調査員のコメント」）

| 特別調査 | | 混迷する経済社会情勢と中小企業経営 —コロナ、原材料価格高騰、海外情勢の緊迫化を受けて— | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|-------------|--------------|---------------|---------------------------|----------------------|----------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|----------|----------------|----------------|--------------|-------------|--------------------|------------------------|--------------------|------------------|--------------------------------|-----------------------|-----------|----------------|------------------|----------|----------|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--|
| <p>問1. 貴社では、最近の経済社会情勢について、特に懸念しているものはありますか。下記の1～7の中から最大3つまで選んでお答えください。</p> <p>1. 原油・天然ガス等のエネルギー価格高騰 2. エネルギー以外の価格高騰 3. 原材料の仕入れ不可能 4. コロナ長期化による需要急減 5. 人手不足、人件費上昇</p> | <p>6. 日本と諸外国との関係 7. 米中貿易摩擦 8. 戦争、紛争等がもたらす社会不安 9. その他 0. 特に懸念しているものはない</p> | <p>回答欄</p> <p>1.～0.</p> | <p>第188回全国中小企業景気動向調査表（製造業）</p> <p>2022年4～6月期</p> <p>信用金庫</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>問2. 貴社では、最近の原油・天然ガスなどのエネルギー価格の上昇により収益にどのような影響を受けていますか。下記の1～7の中から1つ選んでお答えください。また、今後省エネにつながる設備投資を実施する予定はありますか。下記の8～9の中から1つまで選んでお答えください。</p> | <p>収益への影響 1～7</p> <p>8. 実施予定がある 9. 実施予定はない</p> | <p>回答欄</p> <p>1.～0.</p> | <p><番号記入要領></p> <p>金庫コード …… 手形交換に使用する統一金庫コードを記入してください。</p> <p>地域番号 …… 下記地域番号表を参照して、調査企業の所在地に該当する番号を記入してください。</p> <p>業種番号 …… 下記業種番号表を参照して、該当する番号を記入してください。</p> <p>従業員数 …… 雇用人、家族従業員を含み、パートを除く従業員数を0 0 5 人のように記入してください。</p> <p>また、パート・アルバイト数につきましては、調査時点における人数を記入してください。</p> <p>※あてはまらない項目や不明な項目についての番号欄は、空白のままご結構です。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>問3. 企業や団体などを標的としたサイバー攻撃による被害が数多く報告されています。貴社は、サイバー攻撃による被害を受けたことがありますか。下記の1～3の中から1つ選んでお答えください。また、サイバーセキュリティを確保するため、人材を確保し、態勢を整備していますか。下記の4～7の中から1つ選んでお答えください。</p> | <p>サイバー被害 1～3</p> <p>人材確保・態勢整備 4～7</p> | <p>回答欄</p> <p>1.～0.</p> | <p>(地域番号表)</p> <table border="1"> <tr><td>(01) 北海道</td><td>(13) 東 京</td><td>(25) 滋 賀</td><td>(37) 愛 媛</td></tr> <tr><td>(02) 青 森</td><td>(14) 神 奈 川</td><td>(26) 京 都</td><td>(38) 徳 島</td></tr> <tr><td>(03) 岩 手</td><td>(15) 新 潟</td><td>(27) 大 阪</td><td>(39) 高 知</td></tr> <tr><td>(04) 宮 城</td><td>(16) 山 梨</td><td>(28) 兵 庫</td><td>(40) 福 岡</td></tr> <tr><td>(05) 秋 田</td><td>(17) 長 野</td><td>(29) 奈 良</td><td>(41) 佐 賀</td></tr> <tr><td>(06) 山 形</td><td>(18) 富 山</td><td>(30) 和 歌 山</td><td>(42) 長 崎</td></tr> <tr><td>(07) 福 島</td><td>(19) 石 川</td><td>(31) 鳥 取</td><td>(43) 熊 本</td></tr> <tr><td>(08) 茨 城</td><td>(20) 福 井</td><td>(32) 島 根</td><td>(44) 大 宮</td></tr> <tr><td>(09) 栃 木</td><td>(21) 岐 阜</td><td>(33) 岡 山</td><td>(45) 宮 崎</td></tr> <tr><td>(10) 群 馬</td><td>(22) 静 岡</td><td>(34) 広 島</td><td>(46) 鹿 児 島</td></tr> <tr><td>(11) 埼 玉</td><td>(23) 愛 知</td><td>(35) 山 口</td><td>(47) 沖 縄</td></tr> <tr><td>(12) 千 葉</td><td>(24) 三 重</td><td>(36) 香 川</td><td></td></tr> </table> | (01) 北海道 | (13) 東 京 | (25) 滋 賀 | (37) 愛 媛 | (02) 青 森 | (14) 神 奈 川 | (26) 京 都 | (38) 徳 島 | (03) 岩 手 | (15) 新 潟 | (27) 大 阪 | (39) 高 知 | (04) 宮 城 | (16) 山 梨 | (28) 兵 庫 | (40) 福 岡 | (05) 秋 田 | (17) 長 野 | (29) 奈 良 | (41) 佐 賀 | (06) 山 形 | (18) 富 山 | (30) 和 歌 山 | (42) 長 崎 | (07) 福 島 | (19) 石 川 | (31) 鳥 取 | (43) 熊 本 | (08) 茨 城 | (20) 福 井 | (32) 島 根 | (44) 大 宮 | (09) 栃 木 | (21) 岐 阜 | (33) 岡 山 | (45) 宮 崎 | (10) 群 馬 | (22) 静 岡 | (34) 広 島 | (46) 鹿 児 島 | (11) 埼 玉 | (23) 愛 知 | (35) 山 口 | (47) 沖 縄 | (12) 千 葉 | (24) 三 重 | (36) 香 川 | |
| (01) 北海道 | (13) 東 京 | (25) 滋 賀 | (37) 愛 媛 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (02) 青 森 | (14) 神 奈 川 | (26) 京 都 | (38) 徳 島 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (03) 岩 手 | (15) 新 潟 | (27) 大 阪 | (39) 高 知 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (04) 宮 城 | (16) 山 梨 | (28) 兵 庫 | (40) 福 岡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (05) 秋 田 | (17) 長 野 | (29) 奈 良 | (41) 佐 賀 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (06) 山 形 | (18) 富 山 | (30) 和 歌 山 | (42) 長 崎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (07) 福 島 | (19) 石 川 | (31) 鳥 取 | (43) 熊 本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (08) 茨 城 | (20) 福 井 | (32) 島 根 | (44) 大 宮 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (09) 栃 木 | (21) 岐 阜 | (33) 岡 山 | (45) 宮 崎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (10) 群 馬 | (22) 静 岡 | (34) 広 島 | (46) 鹿 児 島 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (11) 埼 玉 | (23) 愛 知 | (35) 山 口 | (47) 沖 縄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (12) 千 葉 | (24) 三 重 | (36) 香 川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>問4. 経済社会情勢の混迷のなかで政府から賃上げが要請されていますが、貴社では、今春、賃上げを実施しましたか。実施した場合は、その理由について、最もあてはまるものを次の1～5の中から、賃上げを実施しなかった場合は、その理由について最もあてはまるものを次の6～9の中から1つ選んでお答えください。</p> | <p>賃上げを実施した理由 1～5</p> <p>賃上げを実施しなかった理由 6～9</p> | <p>回答欄</p> <p>1.～0.</p> | <p>(業種番号表)</p> <table border="1"> <tr><td>(11) 食料品製造業</td><td>(19) ゴム製品製造業</td><td>(27) 彫刻業、熱処理業</td></tr> <tr><td>(12) 繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く）</td><td>(20) なめしかわ・同製品、毛皮製造業</td><td>(28) 一般機械器具製造業</td></tr> <tr><td>(13) 衣服・その他の繊維製品製造業</td><td>(21) 塗業、土石製品製造業</td><td>(29) 輸送用機械器具製造業</td></tr> <tr><td>(14) 木材・木製品製造業（家具を除く）</td><td>(22) 鉄鋼業</td><td>(30) 精密機械器具製造業</td></tr> <tr><td>(15) 家具・装飾品製造業</td><td>(23) 非鉄金属製造業</td><td>(31) 貴金属製造業</td></tr> <tr><td>(16) パルプ・紙・紙加工品製造業</td><td>(24) 金属製品製造業（25・26を除く）</td><td>(32) がん具・運動競技用具製造業</td></tr> <tr><td>(17) 出版・印刷・同関連産業</td><td>(25) 建設用、建築用金属製品製造業（製かん取企業を含む）</td><td>(33) 装身具・装飾品・ボタン同関連産業</td></tr> <tr><td>(18) 化学工業</td><td>(26) 金属プレス・メッキ</td><td>(34) プラスチック製品製造業</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>(35) その他の製造業</td></tr> </table> | (11) 食料品製造業 | (19) ゴム製品製造業 | (27) 彫刻業、熱処理業 | (12) 繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く） | (20) なめしかわ・同製品、毛皮製造業 | (28) 一般機械器具製造業 | (13) 衣服・その他の繊維製品製造業 | (21) 塗業、土石製品製造業 | (29) 輸送用機械器具製造業 | (14) 木材・木製品製造業（家具を除く） | (22) 鉄鋼業 | (30) 精密機械器具製造業 | (15) 家具・装飾品製造業 | (23) 非鉄金属製造業 | (31) 貴金属製造業 | (16) パルプ・紙・紙加工品製造業 | (24) 金属製品製造業（25・26を除く） | (32) がん具・運動競技用具製造業 | (17) 出版・印刷・同関連産業 | (25) 建設用、建築用金属製品製造業（製かん取企業を含む） | (33) 装身具・装飾品・ボタン同関連産業 | (18) 化学工業 | (26) 金属プレス・メッキ | (34) プラスチック製品製造業 | | | (35) その他の製造業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (11) 食料品製造業 | (19) ゴム製品製造業 | (27) 彫刻業、熱処理業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (12) 繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く） | (20) なめしかわ・同製品、毛皮製造業 | (28) 一般機械器具製造業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (13) 衣服・その他の繊維製品製造業 | (21) 塗業、土石製品製造業 | (29) 輸送用機械器具製造業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (14) 木材・木製品製造業（家具を除く） | (22) 鉄鋼業 | (30) 精密機械器具製造業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (15) 家具・装飾品製造業 | (23) 非鉄金属製造業 | (31) 貴金属製造業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (16) パルプ・紙・紙加工品製造業 | (24) 金属製品製造業（25・26を除く） | (32) がん具・運動競技用具製造業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (17) 出版・印刷・同関連産業 | (25) 建設用、建築用金属製品製造業（製かん取企業を含む） | (33) 装身具・装飾品・ボタン同関連産業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (18) 化学工業 | (26) 金属プレス・メッキ | (34) プラスチック製品製造業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (35) その他の製造業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>問5. 貴社では、コロナ禍を受けて、事業承継（M & Aを含む）についての考え方は変化がありましたか。次の1～9の中から1つ選んでお答えください。</p> | <p>回答欄</p> <p>1.～0.</p> | <p>調査員のコメント</p> <p>お忙しいところご協力いただきましてありがとうございました。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

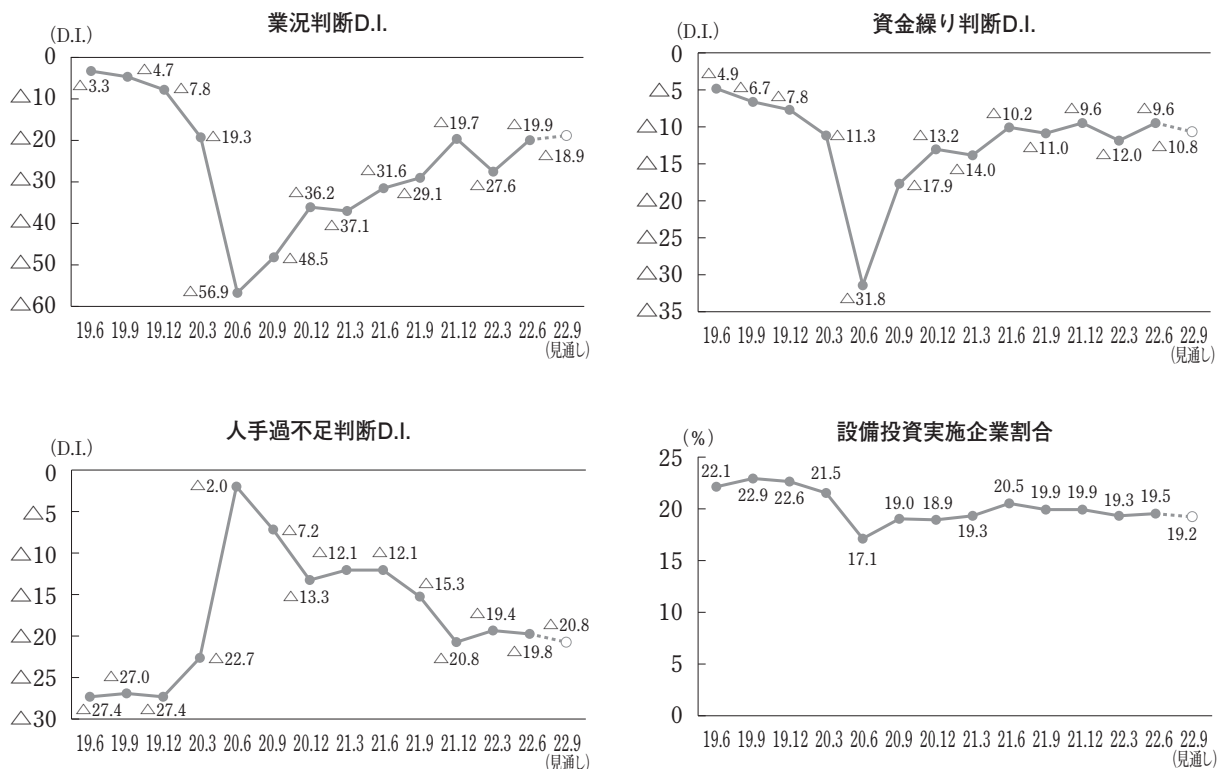
（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表2 国内の新型コロナウイルスによる重症者数の推移



(備考) 厚生労働省資料等より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表3 全国中小企業景気動向調査における主要指標の推移



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

2020年6月 (△56.9) と比較すれば、相対的に良い水準にある。もっとも、新型コロナウイルス感染拡大前がプラスマイナス0前後

だったことと比較すると、依然として低水準にとどまっている。また、2022年6月見通しは△18.9と、1.0ポイントの小幅改善を見込

んでいる。

そのほかの判断項目を概観する。資金繰り判断D.I.は、2022年6月で△9.6と前期比で2.4ポイント改善した（図表3右上）。水準自体は、コロナショック以前にはおよばないものの、業況判断D.I.と比較すると大きく回復している。このことから、本業の回復は限定的ながらも、持続化給付金や、実質無利子・無担保融資などの政府による企業への資金繰り支援策が一定の効果を挙げていることが示唆される。

人手過不足判断D.I.は、2022年6月で△19.8と前期比で0.4ポイント人手不足感が強まった。マイナス幅はコロナ前の水準に徐々に近づいており、深刻な状況が続いている（図表3左下）。建設業や製造業を中心に人手不足感が根強い。

設備投資実施企業割合は、2022年6月で19.5%と前期比で0.2ポイント改善した。新型コロナウイルス感染拡大で落ち込んだ後、一時的に改善したものの、その後は停滞が

続いている。見通しについても0.3ポイント低下の19.2%にとどまっており、設備投資回復への道筋は見通せない（図表3右下）。全体としては、業況は回復しているものの、設備投資など前向きな動きはまだ道半ばと言えよう。

2. 調査員のコメントから

今回も、信用金庫調査員を通じて、全国の中小企業・小規模事業者から多数のコメントが寄せられている。本稿では、これらのコメントを「仕入材料不足、価格上昇」「コロナによる苦境」「人手不足」「新しい取組み」の4つに分け、動向をまとめる。

(1) 仕入材料不足、価格上昇

今回の調査においては、半導体不足（図表4）、ウッドショック（図表5）、その他原材料不足や資源価格高騰（図表6）といった、いわゆる仕入の「困難」や「価格上昇」に関連する

図表4 半導体不足により悪影響が出たとするコメント

| コメント | 業種 | 都道府県 |
|---|-------------|------|
| 半導体不足により時計が作れず、商品切れが続出している。 | 時計、眼鏡、宝飾品小売 | 福島県 |
| 半導体不足により、IHキッチンや給湯器の設置が遅れ、仕事に悪影響が出ている。 | 新築、リフォーム | 群馬県 |
| 半導体不足を受けた大手自動車メーカーの生産調整により、パート雇用日数の調整で何とか資金繰りを保っている。 | 自動車内装部品製造 | 埼玉県 |
| コロナの影響で半導体が入ってこないため、製造の見通しが9月頃まで抑えられている。 | トラック部品製造 | 神奈川県 |
| 半導体不足により、ウォシュレットや給湯器がなかなか入荷できない。仕入の上昇は販売価格に転嫁できており、業況は堅調。 | 分譲住宅販売 | 愛知県 |
| 建設機械も半導体不足等で納期が非常に長くなっている。在庫を厚めに保有したこともあり、販売は好調だった。 | 建設機械等卸 | 岡山県 |
| 半導体不足を受け受注が減少しており、パートの人数を必要最低限にして経費削減を図っている。 | 自動車部品製造 | 岡山県 |
| 半導体不足で新車が不足しているため、中古車の流通が少なくなっている。 | 中古車販売 | 福岡県 |

（備考）第188回全国中小企業景気動向調査および東京都信用金庫協会資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成（以下同じ）

図表5 ウッドショックにより悪影響が出たとするコメント

| コメント | 業種 | 都道府県 |
|--|---------|------|
| ウッドショックの影響で仕入コストは引き続き高い傾向にある。 | 家具、建具製造 | 群馬県 |
| ロシア産木材の輸入停止により、秋以降の木材仕入のめどが立っていない。 | 総合建設 | 千葉県 |
| 木材不足や価格高騰を受け、市内建設業者の動きが鈍くなったため、不動産の動きも鈍くなっている。 | 不動産取引仲介 | 新潟県 |
| ロシア産の木材が入手困難となっている。代替品として北欧産の木材を扱っているが、コスト高となった。 | 土木建築材料卸 | 静岡県 |
| ロシア産の木材を使っており、仕入価格がコロナ前比で3倍になっている。 | 総合工事業 | 三重県 |
| 木材価格高騰しているが、あまり売値に転嫁しすぎると、特にBtoCで延期や取下げとなる事例が目立つようになった。 | 総合建設 | 岡山県 |
| ロシア産木材の輸入が止まり、国内材に替わったが、木の材質が変更になるなど、今後、取り扱う商品の品質に不安がでてきた。 | 材木卸売 | 東京都 |

図表6 その他原材料不足や資源価格高騰により悪影響が出たとするコメント

| コメント | 業種 | 都道府県 |
|---|------------|------|
| 製品価格の引上げは何度もできないと認識しており、難しい局面である。 | 和、洋菓子製造 | 北海道 |
| 中国の台頭もあり、原料調達が困難になっている。卸業者からの値上げ通知もあり、一部商品を販売停止などしている。 | ラムジギスカン販売 | 北海道 |
| 原材料価格高騰を受け、見積もり価格との差が生じており、再見積もりなどの手間が増えている。 | 木造建築 | 山形県 |
| 電気代や資材関連が高騰しているが、既存商品の値上げは困難であり、来年の酒税法改正時に値上げを実施予定。 | ワイン製造 | 岩手県 |
| 仕入価格が上昇しているうえ、おとし販売価格を引き上げていることから、このタイミングでさらに引き上げていいかどうか検討中。 | 印鑑製造販売 | 埼玉県 |
| 原材料費、包装費など上昇しているが、販売価格の値上げについては慎重に対応する考え。 | 梅干し、イカ塩辛製造 | 神奈川県 |
| 仕入価格高騰が顕著で、販売価格への転嫁が間に合っていない。資金繰りのため、支払い条件の交渉や販路拡大に注力している。 | 冠婚葬祭ギフト卸 | 新潟県 |
| 業況は回復傾向だが、材料の銅管が過去に例をみない高騰が続いている。 | 空調用銅管 | 静岡県 |
| 仕入先からの値上げ要請が相次ぎ、経営者が価格交渉で多忙になっている。 | 段ボール製造 | 静岡県 |
| 複数回にわたって仕入価格の値上げ要請が来ている。商品点数が非常に多く、販売価格の修正に手間がかかる。 | 建築金物土木資材卸 | 静岡県 |
| 新電力の電気代が2.5倍になった。 | 食品小売 | 静岡県 |
| ガス価格の高騰が業界全体に影響している。 | タイル製造 | 岐阜県 |
| 仕入メーカー各社から、連日のように値上げの連絡が来ている。販売先からの理解はなかなか得られず、自社の粗利を削って販売している。 | 機械器具卸 | 愛知県 |
| 原材料価格高騰を受け、販売価格を順次改定しているほか、不採算商品を廃版にするなど工夫している。 | 塩ビ製薬品庫製造 | 愛知県 |
| 砂糖価格が1年で3回値上がりするなか、競合他社との対抗上販売価格の値上げができない。 | 砂糖卸 | 京都府 |
| 原材料価格が高騰するなか、販売先からは値下げ要請もあり、販売価格に転嫁できていない。 | 金属加工製品製造 | 兵庫県 |
| 材料価格高騰により、受注が減少。売上回収条件も悪化しており、資金繰りが繁忙となっている。 | 屋外広告設計施工 | 岡山県 |
| 建築資材の不足・高騰により見積作成が難しく、事業計画達成が難しい状況にある。 | 建設・仲介 | 東京都 |
| 仕入価格が2〜3割程度上昇しているが、顧客離れが不安で値上げできないでいる。 | 寿司 | 東京都 |

コメントが前回に引き続き多くみられた。高騰の背景には、コロナによる供給制約に加え、経済活動の再開に伴う需要の急激な高まりといった複合的な要因がある。

半導体不足については、一部で「大手企業からの半導体工作機械の受注は相変わらず多く、フル稼働状態。(電子部品製造販売 長野県)」、「半導体にかかる部品の受注が好調であり、設備投資を実施する予定。人員の確保が課題。(アルミ製品製造 三重県)」といった特需もみられるが、業績に悪影響が出たとするコメントが多くみられている。

ウッドショックについては、一部で「ウッドショックやウクライナ情勢を受け、材木不足が続いている。当社は在庫を多く抱えていたことから、注文が殺到した。(木材等卸 埼玉県)」といった特需を受けている企業がある一方で、建設関連を中心に悪影響があるとの声が多く聞かれた。

値上げについては、「値上げ要請に応じることに抵抗がある。(酒類卸 宮崎県)」のように、価格引上げに応じていない企業もみ

れるが、少数派である。対して、「以前から値上げ交渉を行っており、取引先も応じてくれるようになっている。(水産加工 大阪府)」という声も寄せられており、一部の中小企業においては、仕入や販売に関する値上げを忌避するこれまでの傾向から、脱却する動きもみられる。

一方で、「受注自体は好調なものの、樹脂材料の不足により生産できていない。(ライン部品製造 新潟県)」という声に代表されるとおり、仕入自体が滞っているとのコメントも多く聞かれている(図表7)。なかには、「原材料が入ってこないなどの理由で、従業員の約半分を休ませている。(飲料水自販機販売 愛媛県)」のように深刻なケースもみられており、今後の動向に注視が必要である。

仕入が滞っているというコメントのなかには、中国のロックダウンに関連しているもの(図表8)や、ロシア・ウクライナ情勢に関連しているもの(図表9)も多い。うち、中国のロックダウンについては、調査時点(6月中旬)と比較して本稿執筆の7月下旬時点で

図表7 仕入の滞りに関するコメント

| コメント | 業種 | 都道府県 |
|--|---------------|------|
| 建設資材や住宅設備の調達難で、エンドユーザーとの契約が進まず、売上が停滞している。 | 一般建設 | 埼玉県 |
| 部品が納入されず、受注できない状況。各金融機関に相談し、資金繰りの安定化を図っている。 | 塗装設備設計施工 | 埼玉県 |
| 部材調達に支障が出ており、製品の完成が遅れ、入金も遅れている。受注量は好調を維持している。 | 電源、試験機製造 | 長野県 |
| 資材の入手が困難となっており、仕事の依頼があっても対応が難しい。 | 管工事 | 長野県 |
| 注文は多いものの、原油の値上げに伴い漁師が船を出さなくなり、商品在庫が不足している。 | 水産加工卸 | 愛知県 |
| 原材料の確保ができず、依頼しても3~6か月後の入荷となる。 | 電気機械製造 | 滋賀県 |
| 各メーカーから車両の仕入れが満足にできておらず、減収減益。 | 自動車販売、整備 | 滋賀県 |
| コロナの影響で輸入コンテナ船が運航を停止しており、原材料の入手が難しいことから、当初の計画よりも売上が減少してきている。 | 防水・塗装・左官・大工工事 | 東京都 |

図表8 中国ロックダウンに関連するコメント

| コメント | 業種 | 都道府県 |
|--|-----------------|------|
| 上海のロックダウンの影響で大手メーカーの工場が停止し、仕入が困難な状態。 | 住宅機器卸 | 埼玉県 |
| 中国のロックダウンを受け、建材や住宅設備の安定調達ができない。また、国内不動産が需要過多となっており、不動産仕入に苦慮している。 | 個人注文住宅請負 | 神奈川県 |
| 上海ロックダウンも影響し、かなり厳しい状況。コロナの長期化を受け、資金繰りも厳しくなっている。 | 自動車部品製造 | 静岡県 |
| 中国のロックダウンを受け、医療用マスクやガウンの仕入れが不安定になり、業況を左右している。 | 梱包資材卸 | 静岡県 |
| 中国のロックダウンによるプラスチック材の輸入量減少に伴い、受注が減少している。今後、稼働時間短縮により経費節減を図る。 | 自動車、家電、建材製造 | 静岡県 |
| 上海のロックダウンや大手自動車メーカーの稼働停止の影響を受け、安定的な受注は見込みづらい状況。 | 自動車部品製造 | 三重県 |
| 金属価格上昇と中国のロックダウンによる輸入の不安定化で、利益が減少中。今後、新製品販売時に価格を見直す方針。 | バケツ、バーベキューコンロ製造 | 兵庫県 |

図表9 ロシア・ウクライナ情勢に関連するコメント

| コメント | 業種 | 都道府県 |
|---|----------------|------|
| ロシアのたらこ原料の仕入れができなくなっており、アメリカのたらこ原料の値上がり大きい。 | たらこ製造 | 北海道 |
| ロシア産の銑鉄を使用しており、今後の原材料確保に不安がある。 | 水道異形管製造 | 北海道 |
| ロシア情勢を受けてカニの在庫が不足しているうえ、中国からの買い占めにより単価が上昇している。 | 海産物卸 | 北海道 |
| コロナ禍、ウクライナ情勢による原油価格上昇に加え、量販店の低価格による燃料販売でさらなる収益低下が予想される。 | 石油販売 | 北海道 |
| コロナやウクライナ情勢により、材料や部品の仕入れが遅れており、顧客からクレームが来ることもある。 | 自動車整備 | 北海道 |
| ウクライナ情勢を受けて小麦価格が高騰し、卸先に交渉をしている。12月の価格上昇率がわからず、先行き不透明。 | 麺類製造 | 千葉県 |
| コロナに加え、ロシア情勢を受けて小麦等原材料価格が高騰している。 | 麺類製造 | 山梨県 |
| 取引先から、原材料にロシア産が含まれていない旨の証明書を提出させられた。 | ポリプロピレン、スフ織物製造 | 愛知県 |
| ロシア・ウクライナ情勢の長期化や円安を受け、原材料価格が高騰している。 | 塗料、工業薬品卸 | 三重県 |
| ロシア方面からのサケ、いくら、カニなどの水産物が仕入困難となっている。その他の水産物も仕入価格が上がっている。 | 水産物卸売 | 滋賀県 |
| ロシア・ウクライナ情勢を受けて小麦価格が高騰しているが、販売価格に転嫁できていない。 | 手延べそうめん製造 | 兵庫県 |
| ロシア産の海産物の仕入れ量が減っており、大きな被害を受けている。 | 明太子製造 | 福岡県 |

は小規模になってはいるものの、再度強化される恐れもある。ロシア・ウクライナ情勢については長期化の様相をみせており、解決の糸口がみえていない。これらの海外要因の影響も無視できないといえよう。

(2) コロナによる苦境

一時期よりは減少したが、コロナによる苦境を訴える声はいまだに根強い(図表10)。なかには、「コロナ禍の影響で売上げ減、原材料価格高騰の影響で収益性悪化と、厳しい状況が続いている。(建築、不動産仲介 愛知県)」のように、コロナ禍に加えて、原材料

図表10 コロナにより悪影響が出たとするコメント

| コメント | 業種 | 都道府県 |
|---|----------|------|
| コロナの影響から稼働率が低いままである。雇用維持のため、雇用調整助成金を活用している。 | ビルメンテナンス | 北海道 |
| コロナにより既存事業がほぼストップ。現在はネット販売が主力。事業承継については考えていない。 | 彫刻製造 | 埼玉県 |
| コロナ禍を受けて売上げが低下しており、学校等に訪問販売などを計画している。コロナ収束なければ事業継続は難しい。 | スポーツ用品小売 | 静岡県 |
| コロナの影響で外国人実習生が来日できず、生産量の減少など大きな痛手となっている。 | 自動車シート縫製 | 愛知県 |
| コロナによる需要減少が残るうえ、エネルギー価格上昇による収益圧迫にも見舞われている。 | ホテル・旅館 | 三重県 |
| コロナ禍を受けてコメ余りの状態であり、米価が下落している。インパウンドによる飲食店の需要増加に期待。 | 米穀卸 | 岡山県 |
| コロナ禍で学生の入居が少なく、1Kやワンルームの賃貸需要が減少している。物件の空きが増加しており、まったく稼働する気配がない。 | 不動産代理仲介 | 東京都 |

図表11 人手不足を訴えるコメント

| コメント | 業種 | 都道府県 |
|--|---------------|------|
| 職員の高齢化や退職に伴い、人材不足となっている。即戦力の人材を求めているが、見つからない。 | 電気通信工事 | 岩手県 |
| メイン先に売上が集中しており、多角化が課題。併せて、日本人従業員の確保が難しい。 | 自動車部品製造 | 群馬県 |
| 施工管理の人材が不足している。給与を上げないと獲得できないが、既存の従業員との兼ね合いもあり難しい。 | 土木工事 | 茨城県 |
| 公共工事の受注が安定しているものの、依然として人手不足が続いている。 | 土木工事 | 新潟県 |
| 人材の離職が多く、社内の労働環境の改善が課題。 | 自動車、オートバイ部品製造 | 静岡県 |
| 最低賃金引上げによる人件費の増加を受け、新規雇用ができなくなっている。 | 生鮮食品小売 | 静岡県 |
| 人材不足が課題。今後、インボイス制度が始まることもあり、システム整備など内部体制を充実させる必要がある。 | 貸家業 | 静岡県 |
| 人手不足により、受注できないことがある。周囲も値上げしたため、顧客離れは起きていない。 | 砂、山砂卸 | 愛知県 |
| 従業員の高齢化が深刻であり、人材確保が必要である。 | 建築資材運送 | 三重県 |

価格の高騰が追い打ちをかけているという声も聞かれている。

(3) 人手不足

前回までの調査に引き続き、人手不足を訴えるコメントが多くみられた(図表11)。「発注依頼はあるが、人手不足で受注ができない。(住宅用フレーム製造 滋賀県)」という声も聞かれるなど、人手不足が売上減に直結している例もみられる。

一方で、労働人口の減少が今後も続くなか、賃上げや福利厚生などの待遇改善などを通じて従業員の定着を図る動きもみられる(図表12)。こうした動きがさらに広がることが期待される。

(4) 新しい取組み

今回の調査では、前回に引き続いて、新商品・サービスの開発などの前向きなコメント(図表13)や、ECサイト等のネット販売、SNS

図表12 従業員の待遇改善に関するコメント

| コメント | 業種 | 都道府県 |
|--|-----------|------|
| 業況安定に伴い、後回しになってきた社員の待遇改善に着手。労働環境改善により人材確保を狙う。 | 飼料販売 | 北海道 |
| 賃上げすることで、労働環境を整備し、長く働きやすい職場づくりをしていく。 | 造園工事 | 山形県 |
| 働き方改革を受け、従業員の休日取得日数が増加していることから、工期日数が延長している。 | 管工事 | 山形県 |
| 4月から、週休2日制を導入した。従業員の健康確保や将来の人材確保に大きな影響があると考えている。 | 総合工事業 | 岩手県 |
| 月当たりの休暇日数を1日増やすなど、福利厚生を改善中。 | 旅館 | 静岡県 |
| 賃上げ等、従業員の待遇改善に取り組み、モチベーション向上を目指す。 | 総合工事業 | 三重県 |
| 仕入先からの値上げ交渉は依然として続いている。従業員の雇用維持のため、賃上げを実施した。 | ふすま紙、壁紙卸売 | 滋賀県 |
| 現場人員や専門部署の人手不足が課題、働きやすい職場環境を整備し、ESを高める。 | 輸入車販売 | 滋賀県 |

図表13 新商品・サービスの開発に関するコメント

| コメント | 業種 | 都道府県 |
|--|--------------|------|
| 日本酒以外の需要にも対応するべく、商品ラインナップを見直している。冷蔵庫の電気消費負担を抑えることが急務である。 | 日本酒小売 | 北海道 |
| 小ロットでの販売ができるよう、設備投資用の補助金を申請中である。 | みそだれ製造 | 北海道 |
| 商店街の衰退の影響を受けている。フラワーアレンジメントに注力し、高い評判を得ている。 | 園芸用品小売 | 北海道 |
| 後期高齢者講習事業や、ドローン研修など、新たな収益の柱を立てるべく活動している。 | 自動車教習 | 青森県 |
| 新たに高付加価値サービスの提供を開始。印刷業にとらわれない展開を模索している。 | 印刷業 | 山形県 |
| 消費者の魚離れが深刻であり、おいしい食べ方や商品の見せ方、販売チャネルの開拓など様々な試行錯誤が行われている。 | 鮮魚小売 | 神奈川県 |
| 地域の事業者とコラボして新商品を開発するなど、酒類以外の売上シェア拡大に努めている。 | 酒類、米穀小売 | 大阪府 |
| 取扱商品が県から認定を受け、今後は公共工事等への活用が見込まれる。 | コンクリート二次製品製造 | 山口県 |
| 海外売上高比率が順調に上昇している。国内・海外のコンテストで受賞したことに伴い、知名度も上昇している。 | 日本酒製造 | 愛媛県 |

図表14 ネット販売やSNSなどで需要を獲得しているとするコメント

| コメント | 業種 | 都道府県 |
|--|-------------|------|
| リニューアル工事が一巡したので、SNS含め宣伝強化していく。 | 旅館 | 北海道 |
| 自社製品がすべて日本製という強みを生かし、海外へのネット販売を検討している。 | 和漆器卸 | 神奈川県 |
| リモートワークの普及に伴い、郊外の住宅地の物件の需要が高まっているが、空き物件が不足している。今後、物件の内覧をリモートで実施したり、電子契約に移行するなどIT化を進める。 | 不動産仲介 | 神奈川県 |
| 顧客対応にITをフル活用し、リスク軽減を図っている。 | 不動産賃貸 | 新潟県 |
| Web予約開始を受け、新規顧客を多数獲得した。仕入価格の高騰分を販売価格に転嫁していくことが今後の課題。 | 石油製品小売 | 新潟県 |
| 今年からECサイトを立ち上げ通販に対応。仕入は遺品整理等を通じているため、仕入価格高騰などには見舞われていない。 | 家具、雑貨（中古）小売 | 静岡県 |
| 引き続きSNSを活用し、商品PRを行っていく。 | 瓦、わかめ製造 | 兵庫県 |
| Instagramやその他SNSを活用し、商品紹介をライブ中継で行うなど新たな取り組みも行っている。 | 衣料品販売 | 愛媛県 |
| Instagramやフェイスブックを積極的に活用したPR活動により売上は増加傾向にある。 | 食肉小売 | 東京都 |
| インターネットでのWEB広告により売上が増加傾向にある。 | 塗装 | 東京都 |

図表15 SDGsに関連するコメント

| コメント | 業種 | 都道府県 |
|--|----------------|------|
| SDGsへの取組みによる販路拡大及び販管費削減に注力している。 | ねじ卸売 | 埼玉県 |
| 大手自動車メーカーの生産調整を受け、売上減少。今後、カーボンニュートラルやSDGs等の取組みを進めていく。 | 工作機械メンテナンス | 愛知県 |
| カーボンニュートラルへの取組みを考えないといけない。HVやEV化に対応しなければならぬと考えている。 | 石油製品、自動車関連サービス | 愛知県 |
| フロンガス排出抑制法の改正や、脱炭素によるEV化など、産業界の大きな変化への対応が可能か強く懸念している。 | 自動車販売、整備 | 三重県 |
| コロナ長期化による需要減少や、電気自動車の普及への対応など、今後の外部環境の変化について課題が山積みである。 | 自動車販売 | 三重県 |
| 50周年を迎え、所在の図書館に大きな寄付を行った。 | 不動産開発、賃貸 | 滋賀県 |
| EV関連の受注が今後数年続く見込み。 | 各種熱交換器製造 | 大阪府 |

などの情報発信ツールによって需要を獲得したとのコメント（図表14）、環境への取組みなどSDGsに関連するコメント（図表15）も数多くみられた。中小企業が積極的に需要を獲得するための新たな手段として注目される。

おわりに

本稿では、2022年6月に実施された全国中小企業景気動向調査における調査員のコメントをもとに、中小企業の動向についてまとめた。

今回の特徴として、これまでと同様、仕入価格の高騰や仕入の困難を訴える声が多く寄せられたことが挙げられる。また、依然とし

て人手不足や新型コロナウイルスの影響を受けている企業からの声も多い。

2022年9月調査（調査時期：9月初旬）においては、特別調査のテーマを「中小企業におけるSDGs（持続可能な開発目標）の取組状況について」としている。

本稿で採用しているコメントは、いずれも信用金庫職員が調査員となり、渉外活動を通じて収集したものである。それぞれの事業者の置かれている現下の状況について、数多くのコメントをお寄せいただいた。調査にご協力いただいた中小企業経営者と信用金庫職員の方々に対して心からお礼を申し上げたい。

〈参考資料〉

・信金中央金庫「第188回中小企業景気動向調査（2022年4-6月期）」

地域銀行の食品ロス削減支援への取組みについて

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 上席主任研究員

とね かずゆき
刀禰 和之

(キーワード) 食品ロス問題、SDGsの推進、取引先企業の支援、食品ロス削減支援

(視 点)

本来食べられる食品を廃棄してしまう食品ロスは、近年、先進国を中心に大きな社会問題となっている。実際、2020年度のがが国の食品ロス量をみると522万トンに達し、これは国民1人あたり1日約113グラム（茶碗1杯のご飯の量に近い量）の廃棄量とされる。こうしたなか、SDGsの推進と取引先企業の支援を主な目的に、食品メーカー等の食品ロス削減支援に乗り出す地域銀行が増えてきた。

そこで本稿では、株式会社クラダシと地域銀行との連携策を紹介する。同社は、賞味期限間近などで廃棄の可能性があった商品を価値あるものに生まれ変わらせ、消費者（会員顧客）に安価で提供する1.5次流通のマーケット創出に取り組んでいる。

(要 旨)

- 2019年度のがが国の食品ロス量は522万トンに達するなど、食べられる食品の大量廃棄は深刻な社会問題となっている。
- SDGsの推進および取引先企業の支援を目的に、食品メーカー等の食品ロス削減支援に乗り出す地域銀行がみられる。
- 本稿では、食品メーカー等から賞味期限間近の商品などを仕入れ、消費者に安価で提供する株式会社クラダシの取組みを紹介する。
- 同社は2022年5月現在、メガバンクや地域銀行などの19行庫とビジネスマッチング契約を結んでいる。

※「1.5次流通」「社会貢献型ショッピングサイト」「KURADASHI」およびそのロゴ、「もったいないを価値へ」は株式会社クラダシの登録商標となります。

はじめに

コロナ禍による飲食店の営業自粛などを受け、わが国では行き場のない多くの食品が廃棄処分されている。また味覚に何ら問題のない規格外の生鮮食品や、売れ残った季節限定商品、賞味期限間近の商品などが大量に廃棄される現状は、SDGs推進の観点からも早急に解決すべき課題と位置付けられる。

食品ロス削減に向けた企業活動は多岐に亘るが、本稿では地域銀行がSDGs推進および取引先支援の観点から取り組む株式会社クラダシとのビジネスマッチング契約について紹介する。

1. 信用金庫のSDGs推進時の課題

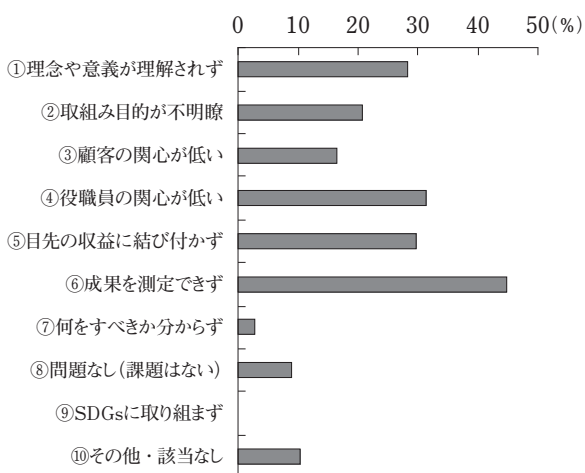
(1) SDGs推進状況

最初に信用金庫のSDGs推進時の課題などを共有したい。

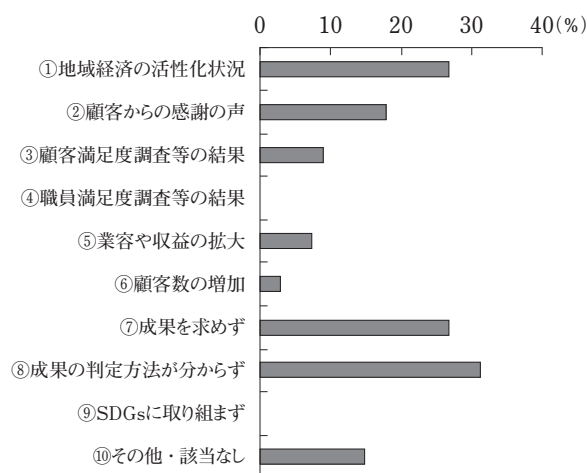
信用金庫は、持続可能な地域社会を実現するためSDGsの推進に積極的である。当研究所の調査では、2021年3月時点における信用金庫のSDGs宣言状況は「宣言済み」と「2021年度中（3月末まで）に宣言予定」「宣言を準備中」の合計で8割を超えた。その一方で、取組み時の検討課題を尋ねると、「成果を測定できず」が44.7%となり、「役職員の関心が低い」「目先の収益に結び付かず」「理念や意義が理解されず」が続いた（図表1）。また取組みの成果判定として、3割の信用金庫が「成果の判定方法が分からず」との回答であった（図表2）。

信用金庫のSDGs推進策は、2022年度に入り宣言発出の段階から具体的な施策実施の段階に移行しつつある。そこで今後は、実効性の高い施策の立案やKPI設定に加え、取引先や行政、さらには地域住民を巻き込んだ目に見える活動が求められる。

図表1 SDGs取組み時の検討課題
(3つまで回答可)



図表2 SDGs取組みの成果判定
(3つまで回答可)



(備考) 図表1・2ともに経営戦略プランニング研修「コロナ禍の信用金庫経営②」(回答は67金庫)

(2) 食品ロス削減に注目

本稿では、信用金庫がSDGsを推進するなか、食品ロス削減問題への対応策に焦点を当てたい。賞味期限間近の商品などの大量廃棄は、身近な社会問題であり、地域コミュニティの一員である信用金庫にとって親和性の高いテーマと考えられる。

2. わが国の食品ロス量の推移

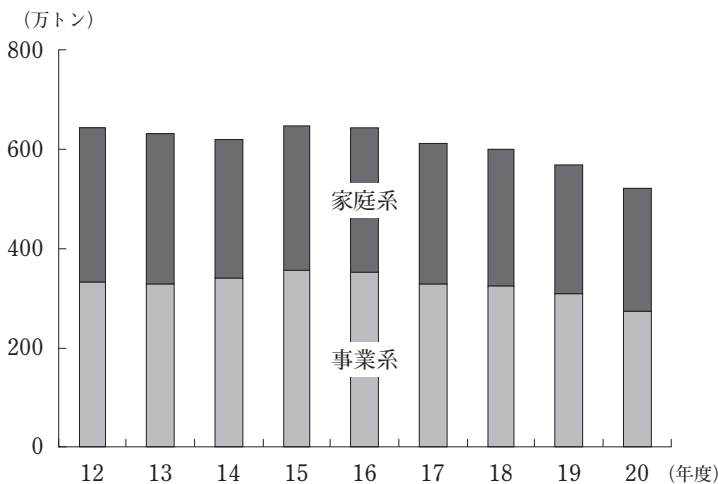
2020年度のわが国の食品ロス量は、522万トンとなり、5年連続で前年度を下回った(図表3)。世界的なSDGsの盛り上がり、「もったいない」意識の啓蒙などにより、わが国の食品ロス量は減少傾向にある。ただし、この廃棄量を国民1人あたりで換算すると、毎日茶碗1杯分のご飯量に近い量(約113グラム)に相当する。

次に2020年度の食品ロス量の内訳をみていくと、一般家庭から排出される家庭系食品ロ

スが247万トン(全体の47.3%)、レストランや食品製造業者から排出される事業系食品ロスは275万トン(同52.6%)となり、それぞれ2012年度比20.8%、16.9%の減少であった。事業系食品ロスを細分化すると、外食産業(同14.2%)、食品小売業(同10.5%)、食品卸売業(同2.2%)、食品製造業(同21.2%)からなる(図表4)。2012年度からの増減状況は、外食産業と食品製造業が減少した一方で、食品小売業は増加がみられた(食品卸売業は横ばい)。

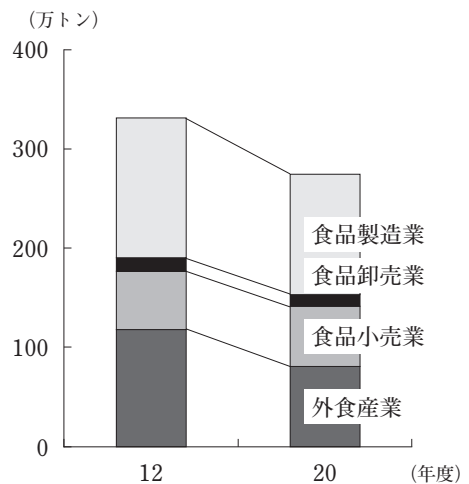
わが国では、2019年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」が施行され、2030年度の食品ロス量を2000年度比で半減させる目標が掲げられるなど、国民一人ひとりの意識改革や、官民を挙げたもう一段の食品ロス削減対策が求められている。

図表3 わが国の食品ロス量の推移



(備考) 図表3・4ともに農林水産省『～食品ロス量(令和2年度推計値)を公表～』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表4 事業系食品ロス量の内訳



3. 地域銀行における取引先企業の食品ロス削減支援

近年、取引先企業の食品ロス削減支援に乗り出す地域銀行が増えている。食品製造業や卸売業、小売業など（以下「食品メーカー等」という。）は、食品の賞味期限の切迫や季節商品、パッケージの汚れやキズなどの要因で、消費可能でありながら通常の流通ルートでの販売が困難な商品を抱えるケースがあり、現状、その多くは廃棄されている。そこで地域銀行は、取引先企業の課題解決を支援するべく、賞味期限間近の商品などを抱える食品メーカー等を株式会社クラダシ（後述）に取り次ぐビジネスマッチングを開始した。地域銀行が食品ロス削減支援に取り組む目的は、

①SDGsの推進、②取引先企業の課題解決の2つとされる（図表5）。

図表5 食品ロス削減支援の狙い

| | |
|------------|--|
| SDGsの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自行のSDGs推進（KPI設定などを含む） ・ 取引先企業のSDGs推進 ・ 地域の社会課題の解決 |
| 取引先企業の課題解決 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先企業のコスト削減・売上げアップ ・ 取引先企業の経営改善（バランスシート改善など） ・ ビジネスマッチング手数料の獲得 |

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(1) SDGsの推進

取引先の食品メーカー等が食品ロスを削減することは、SDGsの掲げる目標12「つくる責任つかう責任」に該当すると考えられる^(注1)（図表6）。食品ロス削減支援を通じて、地域

図表6 目標12「つくる責任つかう責任」

目標12を構成する11個のターゲット

| | |
|------|---|
| 12.1 | 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。 |
| 12.2 | 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 |
| 12.3 | 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 |
| 12.4 | 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 |
| 12.5 | 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 |
| 12.6 | 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。 |
| 12.7 | 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。 |
| 12.8 | 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 |
| 12.a | 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 |
| 12.b | 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 |
| 12.c | 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 |

（備考）総務省『持続可能な開発目標（SDGs）』仮訳（2021年6月更新）より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)1. 「つくる責任つかう責任」とは別に、SDGsの目標2「飢餓をゼロに」の実現を目指し、食品ロス削減支援に取り組むといった考え方もある。

銀行は自行のSDGs推進と同時に、取引先企業のSDGs推進を後押しできる。

また「KURADASHI」（後述）での売上げの一部は動物保護や環境保護、医療支援などを行う社会貢献活動団体に寄付されるため、（金融機関も）間接的に社会貢献にも取り組むことができる。

(2) 取引先企業の課題解決

食品ロスの削減支援は、取引先企業の課題解決のためのソリューションに位置付けられる。食品メーカー等は、商品の廃棄コストの削減に加え、売上げを立てることも期待されよう。さらに自社のSDGs推進やPRにも繋がるなど実施のメリットは大きい。

地域銀行は、当該ソリューションの提供を通じて、取引先企業とのリレーション強化や経営改善支援（バランスシート改善など）が見込まれる。そのほか、ニーズのある食品メーカー等と株式会社クラダシとの間で取引が成立した場合、地域銀行はビジネスマッチング手数料^(注2)を獲得することも可能である。

4. 参考企業の紹介～株式会社クラダシ～

本稿では、地域銀行が取引先の食品ロス削減支援で連携する株式会社クラダシを紹介する。同社は、食品メーカー等の抱える賞味期限間近の商品などを仕入れ、消費者（会員顧客）に安価で提供するBtoBtoCのビジネスモデルを全国展開する。2022年5月末現在、累

計990社の食品メーカー等と、34万人の会員顧客とを仲介している。また同社は昨年来、メガバンクや地域銀行との連携を積極化させている。

(1) 同社について

2014年7月設立の株式会社クラダシは、「日本で最もフードロス削減する会社」をビジョンに掲げ、食品メーカー等の抱える商品を仕入れ、消費者に安価で提供する社会貢献型ショッピングサイトKURADASHIを運営する（図表7）。

同社は、「もったいないを価値へ」をモットーに、廃棄される商品に新たな価値をつけて再流通させる「1.5次流通」^(注3)という、通常の流通ルートと競合しない全く新しいマーケットの創出に取り組む。

同様の事業を行う非営利の社会貢献団体などとの一番の違いは、同社はビジネスとしてKURADASHIを展開するなか、事業の持続性を実現している点である。同社は、経済的に自立することで、寄付やボランティアに依存

図表7 会社概要

| | |
|------|---|
| 商号 | 株式会社クラダシ |
| 設立 | 2014年7月7日 (KURADASHIのサービス開始は2015年2月) |
| 本社 | 東京都品川区上大崎3丁目2-1 目黒センタービル5F |
| 会社HP | https://www.kuradashi.jp/ |

(備考) 図表7から9まで同社資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)2. ビジネスマッチング契約の内容による。

3. 同社は、1次流通を「商品が新品の状態ですべて消費者の手に届くこと」、1.5次流通を「廃棄の可能性があった商品を価値あるものに生まれ変わらせ市場に提供すること」、2次流通を「一度市場に出た商品が再び販売されること」とする。

することなく、課題解決に向けた事業拡大の意思決定などをスピーディーに行える。

またフリマサイトを用いて個人間で賞味期限間近の商品などを売買するビジネスも増えている。広く食品ロス削減という意味では同社と同じ仕組みに見えるが、当該サービスはCtoCの中古品売買に該当するため、同社のビジネスモデルとは異なる。

(2) 「KURADASHI」の仕組み

イ. 三方良しのビジネスモデル

同社の運営するKURADASHIは、食品ロス削減に賛同する食品メーカー等より協賛価格で提供を受けた商品を、流通価格より安価で会員顧客へ販売し、売上げの一部を社会貢献活動団体に寄付する日本初・最大級の社会貢献型ショッピングサイトである。

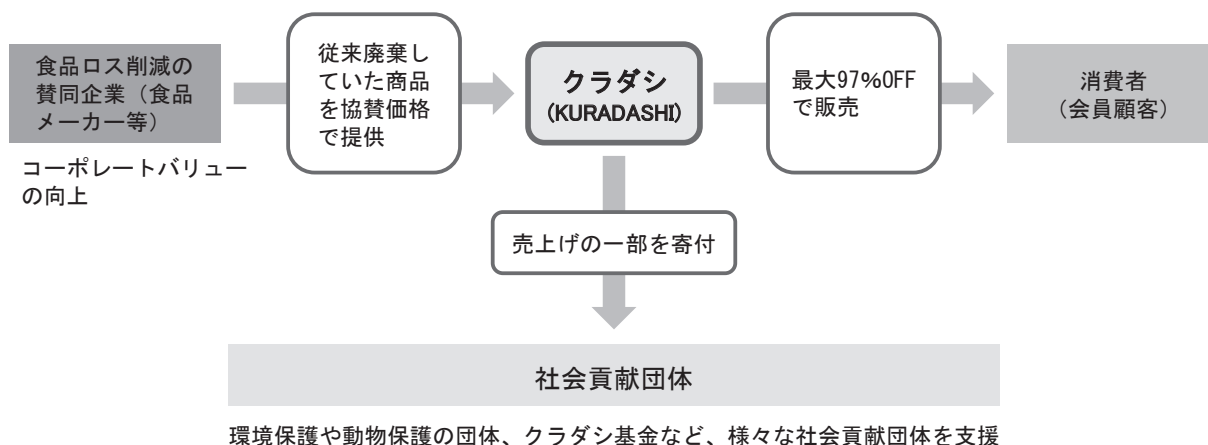
同社はKURADASHIの運営を通じて「三方良しのビジネスモデル」を目指す（図表8）。廃棄の可能性が高い商品在庫を抱える食品メーカー等は、同社に当該商品を提供することで、廃棄ロスの削減、売上げの獲得、さら

には対外PRを含めたコーポレートバリューの向上が期待される。次に会員顧客はKURADASHIを通じて商品の品質などに問題のない商品を、一般的な流通価格より安価に購入することができる。「もったいない」意識の向上など、社会貢献・SDGsの意識改革にも貢献するだろう。食品メーカー等と会員顧客を取り次ぐ同社は、売上げの一部を社会貢献団体に寄付することで、NPO法人などの活動を支援している。

ロ. 取引先企業の属性

同社は2022年5月末現在、累計990社の食品メーカー等と取引がある。わが国で食品ロス問題が盛り上がるなか、同社の認知度向上もあり、取引先企業は増加傾向にある。取引先企業の属性をみると、企業規模はグローバルな大企業から中堅企業までさまざまであり、本社所在地も大都市部から全国に広がりつつある。また継続的な取引関係ではなく、季節限定などといった特定のタイミングのみの取引先もある。

図表8 三方良しのビジネスモデル



ハ. 会員顧客の属性

同社はウェブ広告や口コミを用いてKURADASHI会員顧客の開拓を進めており、2022年1月には累計30万人を突破した。主な顧客層は、40～50代の女性である。同社は、食品ロスをはじめとする社会課題に関心の高い「エシカル消費者」をメインターゲットとするが、それ以上に「安く購入できることにメリットを感じる」層がKURADASHIを利用するなかで、食品ロス問題の関心アップに期待する。

二. 運営上の留意点

同社のBtoBtoCのビジネスモデルは、仕入れ先となるB（食品メーカー等）と、販売先であるC（会員顧客）のバランスが重要である。例えば、食品メーカー等からの仕入れが増え過ぎると同社の負担になるし、会員顧客が急増すると在庫不足に陥る可能性もある。そのため同社では、絶えず仕入れと販売のバランスを考慮し、その両方を伸ばすように留意している。

仮に賞味期限の迫った商品在庫が売れ残りそうな場合、同社は販売価格を段階的に引き下げるなどして売り切っていく。

(3) 金融機関との連携

2022年5月現在、同社は19行庫と連携実績がある（図表9）。同社はさらなる食品メーカー等との取引拡大に向け、地域銀行・信用

図表9 主な連携金融機関（2022年5月現在）

| |
|--|
| みずほ銀行、三井住友銀行、群馬銀行、常陽銀行、きらぼし銀行、清水銀行、山口銀行、百十四銀行、北九州銀行、新生銀行、北洋銀行、中京銀行、もみじ銀行、徳島大正銀行、香川銀行、西武信用金庫、商工組合中央金庫 |
|--|

（備考）金融機関コード順（公表金融機関のみ）

金庫の営業力や信用力に期待している。

また同社は、地域の抱える課題解決（食品ロスの削減）に向け地方自治体とも連携協定を進めており、地方自治体との連携にあわせて地域銀行とも連携するケースが多いようである^(注4)。

なお、同社は地域銀行と取引先企業の紹介に関するビジネスマッチング契約以外に、①金融機関の従業員専用サイトの構築（金融機関は従業員の福利厚生で導入）、②金融機関のキャンペーン時にKURADASHIのクーポン^(注5)を粗品代わりに贈呈（金融機関が同社から一定数のギフト券を購入し顧客に贈呈する）、③金融機関が開催する物産展（フェア）への出展などの実績がある。

(4) 今後の展開

2022年3月末における同社の主な累計実績は以下のとおりである（図表10）。累計の食品ロス削減量が2.1万トン、これに伴うCO₂削減量は55.4kt-CO₂に達した。経済効果も67億円を超えている。

SDGsの流れなどを受け、同社の認知度は

(注)4. 同社は、2022年5月現在、20の地方自治体と連携協定を結び、地域のフードロス削減をサポートしている。

5. 例えば、KURADASHIで1,000円分の買い物ができるギフト券

図表10 主な累計実績

| | |
|----------------------|-------------------------|
| ・食品ロス削減量 | ：21,641トン |
| ・CO ₂ 削減量 | ：55.4kt-CO ₂ |
| ・経済効果 | ：67億876万円 |
| ・寄付総額 | ：80,195,799円 |

(備考) 2015年2月から2022年3月末の累計

急速に高まっている。仕入れ先の食品メーカー等および販売先の会員顧客ともに増加が続いており、つれて同社の業容も拡大方向にある。

ただし同社は、欧州や北米と比べるとわが国の食品ロスに対する問題意識はまだ低い水準にあるので、国民の意識をもっと高めていく必要があると考えている。

〈参考資料〉

- ・農林水産省『～食品ロス量（令和2年度推計値）を公表～』等
- ・総務省『持続可能な開発目標（SDGs）』仮訳
- ・株式会社クラダシ ニュースリリース等

おわりに

食品ロス発生の背景の一つに、わが国の消費者は賞味期限が長いもの（より直前に製造されたもの）を好み、店頭で陳列されている商品についても賞味期限の近い手前からではなく賞味期限の遠い後ろから取る購買行動があるとされる。

近年、賞味期限が近く商品棚の前面に並べられた商品から購入する「てまえどり運動」を展開する大手スーパーやコンビニエンスストアが増えている。食品ロスの削減はこうした消費者の意識改革が大切だと考えられる。

信用金庫が取引先や行政、地域を巻き込んだSDGs・食品ロス削減を考える場合、同社との連携を考えてみるのも一案であろう。

健康管理アプリ導入による健康経営の推進強化策について

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 上席主任研究員

とね かずゆき
刀 欄 和 之

(キーワード) 職員の健康管理、健康経営優良法人、健康管理アプリ、
健康状態の可視化・定量化

(視 点)

信用金庫職員数の減少が続くなか、健康経営の推進は、中長期的な職員の離職率低下、従業員エンゲージメントの改善や適材適所の人員配置による業績向上などが期待される。その一方で、コロナ禍による接触機会の低下もあり、職員に対しこれまでのようなフェイス・トゥ・フェイスのきめ細かい健康管理を行いにくくなってきた。

こうしたなか他業界をみると、近年、健康管理アプリを導入し従業員一人ひとりの健康管理を強化する動きが広がりつつある。導入企業は自社（従業員全体）の健康状態を可視化・定量化できるので、実効性の高い施策を打ち出しやすくなる。そこで本稿では信用金庫の健康経営の推進動向と、近年普及がみられる健康管理アプリの仕組みなどについて取り上げる。

(要 旨)

- 信用金庫が限られた人的経営資源を最大限に活用するには、健康経営を推進し職員一人ひとりの健康管理を強化していく必要がある。
- 2022年度の健康経営優良法人に認定された信用金庫は47金庫となった。地区別では関東の16金庫、東海の9金庫などが目立つ。
- 近年、健康管理アプリを導入し、非対面で従業員一人ひとりの健康管理や改善指導に取り組む企業が増えている。
- 本稿では参考企業として、AI健康アプリ「カロママ プラス」を企業・健保組合向けに提供する株式会社リンクアンドコミュニケーションを紹介する。

はじめに

信用金庫が地域で持続的な金融サービスを提供し続けるためには、フェイス・トゥ・フェイスの活動を支える全ての職員（非正規職員等を含む）の活躍拡大が不可欠とされる。そのためにも信用金庫は職員の健康管理に努め、心身ともに健全な状態で日常業務に取り組める環境を整備する必要がある。信用金庫がこうした健康経営を推進することは、中長期的な離職率低下などに寄与するため、今後はさらなる健康投資や各種施策の実施が求められよう。

そこで本稿では、信用金庫の健康経営の推進状況を確認するとともに、従業員の健康管理ツールとして導入が進む「健康管理アプリ」を紹介する。

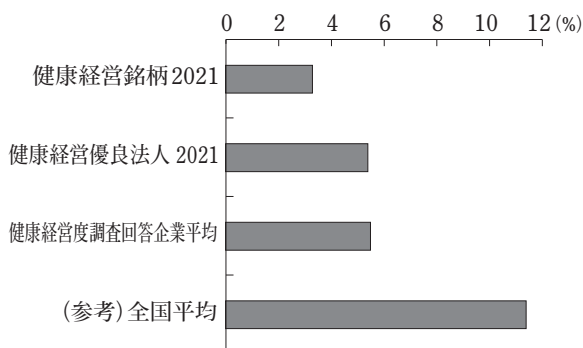
1. 職員の健康管理の強化目的

職員数の減少が続くなか、信用金庫にはこれまで以上に職員（従業員）の健康を意識した健康経営の推進が求められている。健康経営とは、『従業員等の健康保持・増進の取組

み』が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営視点から考え、戦略的に実践すること』（経済産業省）とされ、信用金庫に限らず近年多くの企業・団体などが熱心に取り組むようになった。

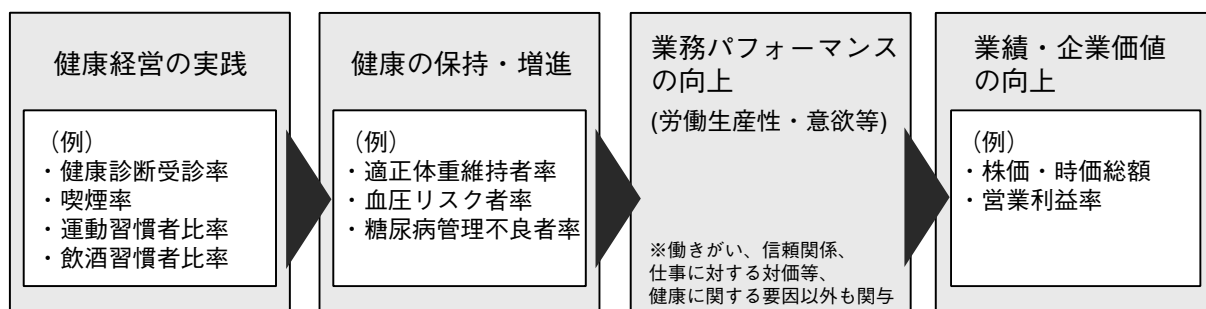
企業が従業員の健康を管理し積極的な改善指導に取り組む健康経営の推進は、従業員のモチベーションアップや生産性の向上といった組織の活性化をもたらし、つれて業績の拡大、さらには企業価値の向上も期待される（図表1）。実際、離職率を例に挙げると、従業員の健康管理に力を入れる健康経営度の高い企業の離職率は全国平均の離職率より低い（経済産業省調べ。図表2）。

図表2 健康経営銘柄等の離職率の比較



(備考) 離職率=正社員における離職者数/正社員数を各社ごとに算出し、それぞれの企業群で平均値を算出

図表1 健康経営の効果が現れるフロー



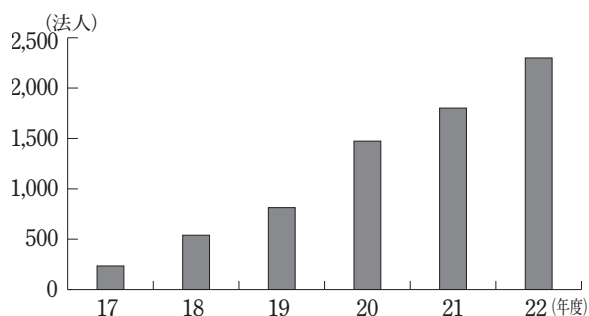
(備考) 図表1・2ともに経済産業省『健康経営の推進について』（令和3年10月）より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

信用金庫においても健康経営を推進することで、①中長期的な離職率などの低下、②従業員エンゲージメントの向上、③適材適所の人員配置に伴う生産性の高まり、④採用活動時などの対外的なPR効果などが期待され、近年、関心の高い分野とされる。

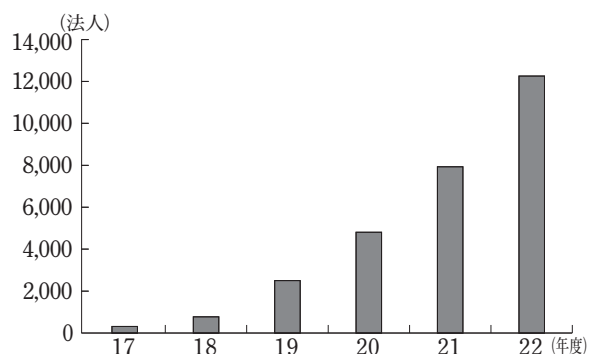
2. 信用金庫の健康経営優良法人の認定状況 (2022年度)

経済産業省は、企業の健康経営への取組みを促進するため、2016年度に「健康経営優良法人認定制度」を創設した。同制度は大きく従業員数などに応じて、①大規模法人部門と、

図表3 健康経営優良法人 (大規模法人部門) の認定状況



図表4 健康経営優良法人 (中小規模法人部門) の認定状況

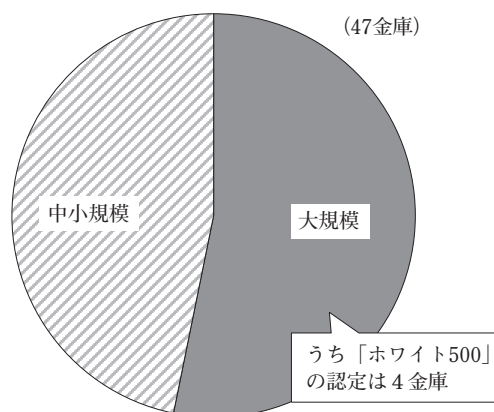


(備考) 1. 2022年度の認定期間は、2022年3月9日から2023年3月31日
2. 図表3から6まで経済産業省資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

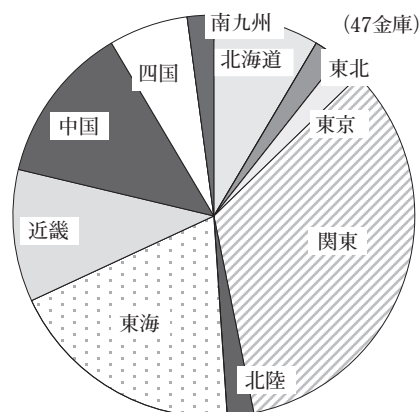
②中小規模法人部門に分かれ、ともに足元で認定法人数が急増している (図表3・4)。2022年度の認定企業数は、大規模法人部門で2,299法人、中小規模法人では1万2,255法人に達した。

同様に信用金庫の認定数も増加しており、2017年度の2金庫から2022年度には大規模法人部門が25金庫、中小規模法人部門は22金庫の合計47金庫となった (図表5)。また大規模法人部門の認定金庫のうち、4金庫はホワイト500^(注1)に認定されている。次に地区別の認定状況をみると、関東の16金庫が最も多く、それに東海 (9金庫)、中国 (6金庫)、近畿 (5金庫) が続いた (図表6)。

図表5 信用金庫の種類別認定状況 (2022年度)



図表6 信用金庫の地区別認定状況 (2022年度)



(備考) 図表5・6ともに認定法人名から信用金庫を抽出

(注) 1. 大規模法人部門認定法人のなかで、健康経営度調査結果の上位500法人のみをホワイト500として認定する。

3. 健康管理アプリの導入による健康状態の可視化・定量化

離職率の低下などを目的に、職員一人ひとりに対するきめ細かい健康管理の強化が叫ばれる一方で、多くの信用金庫はコロナ対策による接触機会の低下などから、これまでのようなフェイス・トゥ・フェイスのきめ細かい健康管理を行いにくくなった^(注2)。

こうした状況下、他業界をみるとITツール「健康管理アプリ」^(注3)を導入し、従業員の健康管理を個別・非対面で行う企業が増加している。企業が従業員向けに健康管理アプリを導入するメリットは、①従業員一人ひとりの健康管理や具体的な改善指導を非対面で実施できる、②自社（従業員全体）の健康状態などを可視化・定量化できる、③健康増進イベントなどと連携して取り組みやすい、④多くの産業保健スタッフを雇用するより安価で済むなどがある（図表7）。

一方でデメリットには、①従業員の意識に

よる部分が大きく強制は困難である、②健康管理アプリの導入に伴う新規コストが発生するなどがある。

健康管理アプリは、個人所有のスマートフォンなどに同アプリをダウンロードのうえ利用する。一般には食事や運動、睡眠などに関する記録を蓄積し可視化すると同時に、改善に向けたアドバイスを適時適切に行う機能を有する。スマートフォン実装のGPS機能や他社アプリなどと連携するタイプもみられる。

現状、健康管理アプリを開発・提供する企業は多くあり、また個人所有のスマートフォンの基本機能に実装されているケースもある。そこで本稿では、信用金庫目線に立った形で健康管理アプリを分類してみた^(注4)。

(1) 導入の対象

個人向けアプリと法人向けアプリに分かれる。法人向け・個人向けともに利用者（ユーザー）の機能に差異はないが、通常、個人向けは無料、法人向けは有料のケースが多い。

図表7 健康管理アプリの導入メリットなど（例）

| | |
|----------|---|
| メリット・長所 | <ul style="list-style-type: none"> ● 従業員一人ひとりの健康管理や改善指導を非対面で実施 ● 自社（従業員全体）の健康状態などの可視化・定量化 ● 健康増進イベントなどとの連携 ● 産業保健スタッフを複数人雇用するより低コスト |
| デメリット・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 従業員の意識による部分が大きく強制が困難 ● 健康管理アプリの導入に伴う新規コストの発生 |

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)2. 日常的なOJTや業務時間外の交流などを含む。

3. 「ヘルスケアアプリ」や「健康アドバイスアプリ」などとも呼ばれる。

4. あくまでも本稿における分類方法である。

また、法人向けアプリの場合、別途、導入企業は自社従業員（個人や特定の属性および全体）の健康状態などをデータとして管理することが可能である^(注5)。

(2) 機能からみた分類

特化型（単機能）アプリと総合型（多機能）アプリに分かれる。特化型は、歩数や食事の管理といった特定のテーマに絞って健康管理を行う。一方の総合型は、食事や運動、睡眠、メンタルなどの多様な健康管理を一元的に行える機能を有する。

(3) 費用面から見た分類

無料アプリと有料アプリに分かれる。一般的に個人向けが無料、法人向けは有料のケースが多い。

今後、信用金庫が健康経営をさらに推し進めるうえで、健康管理アプリの導入を検討する場合、導入のメリット・デメリットの比較検討に加え、自金庫に適したタイプを選定することが望まれる。

4. 参考企業の紹介 ～株式会社リンクアンドコミュニケーション～

本稿では参考企業として、株式会社リンクアンドコミュニケーションが提供する健康管理アプリ「カロママプラス」を紹介する。同社は6,000を超える企業・健保組合などに同アプリを提供しており、近年、導入企業が増加している。

(1) 同社について

2002年7月創業の株式会社リンクアンドコミュニケーションは、『社会の健康課題を解決し、世界の誰もが自然に健康になれる世界を創る』をミッションに掲げ、ICT×専門家ネットワークにより『専門家がもっと身近にいて健康をサポートするシステムの構築』を目指すヘルステック企業である（図表8）。

図表8 同社の概要

| | |
|------|---|
| 会社名 | 株式会社リンクアンドコミュニケーション |
| 創業 | 2002年7月25日 |
| 所在地 | 東京都千代田区紀尾井町4-1 新紀尾井町ビル 5階 |
| 会社HP | https://www.linkncom.co.jp/ |

(備考) 図表8から10まで同社資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(2) 「カロママプラス」の特徴

同社の主力サービスが企業・健保組合・自治体・スポーツクラブ向けに提供するAI健康アプリの「カロママプラス」（以下「同アプリ」という。）である。同アプリは、毎日の食事や運動、睡眠、気分などの情報に対し、同社が独自開発したAIがリアルタイムでアドバイスする健康管理アプリとなる（図表9）。

同アプリの強みは、食事・運動・睡眠・気分（メンタル）などのライフログをトータルで管理し、従業員一人ひとりに最適なアドバイスを行えることである。なかでも食事管理については、同社が実際の食事指導で得た

(注)5. 法人向けが有料の理由は管理機能の存在による部分が多い。

図表9 「カロママ プラス」の主な特長

- ①食事・運動・睡眠・気分 健康管理の全てにアドバイスする仕組み
- ②人口知能（AI）技術の活用による食事画像解析
- ③健康経営の推進アプリとして導入実績は、国内最大級の6,000以上
- ④約1万人の管理栄養士・栄養士のネットワークを活用した開発・運営体制
- ⑤従業員の生活習慣を可視化、分析することができる管理ツールと分析ダッシュボード
- ⑥導入から活用促進、定着までを支援するカスタマーサポート体制

10万人の健康データや1万人の管理栄養士のネットワークによる知見をもとに独自開発したAI（カロママ）が分析するため、2億通りを超えるきめ細かい改善提案を行える。

同アプリに限らず健康管理アプリの導入時に課題となるのが、自身の健康管理に消極的な健康無関心層への訴求である。健康に関する情報はプライバシーに関わる内容のため、企業として同アプリの利活用を強制しにくいと考えられる。そこで同社は、健康無関心層へのアプローチ策として、AIが一人ひとりに話しかけるような画面作りや、ログインスタンプ^(注6)の提供などにより従業員の自発的な利用を支援している。

(3) 活用方法

イ. 従業員（ユーザー）

従業員は、自身のスマートフォンに同アプリをダウンロードして利用する。利用にあたって、ライフログの取扱いに関する同意が求められる^(注7)。睡眠や食事などの情報は従業員が自ら入力するもので、企業が個々人のライフログを入力・編集することなどはできない。

なお、従業員が同アプリを利用する場合、自身の問題意識に合わせて、以下のプログラムからコースを選択できる（図表10）。ただし、コース選定は従業員の自発性によるもので、企業は具体的なコース選定を指示できない。

図表10 「カロママ プラス」の提供するコース（2022年5月現在）

| | |
|------------|-----------------|
| ①ヘルシーダイエット | ⑥重症化予防 |
| ②健康維持 | ⑦ほどよく筋肉&引き締めコース |
| ③メタボ改善 | ⑧マッチョになりたいコース |
| ④低栄養対策 | ⑨妊産婦コース |
| ⑤ロコモ・認知症予防 | ⑩ロカボコース |

（備考）①、②では食事をカロリーでコントロールするか、糖質でコントロールするかも選択可能

(注)6. 1日1回、アプリの起動時にプレゼント応募などに利用可能なスタンプを贈呈する。

7. 利用規約および個人情報の取扱いに関する同意が同アプリの利用条件である。

ロ. 導入企業（担当者）

同社は、導入企業の担当者向けに従業員のライフログデータを閲覧・分析可能な管理画面を提供している。そのため必要に応じて、担当者は課題を抱える従業員に対する個別フォローなどを行える。

また担当者は、自社全体に加え、部門別や年次別の健康状態を定量的に確認できる。そのため感覚的な対応策ではなく、実効性の高い施策の立案や具体的な改善へのKPI設定も容易となる。

(4) 導入企業の取組みなど

イ. 導入状況

2022年5月現在、「カロママ プラス」を導入する企業・健保組合などは6,000を超える。導入の中心は、健康経営優良法人の認定を目指す企業などとなる。また、企業ではなく健保組合が主体となって同アプリを導入する事例や、企業と健保組合が費用折半で導入するケースなどもみられる。

導入企業の業種や企業規模、本社所在地などは多岐に亘る。足元の傾向を挙げると、従業員規模100人以上で、複数の拠点を有する企業の導入事例が多い。なお、金融機関では大手の生命保険・損害保険から導入が進んでいる。

ロ. 実効性を高める工夫

従業員が同アプリを積極的に利用し、自身の健康管理を行うよう、従業員のアプリ登録

を促すキャンペーンや利用促進のためのイベントを実施する企業がある。

また、自社の健康経営推進に向けたKPIとして同アプリの登録者数を掲げる企業もある。

(5) 今後の展開

同社は2022年5月、「カロママ プラス」のバージョンアップおよび個人向けに提供する健康管理アプリ「カロママ」の「カロママ プラス」への統合を発表した^(注8)。

同社では、導入企業の担当者が可視化・定量化された健康状態などのデータをより活用できるように情報提供・活用支援策を行っていく。今後は、健康管理アプリの提供に留まらず、健康経営コンサルティングの分野にも力を入れる方向である。

おわりに

信用金庫は、定年年齢の延長などによりベテラン（高齢）層の人数・割合が相対的に増えていく見通しである。一般に職員の年齢が上昇するにつれ、健康問題を抱える可能性も高まると言われる。またコロナ禍のような社会環境の大きな変化は、年齢・性別に関係なく多くの職員にストレスを与えたと想像され、メンタルを含めた健康管理強化への注目が高まっている。

信用金庫が持続可能なビジネスモデルを構築する前提として、職員のモチベーションやエンゲージメントの向上が叫ばれる現在、職

(注)8. 「カロママ」の個人利用者は、2022年12月末までに「カロママ プラス」に移行する必要がある。なお個人利用者についてはアプリ統合後も無料で利用できる。

員の心身両面での健康管理の強化が期待される。本稿で紹介した健康管理アプリは客観的な職員健康管理の強化に資するツールだと考えられる。

〈参考資料〉

- ・ 経済産業省『健康経営の推進について』（令和3年10月）
- ・ 経済産業省『健康経営優良法人認定制度』HP
- ・ 株式会社リンクアンドコミュニケーション ニュースリリース等

地域・中小企業関連経済金融日誌(2022年7月)

- 1日 ● 日本銀行、第193回 全国企業短期経済観測調査（短観－2022年6月－）を公表 資料1
- 金融庁、「経営者保証に関するガイドライン」等の一部改定^(注)（6月30日公表）について公表
(注) ガイドラインの改定は、本年4月1日に従前の中小企業再生支援協議会と経営改善支援センターが統合され、中小企業活性化協議会が設置されたこと等に伴うもの
 - 内閣府地方創生推進室、令和3年度先導的人材マッチング事業に係る間接補助事業者の第2次募集採択結果について公表^(注)
(注) 桐生、西武、岐阜、大阪、玉島の5信用金庫を新たに間接補助事業者として採択。なお、西武信用金庫は西武コミュニティセンターと連名)
- 6日 ○ 日本銀行、「生活意識に関するアンケート調査」（第90回＜2022年6月調査＞）の結果を公表
- 11日 ● 日本銀行、地域経済報告－さくらレポート－（2022年7月）を公表 資料2
- 経済産業省、中小企業のデジタル化に役立つ情報をワンストップで紹介するポータルサイト『みらデジ』のオープンについて公表
- 12日 ● 金融庁、「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書－ESG評価・データの質の更なる向上を通じた市場の発展に向けて－」を公表 資料3
- 金融庁、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を策定、公表 資料4
- 19日 ○ 東北財務局および日本銀行、令和4年7月14日からの大雨による災害等に対する金融上の措置（宮城県）について公表
- 経済産業省、令和4年7月14日からの大雨による災害に関して、宮城県1市1町に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策を実施（特別相談窓口の設置、セーフティネット保証4号の適用等）
- 20日 ○ 中小企業庁、令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」（一次締切）の補助事業者の採択について公表^(注)
(注) 経営革新（創業支援型）に、但陽信用金庫が認定経営革新機関を務める案件を含む17件を採択。経営革新（経営者交代型）に、長野、富山、福井、帯広の各信用金庫が認定経営革新機関を務める案件を含む66件を採択。経営革新（M&A型）に、苫小牧信用金庫が認定経営革新機関を務める案件を含む22件を採択
- 27日 ○ 中小企業庁、令和元年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」ビジネスモデル構築型(3次公募)の補助事業者採択について公表（京都中央信用金庫を含む13者を採択）
- 29日 ● 日本銀行、金融システムレポート別冊「2021年度の銀行・信用金庫決算」を公表 資料5
- 国土交通省、中堅・中小建設企業の海外進出支援 無料相談窓口^(注)の設置について公表
(注) 相談内容に応じて、中小企業診断士や知的財産の専門家、政府系関係機関、既に進出している企業等がアドバイスを実施。申込受付期間：2022年8月1日～2023年2月24日。

※「地域・中小企業関連経済金融日誌」は、官公庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。

【●】表示の項目については、解説資料を掲載している。

(資料1)

日本銀行、第193回 全国企業短期経済観測調査（短観－2022年6月－）を公表（7月1日）

今回の中小企業の業況判断D.I.は以下のとおり。

1. 中小企業製造業

中小企業製造業は、前期比横ばいのマイナス4となった。改善幅が大きかった業種は「食料品」（19ポイント改善のマイナス6）など。悪化幅が大きかった業種は「石油・石炭製品」（15ポイント悪化のマイナス22）など。

2. 中小企業非製造業

中小企業非製造業は、前期比5ポイント改善のマイナス1となった。改善幅が大きかった業種は「宿泊・飲食サービス」（39ポイント改善のマイナス27）、「対個人サービス」（16ポイント改善のマイナス14）など。

(<https://www.boj.or.jp/statistics/tk/tankan06a.htm>/参照)

(資料2)

日本銀行、地域経済報告－さくらレポート－（2022年7月）を公表（7月11日）

「I (1) 各地域の景気の総括判断」には、「各地域の景気の総括判断をみると、中国でのロックダウンもあって供給制約の影響がみられているものの、個人消費への感染症の影響が和らぐもとで、多くの地域で『緩やかに持ち直している』などとしている。」と記されている。地域別に前回（2022年4月）と比較すると、判断を据え置いた関東甲信越、東海を除く7地域（北海道、東北、北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄）で判断を引き上げた。

(<https://www.boj.or.jp/research/brp/rer/rer220711.htm>/参照)

(資料3)

金融庁、「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書－ESG評価・データの質の更なる向上を通じた市場の発展に向けて－」を公表（7月12日）

報告書の目次は以下のとおり。

1. はじめに
2. 報告書について
 - (1) ESG 評価・データをとりまく現状と課題
 - (2) 本報告書の概要
 - (3) 報告書とりまとめに当たっての留意点
3. ESG 評価機関・データ提供機関への提言
4. 投資家への提言
5. 企業への提言
6. おわりに

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20220712/20220712-1.html>参照)

(資料4)

金融庁、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を策定、公表（7月12日）

目次は以下のとおり。

- I. はじめに
- II. 気候変動を巡る議論・背景
- III. 金融機関の気候変動対応についての考え方・対話の着眼点
 - 1. 気候変動対応に係る戦略の策定・ガバナンス等
 - 2. 気候変動に関連する機会及びリスクの認識と評価
 - 3. 気候変動に関連する機会及びリスクへの対応
 - (1) 顧客企業の気候変動対応の支援
 - (2) 金融機関のリスクへの対応
 - 4. ステークホルダーとのコミュニケーション
- IV. 顧客企業の気候変動対応支援の具体的な進め方
 - 1. 顧客企業への影響の把握
 - 2. 顧客企業への適切な支援策の検討
 - (1) 顧客企業の気候変動に関連する課題の解決に向けたコンサルティングやソリューションの提供
 - (2) 顧客企業の気候変動への対応の評価に基づく成長資金等の提供
 - (3) 面的企業支援及び関係者間の連携強化
 - 3. 保険会社に関する取組
- V. 今後の進め方
 - 1. 金融機関の規模・特性に即した実態把握と課題の特定
 - 2. 金融機関の顧客企業支援の取組に対するサポート
 - 3. シナリオ分析に係るエクササイズ
 - 4. 国際的な議論への貢献
 - 5. 政府全体の取組との連携

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220712/20220712.html>参照)

(資料5)

日本銀行、金融システムレポート別冊「2021年度の銀行・信用金庫決算」を公表（7月29日）

本別冊の目次は以下のとおり。

- I. 2021年度の銀行・信用金庫決算のポイント
 - 1. 損益の状況
 - 2. 時系列でみた利益水準
 - 3. バランスシートの状況
 - II. 2021年度の銀行決算
 - 1. 基礎的収益力の状況
 - (1) 資金利益
 - (2) 貸出利鞘等
 - (3) 有価証券利鞘等
 - (4) 非資金利益
 - (5) 経費
 - 2. 有価証券関係損益・評価損益
 - (1) 有価証券関係損益
 - (2) 有価証券評価損益
 - 3. 信用コストと不良債権
 - (1) 信用コスト
 - (2) 不良債権
 - (3) 引当
 - 4. 自己資本比率
- BOX1 銀行の2022年度収益計画
BOX2 3メガFGのロシア関係の信用コスト

(<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/fsrb220729.htm>/参照)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(7月)

1. レポート等の発行

| 発行日 | レポート分類 | 通巻 | タイトル | 執筆者 |
|---------|------------|---------|--|--------------|
| 22.7.1 | ニュース&トピックス | 2022-37 | 信用金庫の個人ローン残高の動向(2021年度末) | 刀禰和之 |
| 22.7.1 | ニュース&トピックス | 2022-38 | 信用金庫の住宅ローン残高の動向(2021年度末) | 刀禰和之 |
| 22.7.1 | ニュース&トピックス | 2022-39 | 信用金庫のカードローン等残高の動向(2021年度末) | 刀禰和之 |
| 22.7.1 | ニュース&トピックス | 2022-40 | 信用金庫の地公体向け貸出の動向(2021年度末) | 刀禰和之 |
| 22.7.1 | ニュース&トピックス | 2022-41 | 信用金庫の事業性貸出金残高の動向(2021年度末) | 刀禰和之 |
| 22.7.4 | ニュース&トピックス | 2022-42 | 信用金庫の定期預金残高の動向(2021年度末) | 刀禰和之 |
| 22.7.4 | ニュース&トピックス | 2022-43 | 信用金庫の定期積金残高の動向(2021年度末) | 刀禰和之 |
| 22.7.4 | ニュース&トピックス | 2022-44 | 信用金庫の不動産業向け貸出の動向(2021年度末) | 刀禰和之 |
| 22.7.4 | ニュース&トピックス | 2022-45 | 信用金庫の事業性貸出先数の動向(2021年度末) | 刀禰和之 |
| 22.7.4 | ニュース&トピックス | 2022-48 | 「地方公共団体実行計画制度」の実効性の確保に向けて | 藁品和寿 |
| 22.7.4 | 内外金利・為替見通し | 2022-4 | 日銀は強力な緩和策を継続すると見込まれ、イールドカーブを低位安定へ | 峯岸直輝 鹿庭雄介 |
| 22.7.5 | ニュース&トピックス | 2022-49 | 脱炭素社会の実現に向けて期待される企業の「脱炭素経営」 | 藁品和寿 |
| 22.7.11 | ニュース&トピックス | 2022-50 | シアターラーニング研修について | 刀禰和之 |
| 22.7.13 | ニュース&トピックス | 2022-53 | 信用金庫の女性職員比率の動向(2021年度末) | 刀禰和之 |
| 22.7.13 | ニュース&トピックス | 2022-54 | 信用金庫の個人預金口数の動向(2021年度末) | 刀禰和之 |
| 22.7.13 | ニュース&トピックス | 2022-55 | 信用金庫の個人向け貸出先数の動向(2021年度末) | 刀禰和之 |
| 22.7.13 | ニュース&トピックス | 2022-56 | 信用金庫の医療・福祉向け貸出の動向(2021年度末) | 刀禰和之 |
| 22.7.13 | ニュース&トピックス | 2022-57 | 2022年6月末の信用金庫の預金・貸出金動向(速報) －預金は1.7%増、貸出金は0.1%増－ | 井上有弘 |
| 22.7.13 | 産業企業情報 | 2022-8 | ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて④ －企業における「脱炭素経営」の促進に向けて－ | 藁品和寿 |
| 22.7.14 | ニュース&トピックス | 2022-58 | 「新しい資本主義」で期待されるセキュリティトークンの活用 | 藁品和寿 |
| 22.7.15 | 中小企業景況レポート | 188 | 4～6月期業況は2四半期ぶりの改善 【特別調査－混迷する経済社会情勢と中小企業経営】 | － |
| 22.7.15 | 産業企業情報 | 2022-9 | ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて⑤ －「地域脱炭素」に向けた地球温暖化対策の推進－ | 藁品和寿 |
| 22.7.19 | ニュース&トピックス | 2022-59 | 中小企業における価格転嫁は道半ば、販売価格の引上げが不可欠－全国中小企業景気動向調査の結果から－ | 大洞匡平 |

| 発行日 | レポート分類 | 通巻 | タイトル | 執筆者 |
|---------|------------|---------|--|------|
| 22.7.25 | ニュース&トピックス | 2022-60 | グリーンボンドガイドライン等(2022年版)の改訂のポイント | 藁品和寿 |
| 22.7.28 | 産業企業情報 | 2022-10 | 生の声から読み解く中小企業の実態 ー全国中小企業景気動向調査(2022年4-6月期)よりー | 品田雄志 |

2. 講座・講演・放送等の実施

| 実施日 | 種類 | タイトル | 講座・講演会・番組名称 | 主催 | 講師等 |
|---------|----|------------------------------|-------------------------|-------------|------|
| 22.7.7 | 講演 | 主要経済指標の見方 | 主要経済指標の見方 | さがみ信用金庫 | 奥津智彦 |
| 22.7.7 | 講演 | 信用金庫の歴史と最近の動向 | 新入職員フォローアップ研修 | 目黒信用金庫 | 刀禰和之 |
| 22.7.13 | 講演 | ウクライナ・ロシア紛争は中小企業に何をもたらすのか? | 中津支部7月例会 | 大分県中小企業家同友会 | 鉢嶺 実 |
| 22.7.30 | 講演 | 信用金庫業界のネットワークを活用した地域活性化への取組み | 地域デザイン学会 戦略デザインフォーラム | 地域デザイン学会 | 大野英明 |

3. 原稿掲載

| 発行日 | タイトル | 掲載紙 | 発行 | 執筆者 |
|---------|--------------------------|----------------|-------------|------|
| 22.7.8 | 2022年の貿易赤字は過去最大規模に膨らむ見通し | J-MONEY Online | (株)エディット | 角田 匠 |
| 22.7.10 | 経済再開、消費回復どこまで積み上がった貯蓄が支え | 日経ヴェリタス | (株)日本経済新聞社 | 角田 匠 |
| 22.7.11 | コロナ禍がもたらした消費のデジタルシフト | 商工金融 | (一財)商工総合研究所 | 大野英明 |

統 計

1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の店舗数、合併等
- (2) 信用金庫の預金種別預金・地区別預金
- (3) 信用金庫の預金者別預金
- (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金
- (5) 信用金庫の貸出先別貸出金
- (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等
- (2) 業態別貸出金

統計資料の照会先：
 信金中央金庫 地域・中小企業研究所
 Tel 03-5202-7671 Fax 03-3278-7048

(凡 例)

1. 金額は、単位未満切捨てとした。
 2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
 3. 記号・符号表示は次のとおり。

| | | | | | |
|-------|--------------|-------|---------------------|-------|--------|
| [0] | ゼロまたは単位未満の計数 | [-] | 該当計数なし | [△] | 減少または負 |
| […] | 不詳または算出不能 | [*] | 1,000%以上の増加率 | [p] | 速報数字 |
| [r] | 訂正数字 | [b] | b印までの数字と次期以降の数字は不連続 | | |
 4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島県の4県である。
- ※ 信金中金 地域・中小企業研究所のホームページ (<https://www.scbri.jp/>) よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

1. (1) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数の推移

(単位：店、人)

| 年月末 | 店 舗 数 | | | | 会 員 数 | 常 勤 役 員 数 | | | | 合 計 |
|---------|----------------|-------|-----|-------|-----------|-----------|--------|--------|---------|---------|
| | 本 店 (信用金庫数) | 支 店 | 出張所 | 合 計 | | 常勤役員 | 職 員 | | 合 計 | |
| | | | | | | | 男 子 | 女 子 | | |
| 2018. 3 | 261 | 6,832 | 254 | 7,347 | 9,242,088 | 2,173 | 66,199 | 40,103 | 106,302 | 108,475 |
| 19. 3 | 259 | 6,800 | 235 | 7,294 | 9,197,080 | 2,130 | 64,108 | 40,303 | 104,411 | 106,541 |
| 20. 3 | 255 | 6,754 | 228 | 7,237 | 9,137,735 | 2,110 | 61,654 | 40,278 | 101,932 | 104,042 |
| 20. 9 | 254 | 6,743 | 227 | 7,224 | 9,118,050 | 2,082 | 62,438 | 42,520 | 104,958 | 107,040 |
| 12 | 254 | 6,721 | 225 | 7,200 | 9,114,916 | 2,077 | 61,839 | 42,089 | 103,928 | 106,005 |
| 21. 3 | 254 | 6,702 | 225 | 7,181 | 9,094,466 | 2,069 | 60,012 | 40,990 | 101,002 | 103,071 |
| 21. 6 | 254 | 6,697 | 225 | 7,176 | 9,060,454 | 2,045 | 61,565 | 43,684 | 105,249 | 107,294 |
| 7 | 254 | 6,696 | 225 | 7,175 | 9,046,826 | 2,046 | 61,349 | 43,468 | 104,817 | 106,863 |
| 8 | 254 | 6,693 | 223 | 7,170 | 9,037,518 | 2,045 | 61,105 | 43,281 | 104,386 | 106,431 |
| 9 | 254 | 6,685 | 223 | 7,162 | 9,034,716 | 2,045 | 60,739 | 43,020 | 103,759 | 105,804 |
| 10 | 254 | 6,681 | 223 | 7,158 | 9,029,740 | 2,042 | 60,549 | 42,906 | 103,455 | 105,497 |
| 11 | 254 | 6,668 | 222 | 7,144 | 9,026,018 | 2,042 | 60,401 | 42,808 | 103,209 | 105,251 |
| 12 | 254 | 6,667 | 217 | 7,138 | 9,024,066 | 2,041 | 60,066 | 42,517 | 102,583 | 104,624 |
| 22. 1 | 254 | 6,667 | 215 | 7,136 | 9,021,040 | 2,040 | 59,787 | 42,294 | 102,081 | 104,121 |
| 2 | 254 | 6,663 | 214 | 7,131 | 9,017,695 | 2,038 | 59,544 | 42,136 | 101,680 | 103,718 |
| 3 | 254 | 6,660 | 215 | 7,129 | 8,996,514 | 2,030 | 58,226 | 41,296 | 99,522 | 101,552 |
| 4 | 254 | 6,659 | 215 | 7,128 | 8,997,040 | 2,027 | 60,275 | 43,925 | 104,200 | 106,227 |
| 5 | 254 | 6,659 | 215 | 7,128 | 8,996,834 | 2,027 | 60,112 | 43,841 | 103,953 | 105,980 |
| 6 | 254 | 6,659 | 214 | 7,127 | 8,958,298 | 2,019 | 59,608 | 43,570 | 103,178 | 105,197 |

信用金庫の合併等

| 年 月 日 | 異 動 | | 金 庫 名 | 新金庫名 | 金庫数 | 異動の種類 |
|------------|------|------|-------|--------|-----|-------|
| 2014年2月24日 | 十三 | 撰津水都 | | 北おおさか | 267 | 合併 |
| 2016年1月12日 | 大垣 | 西濃 | | 大垣西濃 | 266 | 合併 |
| 2016年2月15日 | 福井 | 武生 | | 福井 | 265 | 合併 |
| 2017年1月23日 | 江差 | 函館 | | 道南うみ街 | 264 | 合併 |
| 2018年1月1日 | 札幌 | 小樽 | 北海 | 北海道 | 262 | 合併 |
| 2018年1月22日 | 宮崎 | 都城 | | 宮崎都城 | 261 | 合併 |
| 2019年1月21日 | 浜松 | 磐田 | | 浜松磐田 | 260 | 合併 |
| 2019年2月25日 | 桑名 | 三重 | | 桑名三重 | 259 | 合併 |
| 2019年6月24日 | 掛川 | 島田 | | 島田掛川 | 258 | 合併 |
| 2019年7月16日 | 静岡 | 焼津 | | しずおか焼津 | 257 | 合併 |
| 2020年1月20日 | 宮崎都城 | 南郷 | | 宮崎第一 | 256 | 合併 |
| 2020年2月10日 | 備前 | 日生 | | 備前日生 | 255 | 合併 |
| 2020年9月7日 | 北陸 | 鶴来 | | はくさん | 254 | 合併 |

1. (2) 信用金庫の預金種別預金・地区別預金

預金種別預金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 預金計 | | | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | | 実質預金 | | 譲渡性預金 | |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--|
| | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 1,409,771 | 2.2 | 571,193 | 6.2 | 834,737 | △ 0.3 | 3,840 | 18.0 | 1,407,904 | 2.1 | 1,007 | 37.9 | |
| 19. 3 | 1,434,771 | 1.7 | 604,369 | 5.8 | 826,510 | △ 0.9 | 3,891 | 1.3 | 1,433,038 | 1.7 | 901 | △ 10.5 | |
| 20. 3 | 1,452,678 | 1.2 | 637,646 | 5.5 | 810,932 | △ 1.8 | 4,099 | 5.3 | 1,451,554 | 1.2 | 747 | △ 17.0 | |
| 20. 9 | 1,556,379 | 6.9 | 738,395 | 18.7 | 814,167 | △ 1.9 | 3,816 | 0.1 | 1,555,582 | 6.9 | 732 | △ 47.8 | |
| 12 | 1,579,500 | 7.7 | 764,819 | 20.2 | 811,049 | △ 1.8 | 3,630 | △ 2.4 | 1,578,780 | 7.7 | 897 | △ 41.7 | |
| 21. 3 | 1,555,959 | 7.1 | 755,482 | 18.4 | 798,412 | △ 1.5 | 2,064 | △ 49.6 | 1,555,158 | 7.1 | 2,058 | 175.3 | |
| 21. 6 | 1,597,593 | 4.9 | 791,797 | 11.8 | 804,285 | △ 0.7 | 1,509 | △ 58.9 | 1,596,966 | 4.9 | 2,861 | 187.8 | |
| 7 | 1,594,303 | 3.7 | 786,589 | 9.5 | 806,341 | △ 1.0 | 1,372 | △ 60.4 | 1,592,971 | 3.7 | 2,916 | 120.7 | |
| 8 | 1,601,468 | 3.2 | 793,265 | 8.2 | 806,840 | △ 1.0 | 1,361 | △ 61.9 | 1,600,844 | 3.2 | 2,987 | 146.9 | |
| 9 | 1,597,902 | 2.6 | 792,943 | 7.3 | 803,645 | △ 1.2 | 1,313 | △ 65.5 | 1,597,081 | 2.6 | 2,850 | 289.0 | |
| 10 | 1,604,483 | 2.6 | 801,344 | 7.2 | 801,947 | △ 1.2 | 1,190 | △ 67.6 | 1,603,524 | 2.6 | 2,640 | 177.0 | |
| 11 | 1,602,516 | 2.4 | 800,680 | 6.7 | 800,658 | △ 1.2 | 1,177 | △ 67.9 | 1,601,849 | 2.4 | 2,718 | 165.2 | |
| 12 | 1,610,111 | 1.9 | 810,372 | 5.9 | 798,579 | △ 1.5 | 1,159 | △ 68.0 | 1,609,384 | 1.9 | 2,905 | 223.6 | |
| 22. 1 | 1,603,150 | 1.9 | 803,244 | 5.8 | 798,755 | △ 1.4 | 1,150 | △ 67.0 | 1,602,535 | 1.9 | 2,682 | 210.9 | |
| 2 | 1,608,711 | 1.8 | 811,868 | 5.4 | 795,702 | △ 1.4 | 1,140 | △ 56.5 | 1,608,021 | 1.8 | 2,603 | 48.6 | |
| 3 | 1,588,700 | 2.1 | 796,811 | 5.4 | 790,813 | △ 0.9 | 1,075 | △ 47.9 | 1,587,787 | 2.0 | 2,500 | 21.5 | |
| 4 | 1,618,559 | 1.7 | 826,267 | 4.6 | 791,286 | △ 1.0 | 1,006 | △ 48.1 | 1,617,491 | 1.6 | 2,763 | 17.5 | |
| 5 | 1,613,925 | 1.6 | 819,458 | 4.3 | 793,523 | △ 0.9 | 943 | △ 49.5 | 1,613,298 | 1.6 | 2,901 | 18.8 | |
| 6 | 1,624,783 | 1.7 | 826,940 | 4.4 | 796,971 | △ 0.9 | 872 | △ 42.2 | 1,624,156 | 1.7 | 3,032 | 5.9 | |

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差し引いたもの

地区別預金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 北海道 | | 東北 | | 東京 | | 関東 | | 北陸 | | 東海 | |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 72,339 | 1.6 | 53,875 | 1.5 | 248,608 | 2.1 | 260,388 | 1.8 | 37,599 | 0.7 | 300,562 | 2.3 |
| 19. 3 | 73,306 | 1.3 | 54,718 | 1.5 | 252,033 | 1.3 | 264,586 | 1.6 | 37,553 | △ 0.1 | 306,224 | 1.8 |
| 20. 3 | 74,367 | 1.4 | 55,097 | 0.6 | 255,090 | 1.2 | 268,942 | 1.6 | 37,485 | △ 0.1 | 310,542 | 1.4 |
| 20. 9 | 80,152 | 7.3 | 58,758 | 6.0 | 276,745 | 8.5 | 288,554 | 7.1 | 39,481 | 4.0 | 326,622 | 5.3 |
| 12 | 83,580 | 10.1 | 59,391 | 6.4 | 280,884 | 9.4 | 291,810 | 7.2 | 39,771 | 4.4 | 329,490 | 5.7 |
| 21. 3 | 80,842 | 8.7 | 58,384 | 5.9 | 279,418 | 9.5 | 287,645 | 6.9 | 39,277 | 4.7 | 329,627 | 6.1 |
| 21. 6 | 85,271 | 7.0 | 59,667 | 3.6 | 283,782 | 6.1 | 295,737 | 4.3 | 40,286 | 3.3 | 334,992 | 3.8 |
| 7 | 84,494 | 6.1 | 59,636 | 3.3 | 283,574 | 3.9 | 294,201 | 3.2 | 40,074 | 2.8 | 334,317 | 3.2 |
| 8 | 84,574 | 5.5 | 59,938 | 2.6 | 284,446 | 3.2 | 295,776 | 2.6 | 40,233 | 1.8 | 336,038 | 2.7 |
| 9 | 84,437 | 5.3 | 60,013 | 2.1 | 284,377 | 2.7 | 295,149 | 2.2 | 40,086 | 1.5 | 334,630 | 2.4 |
| 10 | 84,533 | 5.4 | 60,001 | 2.0 | 285,840 | 2.5 | 296,497 | 2.3 | 40,208 | 1.6 | 335,874 | 2.6 |
| 11 | 85,108 | 5.3 | 59,834 | 2.0 | 285,177 | 2.2 | 296,031 | 2.1 | 40,090 | 1.5 | 335,773 | 2.7 |
| 12 | 85,987 | 2.8 | 60,209 | 1.3 | 285,879 | 1.7 | 297,504 | 1.9 | 40,261 | 1.2 | 337,880 | 2.5 |
| 22. 1 | 84,799 | 2.5 | 59,775 | 1.2 | 284,561 | 1.6 | 296,178 | 1.8 | 40,047 | 1.0 | 336,839 | 2.5 |
| 2 | 84,919 | 2.7 | 59,851 | 0.7 | 285,564 | 1.5 | 297,387 | 1.7 | 40,274 | 0.9 | 337,764 | 2.2 |
| 3 | 82,563 | 2.1 | 59,475 | 1.8 | 285,918 | 2.3 | 293,211 | 1.9 | 39,746 | 1.1 | 338,518 | 2.6 |
| 4 | 86,423 | 2.8 | 60,423 | 1.6 | 289,515 | 2.1 | 299,618 | 1.6 | 40,511 | 1.3 | 340,426 | 2.2 |
| 5 | 86,314 | 2.8 | 60,205 | 1.6 | 288,463 | 2.0 | 298,133 | 1.4 | 40,564 | 1.4 | 341,367 | 2.4 |
| 6 | 87,354 | 2.4 | 60,744 | 1.8 | 290,203 | 2.2 | 300,316 | 1.5 | 40,883 | 1.4 | 343,791 | 2.6 |

| 年月末 | 近畿 | | 中国 | | 四国 | | 九州北部 | | 南九州 | | 全国計 | |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 295,280 | 3.1 | 60,096 | 1.5 | 27,801 | 1.9 | 22,910 | 2.4 | 28,505 | 1.5 | 1,409,771 | 2.2 |
| 19. 3 | 302,875 | 2.5 | 60,941 | 1.4 | 28,317 | 1.8 | 23,276 | 1.5 | 28,938 | 1.5 | 1,434,771 | 1.7 |
| 20. 3 | 305,232 | 0.7 | 61,955 | 1.6 | 28,788 | 1.6 | 23,804 | 2.2 | 29,159 | 0.7 | 1,452,678 | 1.2 |
| 20. 9 | 330,165 | 7.6 | 65,670 | 5.8 | 30,166 | 5.5 | 26,633 | 10.2 | 31,028 | 4.8 | 1,556,379 | 6.9 |
| 12 | 336,316 | 9.1 | 66,828 | 6.9 | 30,490 | 5.9 | 27,049 | 10.2 | 31,607 | 6.0 | 1,579,500 | 7.7 |
| 21. 3 | 324,479 | 6.3 | 66,315 | 7.0 | 30,428 | 5.6 | 26,012 | 9.2 | 31,203 | 7.0 | 1,555,959 | 7.1 |
| 21. 6 | 337,285 | 5.6 | 67,817 | 4.7 | 31,012 | 4.3 | 27,600 | 6.0 | 31,790 | 3.1 | 1,597,593 | 4.9 |
| 7 | 337,792 | 4.2 | 67,491 | 3.9 | 31,032 | 3.7 | 27,557 | 4.9 | 31,732 | 2.9 | 1,594,303 | 3.7 |
| 8 | 339,687 | 3.8 | 67,734 | 3.0 | 31,148 | 3.3 | 27,635 | 4.2 | 31,857 | 2.4 | 1,601,468 | 3.2 |
| 9 | 338,952 | 2.6 | 67,580 | 2.9 | 31,068 | 2.9 | 27,581 | 3.5 | 31,636 | 1.9 | 1,597,902 | 2.6 |
| 10 | 340,409 | 2.5 | 68,034 | 2.6 | 31,208 | 2.8 | 27,766 | 3.4 | 31,765 | 1.5 | 1,604,483 | 2.6 |
| 11 | 339,947 | 2.0 | 67,798 | 2.2 | 31,040 | 2.6 | 27,666 | 3.1 | 31,651 | 1.1 | 1,602,516 | 2.4 |
| 12 | 340,898 | 1.3 | 68,120 | 1.9 | 31,265 | 2.5 | 27,878 | 3.0 | 31,848 | 0.7 | 1,610,111 | 1.9 |
| 22. 1 | 340,269 | 1.5 | 67,844 | 2.0 | 31,140 | 2.3 | 27,635 | 2.6 | 31,721 | 1.0 | 1,603,150 | 1.9 |
| 2 | 341,594 | 1.7 | 68,229 | 1.9 | 31,191 | 2.0 | 27,779 | 2.1 | 31,817 | 0.6 | 1,608,711 | 1.8 |
| 3 | 330,406 | 1.8 | 67,400 | 1.6 | 30,946 | 1.7 | 26,547 | 2.0 | 31,522 | 1.0 | 1,588,700 | 2.1 |
| 4 | 339,163 | 0.6 | 68,566 | 1.5 | 31,444 | 1.9 | 27,954 | 1.2 | 32,098 | 1.0 | 1,618,559 | 1.7 |
| 5 | 337,366 | 0.3 | 67,991 | 1.1 | 31,286 | 1.7 | 27,787 | 1.3 | 32,040 | 1.3 | 1,613,925 | 1.6 |
| 6 | 338,808 | 0.4 | 68,464 | 0.9 | 31,577 | 1.8 | 28,005 | 1.4 | 32,215 | 1.3 | 1,624,783 | 1.7 |

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (3) 信用金庫の預金者別預金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 預金計 | | 個人預金 | | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | |
|---------|-----------|--------------|-----------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|-------|--------------|
| | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 |
| 2018. 3 | 1,409,770 | 2.2 | 1,101,996 | 1.5 | 409,436 | 6.1 | 691,794 | △ 0.9 | 756 | 38.8 |
| 19. 3 | 1,434,770 | 1.7 | 1,115,489 | 1.2 | 435,107 | 6.2 | 679,608 | △ 1.7 | 765 | 1.1 |
| 20. 3 | 1,452,677 | 1.2 | 1,126,939 | 1.0 | 461,939 | 6.1 | 664,146 | △ 2.2 | 845 | 10.4 |
| 20. 9 | 1,556,378 | 6.9 | 1,157,743 | 3.4 | 498,897 | 11.9 | 657,902 | △ 2.1 | 935 | 4.9 |
| 12 | 1,579,498 | 7.7 | 1,172,497 | 3.5 | 516,664 | 11.9 | 654,852 | △ 2.3 | 972 | 9.1 |
| 21. 3 | 1,555,958 | 7.1 | 1,173,057 | 4.0 | 521,921 | 12.9 | 650,221 | △ 2.0 | 905 | 7.1 |
| 21. 6 | 1,597,592 | 4.9 | 1,184,693 | 2.7 | 537,950 | 9.1 | 645,953 | △ 2.0 | 779 | △ 8.4 |
| 7 | 1,594,302 | 3.7 | 1,182,929 | 2.5 | 536,710 | 8.8 | 645,446 | △ 2.1 | 764 | △ 15.5 |
| 8 | 1,601,466 | 3.2 | 1,188,977 | 2.2 | 543,821 | 8.3 | 644,397 | △ 2.2 | 748 | △ 16.6 |
| 9 | 1,597,901 | 2.6 | 1,184,270 | 2.2 | 541,032 | 8.4 | 642,499 | △ 2.3 | 730 | △ 21.8 |
| 10 | 1,604,481 | 2.6 | 1,192,480 | 2.3 | 551,565 | 8.4 | 640,277 | △ 2.3 | 629 | △ 33.4 |
| 11 | 1,602,515 | 2.4 | 1,186,714 | 2.2 | 547,420 | 8.4 | 638,685 | △ 2.4 | 599 | △ 37.2 |
| 12 | 1,610,109 | 1.9 | 1,197,826 | 2.1 | 558,849 | 8.1 | 638,383 | △ 2.5 | 585 | △ 39.8 |
| 22. 1 | 1,603,148 | 1.9 | 1,192,645 | 2.0 | 554,748 | 7.9 | 637,314 | △ 2.5 | 573 | △ 41.3 |
| 2 | 1,608,710 | 1.8 | 1,200,940 | 1.8 | 564,711 | 7.3 | 635,658 | △ 2.5 | 561 | △ 42.2 |
| 3 | 1,588,699 | 2.1 | 1,195,693 | 1.9 | 562,085 | 7.6 | 633,098 | △ 2.6 | 501 | △ 44.6 |
| 4 | 1,618,558 | 1.7 | 1,203,315 | 1.8 | 571,777 | 7.3 | 631,091 | △ 2.6 | 437 | △ 48.8 |
| 5 | 1,613,923 | 1.6 | 1,195,099 | 1.7 | 565,316 | 7.3 | 629,347 | △ 2.7 | 426 | △ 48.3 |
| 6 | 1,624,782 | 1.7 | 1,204,493 | 1.6 | 575,730 | 7.0 | 628,384 | △ 2.7 | 369 | △ 52.6 |

| 年月末 | 一般法人預金 | | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | | 公金預金 | |
|---------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|-------|--------------|--------|--------------|
| | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 |
| 2018. 3 | 253,876 | 5.6 | 147,026 | 8.7 | 106,424 | 1.6 | 418 | 23.6 | 43,190 | △ 1.1 |
| 19. 3 | 261,951 | 3.1 | 154,268 | 4.9 | 107,284 | 0.8 | 391 | △ 6.5 | 47,217 | 9.3 |
| 20. 3 | 266,974 | 1.9 | 159,010 | 3.0 | 107,600 | 0.2 | 357 | △ 8.7 | 48,787 | 3.3 |
| 20. 9 | 320,721 | 21.4 | 211,660 | 36.3 | 108,680 | 0.3 | 373 | 0.9 | 65,320 | 4.6 |
| 12 | 329,087 | 23.6 | 219,753 | 38.3 | 108,922 | 1.7 | 403 | 16.1 | 65,655 | 15.2 |
| 21. 3 | 324,746 | 21.6 | 214,315 | 34.7 | 110,043 | 2.2 | 380 | 6.5 | 48,861 | 0.1 |
| 21. 6 | 333,018 | 11.1 | 221,371 | 14.9 | 111,292 | 4.4 | 348 | △ 1.2 | 70,373 | 18.9 |
| 7 | 334,033 | 9.0 | 222,045 | 11.3 | 111,638 | 4.7 | 341 | △ 9.0 | 68,743 | 6.9 |
| 8 | 329,483 | 5.4 | 216,242 | 5.6 | 112,884 | 5.1 | 349 | △ 5.5 | 73,395 | 13.5 |
| 9 | 333,313 | 3.9 | 219,772 | 3.8 | 113,195 | 4.1 | 338 | △ 9.6 | 70,759 | 8.3 |
| 10 | 336,421 | 3.6 | 222,318 | 3.3 | 113,774 | 4.2 | 321 | △ 16.6 | 66,993 | 8.9 |
| 11 | 333,422 | 2.8 | 219,144 | 2.0 | 113,941 | 4.5 | 330 | △ 15.8 | 72,686 | 8.9 |
| 12 | 335,910 | 2.0 | 222,940 | 1.4 | 112,631 | 3.4 | 330 | △ 18.2 | 67,723 | 3.1 |
| 22. 1 | 328,998 | 0.8 | 214,376 | △ 0.8 | 114,283 | 4.2 | 331 | △ 17.5 | 72,011 | 9.3 |
| 2 | 326,952 | 0.7 | 212,035 | △ 1.0 | 114,573 | 4.3 | 337 | △ 13.8 | 70,400 | 9.7 |
| 3 | 329,622 | 1.5 | 213,875 | △ 0.2 | 115,423 | 4.8 | 316 | △ 16.7 | 54,752 | 12.0 |
| 4 | 341,867 | 1.3 | 226,165 | 0.0 | 115,371 | 3.8 | 322 | △ 15.1 | 64,245 | 4.0 |
| 5 | 334,646 | 0.0 | 218,645 | △ 1.9 | 115,659 | 3.9 | 334 | △ 4.5 | 74,527 | 8.3 |
| 6 | 333,071 | 0.0 | 217,574 | △ 1.7 | 115,166 | 3.4 | 324 | △ 6.9 | 77,957 | 10.7 |

| 年月末 | 要求払 | | 定期性 | | 外貨預金等 | | 金融機関預金 | | 政府関係 預り金 | 譲渡性 預金 |
|---------|--------|--------------|--------|--------------|-------|--------------|--------|--------------|-------------|-----------|
| | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | |
| 2018. 3 | 12,590 | △ 15.5 | 30,597 | 6.2 | 0 | ... | 10,703 | 2.9 | 0 | 1,007 |
| 19. 3 | 13,066 | 3.7 | 34,148 | 11.6 | 0 | ... | 10,108 | △ 5.5 | 0 | 901 |
| 20. 3 | 14,420 | 10.3 | 34,364 | 0.6 | 0 | ... | 9,971 | △ 1.3 | 0 | 747 |
| 20. 9 | 25,852 | 39.2 | 39,465 | △ 9.9 | 0 | ... | 12,588 | 18.1 | 0 | 732 |
| 12 | 27,208 | 87.7 | 38,444 | △ 9.4 | 0 | ... | 12,254 | 21.6 | 0 | 897 |
| 21. 3 | 17,000 | 17.8 | 31,858 | △ 7.2 | 0 | ... | 9,289 | △ 6.8 | 0 | 2,058 |
| 21. 6 | 30,815 | 48.2 | 39,555 | 3.0 | 0 | ... | 9,502 | △ 7.0 | 0 | 2,861 |
| 7 | 26,897 | 11.8 | 41,842 | 3.9 | 0 | ... | 8,592 | △ 29.5 | 0 | 2,916 |
| 8 | 31,328 | 27.6 | 42,064 | 4.8 | 0 | ... | 9,607 | △ 22.3 | 0 | 2,987 |
| 9 | 30,323 | 17.2 | 40,432 | 2.4 | 0 | * | 9,554 | △ 24.1 | 0 | 2,849 |
| 10 | 26,426 | 17.8 | 40,563 | 3.9 | 0 | * | 8,582 | △ 24.7 | 0 | 2,640 |
| 11 | 31,973 | 13.2 | 40,709 | 5.6 | 0 | 510.0 | 9,688 | △ 26.5 | 0 | 2,718 |
| 12 | 27,518 | 1.1 | 40,201 | 4.5 | 0 | 510.0 | 8,645 | △ 29.4 | 0 | 2,905 |
| 22. 1 | 32,211 | 15.2 | 39,797 | 5.0 | 0 | △ 100.0 | 9,490 | △ 21.5 | 0 | 2,682 |
| 2 | 32,347 | 14.2 | 38,050 | 6.2 | 0 | △ 100.0 | 10,413 | △ 12.4 | 0 | 2,603 |
| 3 | 18,540 | 9.0 | 36,209 | 13.6 | 0 | △ 100.0 | 8,626 | △ 7.1 | 0 | 2,500 |
| 4 | 26,936 | △ 7.8 | 37,306 | 14.6 | 0 | △ 100.0 | 9,126 | △ 10.5 | 0 | 2,763 |
| 5 | 33,245 | △ 0.3 | 41,278 | 16.4 | 0 | △ 100.0 | 9,646 | △ 8.6 | 0 | 2,901 |
| 6 | 31,648 | 2.7 | 46,307 | 17.0 | 0 | △ 100.0 | 9,255 | △ 2.6 | 0 | 3,032 |

(備考) 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(2)預金種類別・地区別預金の預金計とは一致しない。

1. (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金

科目別貸出金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 貸出金計 | | 割引手形 | | 貸付金 | | 手形貸付 | | 証書貸付 | | 当座貸越 | |
|---------|--------------|-------|--------------|--------|--------------|-------|--------------|--------|--------------|-------|--------------|--------|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 709,634 | 2.5 | 8,066 | 7.1 | 701,568 | 2.5 | 37,423 | 1.6 | 633,324 | 2.4 | 30,819 | 5.1 |
| 19. 3 | 719,837 | 1.4 | 7,747 | △ 3.9 | 712,090 | 1.4 | 37,946 | 1.3 | 641,717 | 1.3 | 32,425 | 5.2 |
| 20. 3 | 726,752 | 0.9 | 6,079 | △ 21.5 | 720,672 | 1.2 | 37,438 | △ 1.3 | 649,560 | 1.2 | 33,673 | 3.8 |
| 20. 9 | 773,323 | 7.4 | 3,850 | △ 37.2 | 769,472 | 7.7 | 32,224 | △ 13.6 | 707,257 | 9.9 | 29,990 | △ 9.9 |
| 12 | 782,032 | 7.9 | 4,471 | △ 37.5 | 777,560 | 8.3 | 32,206 | △ 16.0 | 715,670 | 10.7 | 29,683 | △ 10.2 |
| 21. 3 | 784,373 | 7.9 | 3,859 | △ 36.5 | 780,514 | 8.3 | 30,479 | △ 18.5 | 721,127 | 11.0 | 28,907 | △ 14.1 |
| 21. 6 | 784,506 | 4.4 | 3,714 | △ 23.4 | 780,792 | 4.5 | 28,221 | △ 15.8 | 725,214 | 6.2 | 27,356 | △ 9.3 |
| 7 | 785,340 | 3.0 | 4,204 | △ 4.4 | 781,135 | 3.1 | 28,535 | △ 13.2 | 725,257 | 4.3 | 27,343 | △ 7.4 |
| 8 | 783,020 | 2.0 | 3,640 | △ 7.2 | 779,379 | 2.1 | 28,759 | △ 11.0 | 723,120 | 3.0 | 27,499 | △ 5.1 |
| 9 | 786,442 | 1.6 | 3,860 | 0.2 | 782,582 | 1.7 | 29,651 | △ 7.9 | 723,708 | 2.3 | 29,222 | △ 2.5 |
| 10 | 785,143 | 1.2 | 4,266 | 0.4 | 780,877 | 1.2 | 29,629 | △ 7.1 | 723,441 | 1.7 | 27,806 | △ 3.1 |
| 11 | 783,303 | 1.0 | 3,716 | 0.8 | 779,587 | 1.0 | 29,926 | △ 6.3 | 721,382 | 1.5 | 28,278 | △ 2.2 |
| 12 | 788,777 | 0.8 | 4,569 | 2.1 | 784,208 | 0.8 | 31,075 | △ 3.5 | 723,668 | 1.1 | 29,463 | △ 0.7 |
| 22. 1 | 784,333 | 0.5 | 3,974 | △ 9.3 | 780,358 | 0.6 | 30,774 | △ 2.5 | 720,975 | 0.7 | 28,608 | △ 0.3 |
| 2 | 783,787 | 0.3 | 3,865 | △ 9.2 | 779,921 | 0.4 | 31,042 | △ 0.3 | 720,066 | 0.4 | 28,812 | 1.4 |
| 3 | 788,013 | 0.4 | 4,067 | 5.4 | 783,945 | 0.4 | 31,307 | 2.7 | 722,721 | 0.2 | 29,915 | 3.4 |
| 4 | 786,114 | 0.1 | 4,410 | 21.6 | 781,703 | 0.0 | 30,254 | 4.9 | 723,436 | △ 0.2 | 28,012 | 1.8 |
| 5 | 784,491 | △ 0.0 | 3,798 | 4.5 | 780,693 | △ 0.0 | 29,565 | 5.4 | 723,041 | △ 0.3 | 28,085 | 2.7 |
| 6 | 785,824 | 0.1 | 3,829 | 3.1 | 781,994 | 0.1 | 29,907 | 5.9 | 723,978 | △ 0.1 | 28,108 | 2.7 |

地区別貸出金

(単位:億円、%)

| 年月末 | 北海道 | | 東北 | | 東京 | | 関東 | | 北陸 | | 東海 | |
|---------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-----|--------------|-------|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 31,429 | 0.9 | 24,631 | 3.3 | 137,489 | 4.1 | 128,602 | 2.4 | 17,227 | 0.9 | 146,120 | 1.8 |
| 19. 3 | 31,645 | 0.6 | 24,973 | 1.3 | 140,009 | 1.8 | 131,462 | 2.2 | 17,153 | △ 0.4 | 147,070 | 0.6 |
| 20. 3 | 32,110 | 1.4 | 24,724 | △ 0.9 | 140,481 | 0.3 | 133,416 | 1.4 | 17,165 | 0.0 | 147,686 | 0.4 |
| 20. 9 | 33,861 | 8.5 | 25,910 | 5.1 | 152,247 | 9.2 | 141,504 | 6.9 | 17,609 | 2.9 | 155,881 | 6.3 |
| 12 | 34,519 | 8.7 | 26,054 | 5.5 | 154,880 | 10.4 | 142,418 | 7.1 | 17,677 | 2.7 | 157,205 | 6.7 |
| 21. 3 | 34,901 | 8.6 | 26,410 | 6.8 | 155,471 | 10.6 | 142,466 | 6.7 | 17,616 | 2.6 | 157,693 | 6.7 |
| 21. 6 | 34,224 | 4.0 | 26,117 | 3.7 | 155,820 | 6.7 | 142,237 | 3.1 | 17,448 | 1.1 | 157,808 | 3.5 |
| 7 | 34,343 | 2.5 | 26,128 | 2.6 | 155,907 | 4.7 | 142,479 | 1.9 | 17,494 | 0.3 | 157,799 | 2.3 |
| 8 | 34,331 | 1.7 | 26,085 | 1.7 | 155,164 | 3.2 | 142,193 | 1.1 | 17,445 | △ 0.8 | 157,521 | 1.7 |
| 9 | 34,355 | 1.4 | 26,289 | 1.4 | 155,637 | 2.2 | 142,737 | 0.8 | 17,489 | △ 0.6 | 158,665 | 1.7 |
| 10 | 34,282 | 0.9 | 26,217 | 1.5 | 155,516 | 1.4 | 142,485 | 0.5 | 17,462 | △ 0.7 | 158,089 | 1.4 |
| 11 | 34,276 | 0.8 | 26,170 | 1.3 | 155,070 | 1.1 | 142,263 | 0.5 | 17,398 | △ 0.9 | 157,802 | 1.3 |
| 12 | 34,764 | 0.7 | 26,303 | 0.9 | 155,770 | 0.5 | 143,176 | 0.5 | 17,421 | △ 1.4 | 159,452 | 1.4 |
| 22. 1 | 34,249 | 0.1 | 26,178 | 1.0 | 154,872 | 0.0 | 142,565 | 0.3 | 17,342 | △ 1.5 | 158,417 | 1.1 |
| 2 | 34,314 | 0.2 | 26,263 | 1.0 | 154,610 | △ 0.1 | 142,415 | 0.2 | 17,324 | △ 1.5 | 158,308 | 1.0 |
| 3 | 34,654 | △ 0.7 | 26,557 | 0.5 | 155,056 | △ 0.2 | 143,090 | 0.4 | 17,401 | △ 1.2 | 159,940 | 1.4 |
| 4 | 34,125 | △ 0.4 | 26,244 | 0.5 | 155,168 | △ 0.5 | 142,776 | 0.2 | 17,273 | △ 1.2 | 159,075 | 0.8 |
| 5 | 33,977 | △ 0.4 | 26,217 | 0.2 | 154,551 | △ 0.9 | 142,665 | 0.2 | 17,258 | △ 1.2 | 158,847 | 0.8 |
| 6 | 34,136 | △ 0.2 | 26,260 | 0.5 | 154,630 | △ 0.7 | 142,930 | 0.4 | 17,261 | △ 1.0 | 159,439 | 1.0 |

| 年月末 | 近畿 | | 中国 | | 四国 | | 九州北部 | | 南九州 | | 全国計 | |
|---------|--------------|-----|--------------|-------|--------------|-----|--------------|-----|--------------|-------|--------------|-------|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| 2018. 3 | 151,780 | 2.8 | 32,010 | 2.0 | 10,540 | 3.2 | 12,586 | 1.5 | 15,974 | 0.6 | 709,634 | 2.5 |
| 19. 3 | 154,242 | 1.6 | 32,335 | 1.0 | 10,832 | 2.7 | 12,716 | 1.0 | 16,033 | 0.3 | 719,837 | 1.4 |
| 20. 3 | 156,792 | 1.6 | 32,630 | 0.9 | 11,133 | 2.7 | 12,939 | 1.7 | 16,171 | 0.8 | 726,752 | 0.9 |
| 20. 9 | 168,199 | 8.4 | 34,179 | 5.5 | 11,657 | 6.1 | 13,906 | 8.5 | 16,799 | 4.3 | 773,323 | 7.4 |
| 12 | 170,141 | 8.8 | 34,713 | 6.6 | 11,732 | 5.7 | 14,091 | 8.4 | 17,011 | 4.4 | 782,032 | 7.9 |
| 21. 3 | 170,806 | 8.9 | 34,603 | 6.0 | 11,771 | 5.7 | 14,058 | 8.6 | 16,961 | 4.8 | 784,373 | 7.9 |
| 21. 6 | 171,718 | 5.2 | 34,699 | 3.7 | 11,817 | 3.5 | 14,129 | 3.9 | 16,851 | 1.7 | 784,506 | 4.4 |
| 7 | 171,976 | 3.9 | 34,728 | 2.6 | 11,817 | 2.5 | 14,175 | 3.0 | 16,854 | 1.0 | 785,340 | 3.0 |
| 8 | 171,321 | 2.7 | 34,589 | 1.6 | 11,780 | 1.6 | 14,149 | 2.3 | 16,800 | 0.3 | 783,020 | 2.0 |
| 9 | 172,075 | 2.3 | 34,698 | 1.5 | 11,854 | 1.6 | 14,197 | 2.0 | 16,804 | 0.0 | 786,442 | 1.6 |
| 10 | 171,987 | 1.8 | 34,662 | 0.6 | 11,823 | 1.3 | 14,200 | 1.8 | 16,774 | △ 0.4 | 785,143 | 1.2 |
| 11 | 171,352 | 1.5 | 34,569 | 0.1 | 11,818 | 1.3 | 14,185 | 1.7 | 16,751 | △ 0.5 | 783,303 | 1.0 |
| 12 | 172,464 | 1.3 | 34,727 | 0.0 | 11,861 | 1.0 | 14,331 | 1.7 | 16,854 | △ 0.9 | 788,777 | 0.8 |
| 22. 1 | 171,662 | 0.9 | 34,585 | △ 0.1 | 11,804 | 0.7 | 14,201 | 1.1 | 16,794 | △ 0.9 | 784,333 | 0.5 |
| 2 | 171,459 | 0.6 | 34,622 | △ 0.0 | 11,799 | 0.8 | 14,216 | 1.1 | 16,788 | △ 0.9 | 783,787 | 0.3 |
| 3 | 172,024 | 0.7 | 34,683 | 0.2 | 11,832 | 0.5 | 14,273 | 1.5 | 16,795 | △ 0.9 | 788,013 | 0.4 |
| 4 | 172,269 | 0.3 | 34,711 | 0.1 | 11,846 | 0.6 | 14,253 | 1.1 | 16,696 | △ 1.2 | 786,114 | 0.1 |
| 5 | 171,805 | 0.0 | 34,660 | △ 0.2 | 11,881 | 0.4 | 14,200 | 0.6 | 16,739 | △ 0.6 | 784,491 | △ 0.0 |
| 6 | 172,053 | 0.1 | 34,478 | △ 0.6 | 11,946 | 1.0 | 14,246 | 0.8 | 16,758 | △ 0.5 | 785,824 | 0.1 |

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (5) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位:億円、%)

| 年 月 末 | 貸出金計 | | | | 企業向け計 | | | | | | | |
|---------|---------|-----|-------|---------|-------|------|--------|-------|-------|--------|-------|-----|
| | 前年同月比 | | 構成比 | | 前年同月比 | | 構成比 | | 前年同月比 | | 構成比 | |
| | 増 | 減 | 率 | | 増 | 減 | 率 | | 増 | 減 | 率 | |
| 2018. 3 | 709,633 | 2.5 | 100.0 | 452,529 | 2.9 | 63.7 | 61,464 | 0.0 | 8.6 | 50,752 | 3.2 | 7.1 |
| 19. 3 | 719,836 | 1.4 | 100.0 | 461,756 | 2.0 | 64.1 | 61,478 | 0.0 | 8.5 | 52,091 | 2.6 | 7.2 |
| 20. 3 | 726,750 | 0.9 | 100.0 | 468,462 | 1.4 | 64.4 | 60,907 | △ 0.9 | 8.3 | 53,114 | 1.9 | 7.3 |
| 20. 9 | 773,322 | 7.4 | 100.0 | 517,376 | 11.7 | 66.9 | 68,232 | 11.9 | 8.8 | 64,168 | 23.8 | 8.2 |
| 12 | 782,030 | 7.9 | 100.0 | 525,702 | 12.3 | 67.2 | 69,391 | 12.4 | 8.8 | 67,342 | 27.4 | 8.6 |
| 21. 3 | 784,372 | 7.9 | 100.0 | 527,898 | 12.6 | 67.3 | 69,007 | 13.2 | 8.7 | 68,902 | 29.7 | 8.7 |
| 6 | 784,505 | 4.4 | 100.0 | 527,995 | 6.9 | 67.3 | 68,675 | 6.0 | 8.7 | 68,204 | 19.6 | 8.6 |
| 9 | 786,441 | 1.6 | 100.0 | 530,957 | 2.6 | 67.5 | 68,718 | 0.7 | 8.7 | 69,339 | 8.0 | 8.8 |
| 12 | 788,776 | 0.8 | 100.0 | 533,096 | 1.4 | 67.5 | 69,129 | △ 0.3 | 8.7 | 70,051 | 4.0 | 8.8 |
| 22. 3 | 788,011 | 0.4 | 100.0 | 531,766 | 0.7 | 67.4 | 68,329 | △ 0.9 | 8.6 | 69,822 | 1.3 | 8.8 |
| 6 | 785,823 | 0.1 | 100.0 | 528,827 | 0.1 | 67.2 | 67,565 | △ 1.6 | 8.5 | 67,709 | △ 0.7 | 8.6 |

| 年 月 末 | 卸売業 | | | | 小売業 | | | | 不動産業 | | | | 個人による貸家業 | | | |
|---------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|---------|-----|-------|--------|-------|-----|----------|---|-----|--|
| | 前年同月比 | | 構成比 | | 前年同月比 | | 構成比 | | 前年同月比 | | 構成比 | | 前年同月比 | | 構成比 | |
| | 増 | 減 | 率 | | 増 | 減 | 率 | | 増 | 減 | 率 | | 増 | 減 | 率 | |
| 2018. 3 | 28,118 | 0.8 | 3.9 | 25,877 | 0.1 | 3.6 | 162,146 | 5.3 | 22.8 | 59,089 | 0.9 | 8.3 | | | | |
| 19. 3 | 28,432 | 1.1 | 3.9 | 25,717 | △ 0.6 | 3.5 | 168,021 | 3.6 | 23.3 | 58,599 | △ 0.8 | 8.1 | | | | |
| 20. 3 | 28,511 | 0.2 | 3.9 | 25,898 | 0.7 | 3.5 | 170,709 | 1.5 | 23.4 | 57,302 | △ 2.2 | 7.8 | | | | |
| 20. 9 | 32,855 | 16.1 | 4.2 | 30,916 | 20.0 | 3.9 | 173,284 | 2.2 | 22.4 | 56,496 | △ 2.6 | 7.3 | | | | |
| 12 | 33,624 | 16.8 | 4.2 | 31,533 | 21.8 | 4.0 | 172,997 | 1.7 | 22.1 | 56,056 | △ 2.9 | 7.1 | | | | |
| 21. 3 | 33,664 | 18.0 | 4.2 | 31,703 | 22.4 | 4.0 | 172,705 | 1.1 | 22.0 | 55,603 | △ 2.9 | 7.0 | | | | |
| 6 | 33,651 | 9.5 | 4.2 | 31,859 | 10.6 | 4.0 | 172,878 | 0.1 | 22.0 | 55,368 | △ 2.6 | 7.0 | | | | |
| 9 | 33,966 | 3.3 | 4.3 | 31,860 | 3.0 | 4.0 | 173,601 | 0.1 | 22.0 | 55,124 | △ 2.4 | 7.0 | | | | |
| 12 | 34,142 | 1.5 | 4.3 | 31,900 | 1.1 | 4.0 | 174,155 | 0.6 | 22.0 | 54,785 | △ 2.2 | 6.9 | | | | |
| 22. 3 | 33,681 | 0.0 | 4.2 | 31,637 | △ 0.2 | 4.0 | 175,454 | 1.5 | 22.2 | 55,238 | △ 0.6 | 7.0 | | | | |
| 6 | 33,386 | △ 0.7 | 4.2 | 31,412 | △ 1.4 | 3.9 | 176,122 | 1.8 | 22.4 | 54,975 | △ 0.7 | 6.9 | | | | |

| 年 月 末 | 飲食業 | | | | 宿泊業 | | | | 医療・福祉 | | | | 物品賃貸業 | | | |
|---------|--------|-------|-----|-------|-------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|---|-----|--|
| | 前年同月比 | | 構成比 | | 前年同月比 | | 構成比 | | 前年同月比 | | 構成比 | | 前年同月比 | | 構成比 | |
| | 増 | 減 | 率 | | 増 | 減 | 率 | | 増 | 減 | 率 | | 増 | 減 | 率 | |
| 2018. 3 | 8,720 | 2.3 | 1.2 | 5,884 | 2.1 | 0.8 | 22,371 | △ 0.1 | 3.1 | 2,905 | 1.3 | 0.4 | | | | |
| 19. 3 | 8,784 | 0.7 | 1.2 | 6,012 | 2.1 | 0.8 | 22,139 | △ 1.0 | 3.0 | 2,865 | △ 1.3 | 0.3 | | | | |
| 20. 3 | 9,053 | 3.0 | 1.2 | 6,114 | 1.6 | 0.8 | 21,934 | △ 0.9 | 3.0 | 2,899 | 1.1 | 0.3 | | | | |
| 20. 9 | 12,868 | 45.7 | 1.6 | 6,740 | 11.8 | 0.8 | 24,042 | 7.7 | 3.1 | 3,052 | 5.2 | 0.3 | | | | |
| 12 | 13,274 | 48.6 | 1.6 | 6,805 | 11.6 | 0.8 | 24,424 | 8.2 | 3.1 | 3,026 | 5.7 | 0.3 | | | | |
| 21. 3 | 13,712 | 51.4 | 1.7 | 6,733 | 10.1 | 0.8 | 24,279 | 10.6 | 3.0 | 3,020 | 4.1 | 0.3 | | | | |
| 6 | 13,971 | 19.3 | 1.7 | 6,705 | 2.2 | 0.8 | 24,309 | 6.4 | 3.0 | 2,988 | 1.4 | 0.3 | | | | |
| 9 | 13,889 | 7.9 | 1.7 | 6,667 | △ 1.0 | 0.8 | 24,183 | 0.5 | 3.0 | 3,060 | 0.2 | 0.3 | | | | |
| 12 | 13,800 | 3.9 | 1.7 | 6,677 | △ 1.8 | 0.8 | 24,258 | △ 0.6 | 3.0 | 3,029 | 0.1 | 0.3 | | | | |
| 22. 3 | 13,668 | △ 0.3 | 1.7 | 6,607 | △ 1.8 | 0.8 | 23,686 | △ 2.4 | 3.0 | 3,066 | 1.4 | 0.3 | | | | |
| 6 | 13,585 | △ 2.7 | 1.7 | 6,567 | △ 2.0 | 0.8 | 23,608 | △ 2.8 | 3.0 | 3,012 | 0.7 | 0.3 | | | | |

| 年 月 末 | 海外円借款、国内店名義現地貸 | | | | 地方公共団体 | | | | 個人 | | | | 住宅ローン | | | |
|---------|----------------|--------|-----|--------|--------|-----|---------|-------|-------|---------|-----|------|-------|---|-----|--|
| | 前年同月比 | | 構成比 | | 前年同月比 | | 構成比 | | 前年同月比 | | 構成比 | | 前年同月比 | | 構成比 | |
| | 増 | 減 | 率 | | 増 | 減 | 率 | | 増 | 減 | 率 | | 増 | 減 | 率 | |
| 2018. 3 | 50 | △ 8.6 | 0.0 | 55,511 | 3.0 | 7.8 | 201,592 | 1.6 | 28.4 | 168,597 | 1.3 | 23.7 | | | | |
| 19. 3 | 49 | △ 2.0 | 0.0 | 55,372 | △ 0.2 | 7.6 | 202,707 | 0.5 | 28.1 | 169,476 | 0.5 | 23.5 | | | | |
| 20. 3 | 38 | △ 21.2 | 0.0 | 53,836 | △ 2.7 | 7.4 | 204,451 | 0.8 | 28.1 | 171,328 | 1.0 | 23.5 | | | | |
| 20. 9 | 34 | △ 22.3 | 0.0 | 52,990 | △ 0.9 | 6.8 | 202,954 | △ 0.1 | 26.2 | 171,461 | 0.8 | 22.1 | | | | |
| 12 | 32 | △ 23.9 | 0.0 | 52,781 | △ 1.0 | 6.7 | 203,546 | 0.0 | 26.0 | 172,485 | 1.1 | 22.0 | | | | |
| 21. 3 | 31 | △ 20.2 | 0.0 | 52,933 | △ 1.6 | 6.7 | 203,540 | △ 0.4 | 25.9 | 172,463 | 0.6 | 21.9 | | | | |
| 6 | 29 | △ 22.9 | 0.0 | 53,126 | △ 2.5 | 6.7 | 203,382 | 0.1 | 25.9 | 172,683 | 0.8 | 22.0 | | | | |
| 9 | 27 | △ 20.4 | 0.0 | 51,536 | △ 2.7 | 6.5 | 203,947 | 0.4 | 25.9 | 173,232 | 1.0 | 22.0 | | | | |
| 12 | 27 | △ 15.6 | 0.0 | 51,127 | △ 3.1 | 6.4 | 204,553 | 0.4 | 25.9 | 174,193 | 0.9 | 22.0 | | | | |
| 22. 3 | 26 | △ 13.1 | 0.0 | 51,723 | △ 2.2 | 6.5 | 204,521 | 0.4 | 25.9 | 174,490 | 1.1 | 22.1 | | | | |
| 6 | 25 | △ 12.8 | 0.0 | 52,445 | △ 1.2 | 6.6 | 204,550 | 0.5 | 26.0 | 174,895 | 1.2 | 22.2 | | | | |

(備考) 1. 日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(4)科目別・地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。
2. 海外円借款、国内店名義現地貸を企業向け計の内訳として掲載

1. (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位:億円、%)

| 年月末 | 現金 | 預け金 | | 買入手形 | コールローン | 買現先 勘定 | 債券貸借取引 支払保証金 | 買入金銭 債権 | 金銭の 信託 | 商品 有価証券 | | |
|---------|--------|---------|--------|---------|--------|-----------|-----------------|------------|-----------|------------|-------|----|
| | | うち信金中 | 金預け金 | | | | | | | | | |
| 2018. 3 | 14,999 | 365,177 | (4.2) | 294,345 | (3.5) | 0 | 753 | 0 | 0 | 1,794 | 1,561 | 56 |
| 19. 3 | 15,131 | 376,847 | (3.1) | 300,565 | (2.1) | 0 | 483 | 0 | 0 | 2,351 | 1,736 | 19 |
| 20. 3 | 15,105 | 379,640 | (0.7) | 305,844 | (1.7) | 0 | 396 | 0 | 0 | 3,438 | 1,926 | 18 |
| 20. 9 | 15,021 | 454,902 | (14.5) | 338,902 | (5.4) | 0 | 1,026 | 0 | 0 | 4,482 | 2,167 | 17 |
| 12 | 15,165 | 473,966 | (19.1) | 379,775 | (11.1) | 0 | 1,206 | 0 | 0 | 4,598 | 2,250 | 16 |
| 21. 3 | 14,868 | 454,070 | (19.6) | 326,208 | (6.6) | 0 | 650 | 0 | 0 | 5,040 | 2,234 | 16 |
| 21. 6 | 13,882 | 500,393 | (18.2) | 381,321 | (7.4) | 0 | 912 | 0 | 0 | 5,619 | 2,446 | 16 |
| 7 | 14,834 | 494,285 | (14.0) | 375,498 | (5.1) | 0 | 714 | 0 | 0 | 5,681 | 2,465 | 16 |
| 8 | 13,900 | 503,530 | (11.9) | 380,918 | (4.5) | 0 | 713 | 0 | 0 | 5,679 | 2,506 | 16 |
| 9 | 14,673 | 499,838 | (9.8) | 333,832 | (△1.4) | 0 | 696 | 0 | 0 | 5,813 | 2,525 | 15 |
| 10 | 13,577 | 501,966 | (9.4) | 346,127 | (△5.9) | 0 | 735 | 0 | 0 | 5,925 | 2,573 | 15 |
| 11 | 14,025 | 500,659 | (7.8) | 347,002 | (△6.7) | 0 | 793 | 0 | 0 | 5,939 | 2,681 | 15 |
| 12 | 15,007 | 501,414 | (5.7) | 347,051 | (△8.6) | 0 | 700 | 0 | 0 | 6,054 | 2,688 | 15 |
| 22. 1 | 14,370 | 492,498 | (5.2) | 340,408 | (△9.0) | 0 | 722 | 0 | 0 | 6,165 | 2,697 | 15 |
| 2 | 13,437 | 494,535 | (4.3) | 341,343 | (△8.8) | 0 | 726 | 0 | 0 | 6,199 | 2,735 | 15 |
| 3 | 15,162 | 473,339 | (4.2) | 317,772 | (△2.5) | 0 | 486 | 0 | 0 | 6,311 | 2,610 | 13 |
| 4 | 14,440 | 497,457 | (1.4) | 381,151 | (1.1) | 0 | 709 | 0 | 0 | 6,389 | 2,673 | 14 |
| 5 | 14,076 | 489,011 | (0.2) | 375,099 | (0.8) | 0 | 751 | 0 | 0 | 6,354 | 2,692 | 13 |
| 6 | 13,741 | 488,671 | (△2.3) | 379,383 | (△0.5) | 0 | 801 | 0 | 0 | 6,400 | 2,727 | 13 |

| 年月末 | 有価証券 | 国債 | | | | | 社債 | | | 株 式 | | |
|---------|---------|--------|--------|---------|--------|-------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|
| | | 国債 | 地方債 | 短期社債 | 社債 | 公社公団債 | 金融債 | その他 | 株 式 | | | |
| 2018. 3 | 425,704 | (△0.1) | 76,964 | (△10.7) | 92,215 | 29 | 155,710 | (△4.2) | 69,544 | 16,126 | 70,038 | 9,585 |
| 19. 3 | 432,763 | (1.6) | 68,256 | (△11.3) | 93,313 | 19 | 151,570 | (△2.6) | 65,690 | 11,102 | 74,777 | 9,484 |
| 20. 3 | 430,760 | (△0.4) | 64,535 | (△5.4) | 85,744 | 19 | 154,969 | (2.2) | 59,529 | 6,855 | 88,584 | 8,647 |
| 20. 9 | 445,324 | (5.7) | 69,203 | (13.0) | 85,169 | 670 | 157,797 | (4.6) | 57,749 | 5,293 | 94,754 | 8,098 |
| 12 | 448,137 | (4.1) | 69,116 | (8.6) | 85,092 | 1,309 | 158,519 | (2.7) | 57,102 | 4,542 | 96,874 | 7,748 |
| 21. 3 | 465,724 | (8.1) | 77,454 | (20.0) | 85,387 | 599 | 159,262 | (2.7) | 57,567 | 3,877 | 97,818 | 9,865 |
| 21. 6 | 459,670 | (4.6) | 73,296 | (9.2) | 84,672 | 1,374 | 158,591 | (1.3) | 55,409 | 3,661 | 99,520 | 7,816 |
| 7 | 460,955 | (4.0) | 72,388 | (5.4) | 85,030 | 1,219 | 159,122 | (0.7) | 55,258 | 3,641 | 100,223 | 8,144 |
| 8 | 463,917 | (3.5) | 72,976 | (2.0) | 85,402 | 1,224 | 159,614 | (1.1) | 55,096 | 3,612 | 100,904 | 8,308 |
| 9 | 466,244 | (4.6) | 74,299 | (7.3) | 85,278 | 764 | 159,331 | (0.9) | 54,508 | 3,598 | 101,224 | 8,328 |
| 10 | 473,655 | (5.1) | 77,718 | (11.0) | 85,561 | 1,079 | 160,452 | (1.0) | 54,164 | 3,548 | 102,738 | 8,271 |
| 11 | 475,710 | (5.7) | 77,635 | (11.1) | 85,573 | 1,219 | 160,826 | (1.5) | 53,951 | 3,490 | 103,383 | 8,338 |
| 12 | 474,347 | (5.8) | 75,341 | (9.0) | 85,122 | 1,199 | 161,060 | (1.6) | 53,103 | 3,507 | 104,449 | 8,379 |
| 22. 1 | 483,803 | (6.9) | 81,793 | (12.6) | 85,126 | 1,179 | 161,245 | (1.7) | 53,011 | 3,498 | 104,736 | 8,427 |
| 2 | 488,830 | (6.6) | 85,985 | (11.6) | 85,086 | 1,159 | 161,721 | (2.0) | 52,872 | 3,497 | 105,352 | 8,543 |
| 3 | 486,875 | (4.5) | 84,181 | (8.6) | 83,716 | 589 | 161,228 | (1.2) | 52,365 | 3,508 | 105,355 | 11,343 |
| 4 | 488,163 | (6.3) | 85,294 | (13.5) | 83,362 | 839 | 162,021 | (2.0) | 51,669 | 3,514 | 106,838 | 9,064 |
| 5 | 491,513 | (6.4) | 85,531 | (13.3) | 83,066 | 759 | 162,483 | (2.3) | 51,250 | 3,509 | 107,722 | 8,989 |
| 6 | 492,444 | (7.1) | 86,690 | (18.2) | 82,506 | 619 | 163,427 | (3.0) | 50,420 | 3,494 | 109,512 | 8,873 |

| 年月末 | 余資運用資産計(A) | | | | 信金中金 利用額 (B) | 預貸率 | (A)/預金 | 預証率 | (B)/預金 | (B)/(A) | | |
|---------|------------|--------|--------|------------|--------------------|--------|---------|------|--------|---------|------|------|
| | 貸付信託 | 投資信託 | 外国証券 | その他の 証券 | | | | | | | | |
| 2018. 3 | 0 | 43,160 | 46,363 | 1,675 | 810,046 | (1.9) | 294,345 | 50.3 | 57.4 | 30.1 | 20.8 | 36.3 |
| 19. 3 | 0 | 47,908 | 60,316 | 1,893 | 829,333 | (2.3) | 300,565 | 50.1 | 57.7 | 30.1 | 20.9 | 36.2 |
| 20. 3 | 0 | 48,945 | 65,567 | 2,329 | 831,286 | (0.2) | 305,844 | 50.0 | 57.1 | 29.6 | 21.0 | 36.7 |
| 20. 9 | 0 | 49,631 | 72,554 | 2,198 | 922,941 | (10.1) | 338,902 | 49.6 | 59.2 | 28.5 | 21.7 | 36.7 |
| 12 | 0 | 50,825 | 73,268 | 2,257 | 945,340 | (11.3) | 379,775 | 49.4 | 59.8 | 28.3 | 24.0 | 40.1 |
| 21. 3 | 0 | 52,875 | 77,706 | 2,572 | 942,604 | (13.3) | 326,208 | 50.3 | 60.5 | 29.8 | 20.9 | 34.6 |
| 21. 6 | 0 | 52,821 | 78,747 | 2,349 | 982,941 | (11.3) | 381,321 | 49.0 | 61.4 | 28.7 | 23.8 | 38.7 |
| 7 | 0 | 53,141 | 79,495 | 2,413 | 978,953 | (9.0) | 375,498 | 49.1 | 61.2 | 28.8 | 23.5 | 38.3 |
| 8 | 0 | 53,345 | 80,610 | 2,435 | 990,263 | (7.7) | 380,918 | 48.8 | 61.7 | 28.9 | 23.7 | 38.4 |
| 9 | 0 | 53,695 | 82,093 | 2,451 | 989,808 | (7.2) | 333,832 | 49.1 | 61.8 | 29.1 | 20.8 | 33.7 |
| 10 | 0 | 54,160 | 83,916 | 2,494 | 998,450 | (7.2) | 346,127 | 48.8 | 62.1 | 29.4 | 21.5 | 34.6 |
| 11 | 0 | 54,621 | 84,956 | 2,538 | 999,825 | (6.8) | 347,002 | 48.7 | 62.2 | 29.6 | 21.6 | 34.7 |
| 12 | 0 | 55,081 | 85,592 | 2,569 | 1,000,229 | (5.8) | 347,051 | 48.9 | 62.0 | 29.4 | 21.5 | 34.6 |
| 22. 1 | 0 | 56,154 | 87,289 | 2,587 | 1,000,273 | (6.1) | 340,408 | 48.8 | 62.2 | 30.1 | 21.1 | 34.0 |
| 2 | 0 | 56,219 | 87,553 | 2,560 | 1,006,480 | (5.5) | 341,343 | 48.6 | 62.4 | 30.3 | 21.1 | 33.9 |
| 3 | 0 | 55,404 | 87,532 | 2,878 | 984,798 | (4.4) | 317,772 | 49.5 | 61.8 | 30.5 | 19.9 | 32.2 |
| 4 | 0 | 55,475 | 89,482 | 2,622 | 1,009,847 | (3.8) | 381,151 | 48.4 | 62.2 | 30.1 | 23.5 | 37.7 |
| 5 | 0 | 56,330 | 91,722 | 2,629 | 1,004,413 | (3.2) | 375,099 | 48.5 | 62.1 | 30.3 | 23.1 | 37.3 |
| 6 | 0 | 56,148 | 91,464 | 2,713 | 1,004,801 | (2.2) | 379,383 | 48.2 | 61.7 | 30.2 | 23.3 | 37.7 |

(備考) 1. ()内は前年同月比増減率

2. 預貸率=貸出金/預金×100(%)、預証率=有価証券/預金×100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)
3. 余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

2. (1) 業態別預貯金等

(単位:億円、%)

| 年 月 末 | 信用金庫 | | 国内銀行 (債券、信託を含む) | | 大手銀行 (債券、信託を含む) | | うち預金 | | | | 地方銀行 | |
|---------|--------------|-----|--------------------|-------|--------------------|-------|--------------|--------------|-----------|--------------|-----------|--------------|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | うち都市銀行 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 |
| | | | | | | | | 前年同月比 増減率 | | | | |
| 2018. 3 | 1,409,771 | 2.2 | 9,777,912 | 3.0 | 6,489,503 | 3.2 | 4,502,834 | 4.8 | 3,593,112 | 4.6 | 2,620,107 | 3.0 |
| 19. 3 | 1,434,771 | 1.7 | 9,918,647 | 1.4 | 6,581,688 | 1.4 | 4,592,791 | 1.9 | 3,755,950 | 4.5 | 2,681,866 | 2.3 |
| 20. 3 | 1,452,678 | 1.2 | 10,070,585 | 1.5 | 6,668,723 | 1.3 | 4,760,561 | 3.6 | 3,929,329 | 4.6 | 2,777,707 | 3.5 |
| 20. 9 | 1,556,379 | 6.9 | 10,514,174 | 6.2 | 6,913,477 | 5.3 | 5,071,382 | 10.0 | 4,167,414 | 10.6 | 2,934,785 | 8.0 |
| 12 | 1,579,500 | 7.7 | 10,625,669 | 7.1 | 6,945,539 | 6.2 | 5,084,986 | 10.0 | 4,154,038 | 10.6 | 3,002,622 | 8.8 |
| 21. 3 | 1,555,959 | 7.1 | 10,977,055 | 9.0 | 7,247,489 | 8.6 | 5,265,107 | 10.5 | 4,332,234 | 10.2 | 3,054,406 | 9.9 |
| 21. 6 | 1,597,593 | 4.9 | 11,018,502 | 5.4 | 7,232,291 | 5.4 | 5,247,183 | 4.3 | 4,303,082 | 3.6 | 3,116,520 | 6.2 |
| 7 | 1,594,303 | 3.7 | 11,001,147 | 5.3 | 7,225,013 | 5.2 | 5,230,791 | 3.8 | 4,283,921 | 3.5 | 3,107,988 | 6.5 |
| 8 | 1,601,468 | 3.2 | 11,010,412 | 4.8 | 7,236,028 | 4.9 | 5,247,689 | 3.8 | 4,302,659 | 3.7 | 3,107,340 | 5.7 |
| 9 | 1,597,902 | 2.6 | 11,008,363 | 4.7 | 7,253,964 | 4.9 | 5,250,513 | 3.5 | 4,313,300 | 3.5 | 3,089,859 | 5.2 |
| 10 | 1,604,483 | 2.6 | 11,037,750 | 4.9 | 7,266,222 | 5.4 | 5,264,248 | 4.1 | 4,321,683 | 4.3 | 3,103,499 | 5.0 |
| 11 | 1,602,516 | 2.4 | 11,083,399 | 4.2 | 7,300,945 | 4.3 | 5,308,092 | 3.1 | 4,351,444 | 3.2 | 3,115,247 | 5.0 |
| 12 | 1,610,111 | 1.9 | 11,055,350 | 4.0 | 7,237,147 | 4.1 | 5,262,391 | 3.4 | 4,300,795 | 3.5 | 3,145,404 | 4.7 |
| 22. 1 | 1,603,150 | 1.9 | 10,949,916 | 2.6 | 7,160,820 | 2.3 | 5,315,987 | 3.9 | 4,359,858 | 4.1 | 3,123,134 | 4.1 |
| 2 | 1,608,711 | 1.8 | 10,928,934 | 1.9 | 7,126,577 | 1.4 | 5,326,102 | 3.9 | 4,367,547 | 4.1 | 3,134,851 | 3.7 |
| 3 | 1,588,700 | 2.1 | 10,940,229 | △ 0.3 | 7,088,030 | △ 2.2 | 5,427,936 | 3.0 | 4,474,944 | 3.2 | 3,181,644 | 4.1 |
| 4 | 1,618,559 | 1.7 | 10,980,760 | △ 0.4 | 7,099,135 | △ 2.3 | 5,441,500 | 2.9 | 4,475,186 | 2.7 | 3,201,936 | 4.3 |
| 5 | 1,613,925 | 1.6 | 11,011,435 | △ 0.5 | 7,137,731 | △ 2.2 | 5,481,704 | 3.0 | 4,510,431 | 3.0 | 3,198,039 | 3.0 |
| 6 | 1,624,783 | 1.7 | | | | | | | | | | |

| 年 月 末 | 第二地銀 | | 郵便貯金 | | 預貯金等合計 | |
|---------|--------------|-------|--------------|-----|--------------|-----|
| | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | | 前年同月比 増減率 | |
| | | | | | | |
| 2018. 3 | 668,302 | 1.5 | 1,798,827 | 0.2 | 12,986,510 | 2.5 |
| 19. 3 | 655,093 | △ 1.9 | 1,809,991 | 0.6 | 13,163,409 | 1.3 |
| 20. 3 | 624,155 | △ 4.7 | 1,830,047 | 1.1 | 13,353,310 | 1.4 |
| 20. 9 | 665,912 | 7.7 | 1,874,272 | 3.0 | 13,944,825 | 5.8 |
| 12 | 677,508 | 8.5 | 1,897,530 | 3.1 | 14,102,699 | 6.6 |
| 21. 3 | 675,160 | 8.1 | 1,895,934 | 3.6 | 14,428,948 | 8.0 |
| 21. 6 | 669,691 | 2.2 | 1,919,777 | 2.3 | 14,535,872 | 5.0 |
| 7 | 668,146 | 1.3 | — | — | — | — |
| 8 | 667,044 | 0.4 | — | — | — | — |
| 9 | 664,540 | △ 0.2 | 1,915,979 | 2.2 | 14,522,244 | 4.1 |
| 10 | 668,029 | △ 0.3 | — | — | — | — |
| 11 | 667,207 | △ 0.2 | — | — | — | — |
| 12 | 672,799 | △ 0.6 | 1,939,198 | 2.1 | 14,604,659 | 3.5 |
| 22. 1 | 665,962 | △ 1.2 | — | — | — | — |
| 2 | 667,506 | △ 1.5 | — | — | — | — |
| 3 | 670,555 | △ 0.6 | 1,934,419 | 2.0 | 14,463,348 | 0.2 |
| 4 | 679,689 | △ 0.9 | — | — | — | — |
| 5 | 675,665 | 1.4 | — | — | — | — |
| 6 | | | | | | |

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、ゆうちょ銀行ホームページ等より作成
2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数
3. 国内銀行・大手銀行には、全国内銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。
4. 郵便貯金は2008年4月より四半期ベースで公表
5. 預貯金等合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の預貯金等の残高の合計により算出

2. (2) 業態別貸出金

(単位:億円、%)

| 年 月 末 | 信用金庫 | | 大手銀行 | | 都市銀行 | | 地方銀行 | | 第二地銀 | | 合 計 | |
|---------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-----|----------------|-------|----------------|-----|
| | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | | 前年同月比 増 減 率 | |
| 2018. 3 | 709,634 | 2.5 | 2,564,273 | 1.3 | 1,878,859 | △ 1.3 | 2,003,487 | 4.0 | 523,825 | 3.1 | 5,801,219 | 2.5 |
| 19. 3 | 719,837 | 1.4 | 2,571,752 | 0.2 | 1,992,328 | 6.0 | 2,091,002 | 4.3 | 521,568 | △ 0.4 | 5,904,159 | 1.7 |
| 20. 3 | 726,752 | 0.9 | 2,612,520 | 1.5 | 2,022,244 | 1.5 | 2,199,857 | 5.2 | 493,282 | △ 5.4 | 6,032,411 | 2.1 |
| 20. 9 | 773,323 | 7.4 | 2,741,453 | 7.0 | 2,138,295 | 7.8 | 2,276,024 | 5.3 | 515,735 | 6.8 | 6,306,535 | 6.4 |
| 12 | 782,032 | 7.9 | 2,730,980 | 6.0 | 2,122,596 | 6.6 | 2,290,291 | 4.9 | 523,168 | 6.8 | 6,326,471 | 5.9 |
| 21. 3 | 784,373 | 7.9 | 2,752,564 | 5.3 | 2,130,042 | 5.3 | 2,301,455 | 4.6 | 527,174 | 6.8 | 6,365,566 | 5.5 |
| 21. 6 | 784,506 | 4.4 | 2,718,938 | △ 2.0 | 2,098,381 | △ 3.2 | 2,318,567 | 2.8 | 515,002 | 1.1 | 6,337,013 | 0.7 |
| 7 | 785,340 | 3.0 | 2,710,737 | △ 1.6 | 2,088,097 | △ 3.1 | 2,327,923 | 2.5 | 517,057 | 0.6 | 6,341,057 | 0.6 |
| 8 | 783,020 | 2.0 | 2,708,946 | △ 1.4 | 2,083,036 | △ 2.8 | 2,324,565 | 2.1 | 515,953 | 0.2 | 6,332,484 | 0.4 |
| 9 | 786,442 | 1.6 | 2,715,909 | △ 0.9 | 2,086,451 | △ 2.4 | 2,333,700 | 2.5 | 517,045 | 0.2 | 6,353,096 | 0.7 |
| 10 | 785,143 | 1.2 | 2,706,998 | △ 0.7 | 2,077,075 | △ 2.2 | 2,338,741 | 2.4 | 517,244 | △ 0.0 | 6,348,126 | 0.7 |
| 11 | 783,303 | 1.0 | 2,723,889 | △ 0.9 | 2,087,774 | △ 2.5 | 2,342,512 | 2.7 | 517,157 | △ 0.2 | 6,366,861 | 0.6 |
| 12 | 788,777 | 0.8 | 2,732,352 | 0.0 | 2,094,031 | △ 1.3 | 2,357,289 | 2.9 | 521,731 | △ 0.2 | 6,400,149 | 1.1 |
| 22. 1 | 784,333 | 0.5 | 2,723,306 | △ 0.2 | 2,085,247 | △ 1.5 | 2,355,458 | 2.7 | 518,983 | △ 0.7 | 6,382,080 | 0.8 |
| 2 | 783,787 | 0.3 | 2,736,068 | △ 0.1 | 2,097,406 | △ 1.3 | 2,361,030 | 2.6 | 520,045 | △ 0.7 | 6,400,930 | 0.8 |
| 3 | 788,013 | 0.4 | 2,776,115 | 0.8 | 2,130,641 | 0.0 | 2,372,635 | 3.0 | 523,182 | △ 0.7 | 6,459,945 | 1.4 |
| 4 | 786,114 | 0.1 | 2,766,607 | 1.0 | 2,112,595 | △ 0.1 | 2,377,446 | 3.2 | 524,312 | △ 0.7 | 6,454,479 | 1.5 |
| 5 | 784,491 | △ 0.0 | 2,778,099 | 1.8 | 2,119,027 | 0.5 | 2,382,332 | 2.8 | 525,074 | 2.0 | 6,469,996 | 1.9 |
| 6 | 785,824 | 0.1 | | | | | | | | | | |

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』等より作成
2. 大手銀行は、国内銀行－(地方銀行＋第二地銀)の計数
3. 合計は、単位(億円)未滿を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出

MEMO

ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご利用ください。

また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【ホームページの主なコンテンツ】

- 当研究所の概要、活動状況、組織
- 各種レポート
 - 内外経済、中小企業金融、地域金融、
 - 協同組織金融、産業・企業動向等
- 刊行物
 - 信金中金月報、全国信用金庫概況・統計等
- 信用金庫統計
 - 日本語／英語
- 論文募集

【URL】

<https://www.scbri.jp/>



ISSN 1346-9479

信金中金月報

2022年9月1日 発行

2022年9月号 第21巻 第9号(通巻599号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03(5202)7671 FAX 03(3278)7048

<本誌の無断転用、転載を禁じます>



SCB

信金中央金庫